

平成22年 9月 決算特別委員会

平成二十二年決算特別委員会

決算特別委員会会議録第二号

日 時 平成二十二年十月一日（金曜日）

場 所 大会議室

出席委員（四十八名）

委員長	小畑敏雄
副委員長	西村じゅんや
副委員長	田中優子
	石川征男
	大場やすのぶ
	上島よしもり
	宍戸のりお
	下山芳男
	菅沼つとむ
	鈴木昌二
	畠山晋一
	山口ひろひさ
	山内 彰
	飯塚和道
	市川康憲
	岡本のぶ子
	佐藤弘人
	杉田光信

高久則男

高橋昭彦

平塚敬二

諸星養一

上杉裕之

風間ゆたか

重政はるゆき

すがややすこ

中塚さちよ

中村公太郎

藤井まな

岸 武志

桜井 稔

里吉ゆみ

中里光夫

村田義則

桜井純子

竹村津絵

山木きょう子

吉田恵子

大庭正明

小泉たま子

唐沢としみ

羽田圭二

木下泰之

あべカ也

稲垣まさよし

上川あや

ひうち優子

青空こうじ

出席事務局職員

議事担当係長 林 勝久

出席説明員

区長 熊本哲之

副区長 平谷憲明

副区長 森下尚治

世田谷総合支所 総合支所長 千葉信哉

北沢総合支所 総合支所長 安水實好

玉川総合支所 総合支所長 西澤和夫

砧総合支所 総合支所長 須田成子

烏山総合支所 総合支所長 河合岳夫

政策経営部 部長 金澤博志

財政課長 岩本 康

研修調査室 室長 野澤 永

総務部 部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

庁舎計画担当部 部長 峯田政和

危機管理室 室長 内田政夫

財務部	部長	霧生秋夫
施設営繕担当部	部長	中杉和明
生活文化部	部長	城倉 茂
スポーツ振興担当部		
	部長	山崎廣孝
環境総合対策室	室長	田中 茂
産業政策部	部長	杉本 亨
清掃・リサイクル部		
	部長	板谷雅光
保健福祉部	部長	藤野智子
梅ヶ丘整備担当部		
	部長	真野源吾
地域福祉部	部長	堀川雄人
子ども部	部長	堀川能男
世田谷保健所	所長	西田みちよ
都市整備部	部長	板垣正幸
生活拠点整備担当部		
	部長	春日敏男
みどりとみず政策担当部		
	部長	吉村靖子
道路整備部	部長	山口浩三
交通政策担当部	部長	工藤健一
土木事業担当部	部長	吉田 博
会計室	会計管理者	高山 博

教育長 若井田正文

教育次長 佐藤健二

教育環境推進担当部

部長 古閑 学

教育政策部 部長 萩原賢一

選挙管理委員会事務局

局長 杉野憲三

監査事務局 局長 柳澤正孝

本日の会議に付した事件

認定第一号 平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定

認定第二号 平成二十一年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第三号 平成二十一年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定

認定第四号 平成二十一年度世田谷区老人保健医療会計歳入歳出決算認定

認定第五号 平成二十一年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第六号 平成二十一年度世田谷区中学校給食費会計歳入歳出決算認定

(総括説明、総括質疑)

午前十時開議

○小畑 委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○小畑 委員長 本日から、当委員会に付託されております平成二十一年度決算認定六件の審査を行うわけではありますが、さきに決定しております運営方針及び審査日程等に基づき、委員会を運営してまいりますので、委員並びに理事者の皆様のご協力の

ほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、まず区長よりあいさつをしていただき、引き続き政策経営部長より総括的な説明を受けた後、各会派の質疑に入ります。

それでは、区長のあいさつをお願いいたします。

◎熊本 区長 おはようございます。

ただいま委員長からのお話にございましたように、平成二十一年度の世田谷区各会計歳入歳出決算をご審議いただく決算特別委員会開催に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

平成二十一年度におきましては、平成二十年秋の世界金融危機に端を発した景気後退の影響により、特別区交付金などの大幅な減収を受け、予算の減額補正を行うなど、区財政は大変厳しい状況となりました。しかしながら、健全な財政運営に努め、実質収支は二十一億円余の黒字となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が低下するなど、引き続き財政の健全化を維持しております。

決算状況の詳細につきましては後ほどご説明させていただきますが、ご審議の中で委員の皆さんからいただきましたご意見やご提案を踏まえまして、引き続き区民の目線に立った区政運営に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

委員の皆さんには、長期間にわたる委員会でございますので、くれぐれも健康にはご留意いただきまして、ご審議いただき、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。

以上です。よろしくお願い致します。

○小畑 委員長 以上で区長のあいさつは終わりました。

次に、政策経営部長より説明をお願いいたします。

◎金澤 政策経営部長 おはようございます。

平成二十一年度世田谷区各会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元の「世田谷区各会計主要施策の成果」に沿いましてご説明をいたします。

三ページをお開きください。

初めに、平成二十一年度の財政運営の概要についてご説明をいたします。

平成二十一年度の我が国の経済は、平成二十年秋の世界的な金融危機に端を発する急速かつ大幅な景気後退の影響により、国内総生産の実質成長率はマイナス二・〇%となり、戦後最悪だった平成十九年のマイナス三・六%とあわせ二年連続の減少となり、失業率も高水準で推移するなど、大変厳しい状況にありました。政府による基調判断は、厳しい状況にある中で、徐々に持ち直しの動きが見られるとされたものの、雇用情勢や海外景気、デフレや金融資本市場の変動など、景気の下押しリスクが指摘される状況が続きました。

このような経済情勢の中、世田谷区では、一層徹底した行財政改善のもと、効率的な財源配分を行って、世田谷区実施計画の年次目標の達成を目指すとともに、緊急総合経済対策、保育サービス待機児対策、新型インフルエンザ対策などの喫緊の課題を初め、区民の生命と財産を守ることを最優先に区政運営に取り組んでまいりました。

平成二十一年度の一般会計の当初予算額は、歳入では、市町村民税法人分の急激な落ち込みを背景に、特別区交付金が大幅な減少となる一方、歳出では、仮称二子玉川公園や都市計画道路用地の取得、障害者自立支援給付、私立保育園運営などの子ども関連経費、学校改築工事費などが増加いたしまして二千四百十七億八百万円、前年度比二・七%の増となりました。その後、新型インフルエンザ対策や保育施設整備、生活保護費などの経費を計上するとともに、景気悪化の影響による特別区税、特別区交付金の大幅な歳入減少への対応をするなどのため五次にわたる補正を行いまして、最終予算額は二千四百七十七億六千万円となりました。

それでは、一般会計の決算についてご説明を申し上げます。四ページをお開きください。

なお、これから説明いたします決算額などの金額は、百万円未満を四捨五入した概数で申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

第1表の一般会計実質収支前年度比較をごらんください。表の左の欄に丸Aと表記されておりますが、平成二十一年度の歳入総額は二千五百五億三千四百万円、前年度比〇・二%の増となっております。次に、丸Bの歳出総額は二千四百七十三億一千百万円、前年度比六・七%の増となっております。この結果、丸Cの歳入歳出差引額は三十二億二千二百万円となり、これから丸Dの翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました丸Eの実質収支は二十一億百万円となっております。また、丸Gの財政調整基金への積立額一億円を加えた丸Jの実質単年度収支はマイナス十四億八千三百万円となりました。

次に、五ページの第2表、一般会計歳入決算前年度比較についてご説明をいたします。

歳入における主な増項目でございますが、18の繰越金が定額給付金等支給事業を平成二十年度から二十一年度に繰り越した影響などにより百四億八千三百万円、一三六・七%の増、20の特別区債が公園用地買収事業の増などにより五十億三千八百万円、五〇三・八%の増、14の都支出金が公園用地取得や市街地再開発事業に対する都市計画交付金の増加などにより二十三億五千八百万円、一八・五%の増などとなっております。

一方、減項目といたしましては、9の特別区交付金が景気後退に伴う調整税の減などにより百億四千八百万円、二四・二%の減、13の国庫支出金が定額給付金等支給事業の減などにより七十三億一千九百万円、一八・六%の減、1の特別区税が給与所得等の減少などにより十四億四千万円、一・二%の減などとなっております。

六ページをお開きください。第3表、一般会計歳入決算財源構成でございます。これは、歳入科目ごとの一般財源と特定財源の内訳を記載したものでございます。この表の下から二行目の合計欄をごらんください。一般財源の構成比が六六・七%、特定財源が三三・三%となっております。

続きまして、七ページの第4表、平成二十一年度都区財政調整結果についてご説明をいたします。

まず、上段に掲げました普通交付金の表、下から五行目、基準財政収入額の合計丸A欄をごらんください。平成二十一年度決定額の再調整欄は千百五十一億九千三百万円となっており、前年度に比べ十億八百万円の増と算定されております。

次に、三行下の基準財政需要額の合計丸B欄でございますが、平成二十一年度は当初算定から減額の再調整が行われ、千四百四十四億二千八百万円となっており、前年度に比べ八十四億四百万円の減と算定されております。

この結果、一番下の行の普通交付金の差引交付額は二百九十二億三千五百万円で、前年度に比べ九十四億一千二百万円、二四・四%の減となりました。

また、その下の表の特別交付金は、災害などの特別の財政需要などによる経費や、基準財政需要額で捕捉されなかった財政需要などの合計で、二十二億四千七百万円と算定され、前年度に比べ六億三千六百万円、二二・一%の増となっております。

八ページをお開きください。以上の結果、一番上の説明文の最後に記載していただきますように、特別区財政調整交付金の決算額は、普通交付金と特別交付金を合わせた総額で三百十四億八千三百万円、前年度に比べ百億四千八百万円、二四・二%の減となっております。

続きまして、第5表【A】、一般会計歳出決算前年度比較についてご説明をいたします。この表は、款別の歳出決算を前年度と比較したものでございます。

歳出における主な増項目といたしましては、2の総務費が定額給付金等支給の増な

どにより八十三億八千五百万円、三三・四％の増、3の民生費が生活保護法に基づく保護費や特別会計繰出金の増などにより六十九億七千万円、一〇・一％の増、7の土木費が都市計画道路用地買収や公園用地買収の増などにより二十八億一千九百万円、七・四％の増、6の産業経済費が緊急雇用創出事業の増などにより五億七百万円、三四・〇％の増となっております。

一方、減項目といたしましては、9の職員費が退職手当の減や給与改定による期末手当の減などにより十九億七千六百万円、四・二％の減、11の諸支出金が財政調整基金積立金の減により十億四百万円、八七・三％の減、10の公債費が特別区債の元利償還金の減により六億四千百万円、五・一％の減となっております。

続きまして、九ページの第5表【B】でございますが、これは、ただいまご説明いたしました第5表【A】の9職員費を関係各款に加え、配分し直した表でございます。

平成二十一年度の各款別の構成比であります。3の民生費が三六・四％と最も高く、続いて、2の総務費が一九・一％、7の土木費が一八・四％、8の教育費が一・三％の順となっております。

一〇ページをお開きください。第6表でございます。これは、平成二十年度から二十一年度に繰り越した事業の執行状況を示すものでございます。

繰越明許費は定額給付金等支給事務など十六事業、事故繰越しは路面改良（世田谷・北沢）など六事業となっており、繰越額、執行額等は記載のとおりでございます。

次に、一一ページの第7表、平成二十一年度繰越事業でございます。これは、平成二十一年度から平成二十二年へ繰り越しました事業について記載しております。繰越明許費は、システム開発及び改善など十事業、事故繰越しは都市計画道路用地取得など六事業で、繰越額は合計で三十一億六千三百万円となっております。

次に、下の第8表、一般会計歳出決算性質別内訳でございます。

人件費、行政運営費及び投資的経費の区分による決算額、構成比等は記載のとおり

でございます。

一二ページをお開きください。第9表は、各特別会計の決算収支について記載したものでございます。特別会計につきましては、後ほど概要をご説明いたします。

以上が平成二十一年度財政運営の概要でございます。

続きまして、主要事業を説明させていただきます。一五ページから一九ページまでの主要事業の総括に沿って説明をさせていただきます。

一六ページをお開きください。

なお、主要事業の各項目は、平成二十年度から平成二十三年度までの世田谷区実施計画に基づいて記載しております。

まず、一番左の欄、縦書きの大項目「1安全で安心なまち」でございます。ここでは中項目ごとに説明をさせていただきます。

まず、「1—1地域社会の安全の確保」につきましては、決算額が十五億三千三百万円となっております。主な事業は、木造住宅密集地域における道路整備などの防災街づくりや、建築物の耐震相談・耐震改修助成の実施、防犯カメラ等防犯設備の設置助成などでございます。

次に、「1—2安全に移動できる都市基盤と区民生活を支える公共交通の整備」につきましては、決算額が八十五億一千四百万円となっております。主な事業は、電線類地中化などの安全な歩道づくりや、都市計画道路及び主要生活道路の整備、自転車駐輪場の整備や放置自転車の撤去などでございます。

次に、「1—3区民生活の安心の実現」につきましては、決算額が十億六千三百万円となっております。主な事業は、消費者被害を防止するための出前講座の実施、高齢者安心コールの充実、障害者の日中活動の場やグループホーム等居住の場の充実などでございます。

全体の決算額は百十一億一千百万円、八五・一%の執行率となっております。

次に、大項目「2 魅力的で活力あふれるまち」についてご説明いたします。

まず、「2—1 にぎわいのあるまちづくり」につきましては、決算額が八十九億二千三百万円となっております。主な事業は、二子玉川東地区市街地再開発事業や、交通広場の整備、観光事業の推進などでございます。

次に、「2—2 世田谷だからできる魅力ある産業の振興」につきましては、決算額が五千二百万円となっております。主な事業は、区民の就業支援や農産物共同直売所の整備支援など都市型農業の推進などでございます。

全体の決算額は八十九億七千五百万円、七九・三%の執行率となっております。

次に、大項目の「3 健康でやすらぎのあるまち」についてご説明をいたします。

まず、「3—1 水と緑が豊かで美しいまちなみのある世田谷づくり」につきましては、決算額が九十九億五千五百万円となっております。主な事業は、公園・緑地の用地買収や整備、国分寺崖線などの樹木・樹林地の保全、地区計画の策定などでございます。

次に、「3—2 快適な環境で持続可能な地域社会の実現」につきましては、決算額が一億八千百万円となっております。主な事業は、住宅用太陽光発電システム機器設置費助成や、CO2ダイエット宣言の実施、区民主体の資源回収支援などでございます。

次に、「3—3 健康づくり・疾病予防の推進」につきましては、決算額が四億八千五百万円となっております。主な事業は、認知症予防プログラムや介護予防普及啓発事業の実施などの介護予防施策の推進、食育など食を通じた健康づくりの推進事業などでございます。

全体の決算額は百六億二千百万円、九七・五%の執行率となっております。

一八ページをお開きください。大項目「4 世田谷の文化を育み、未来が輝くまち」についてご説明をいたします。

まず、「4—1次代を担う人づくり」につきましては、決算額が二十五億七千二百万円となっております。主な事業は、世田谷九年教育の実現に向けた取り組み、ICTを活用した情報教育環境の整備、配慮の必要な子どもへの支援の充実などがございます。

次に、「4—2安心して子どもを育てられる環境づくり」につきましては、決算額が三十一億九千三百万円となっております。主な事業は、保育サービス待機児解消に向けた保育施設の整備、子育てステーションの開設などの子育て環境の支援、充実などがございます。

次に、「4—3世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり」につきましては、決算額が一億七千五百万円となっております。主な事業は、ジュニアオーケストラ設立に向けた取り組みなど音楽事業の充実、次代を担う若手アーティストを初めとする区民の文化芸術活動への支援、生涯スポーツの振興などがございます。

全体の決算額は五十九億四千百万円、九〇・七%の執行率となっております。

次に、大項目「5区民が創るまち」についてご説明をいたします。

「5—1協働のまちづくり」につきましては、決算額が八千五百万円となっております。主な事業は、地域の絆再生支援事業の実施や、区の主要な計画等に区民意見を反映するためのパブリックコメントの実施などがございます。

次に、「5—2男女共同参画推進のまちづくり」につきましては、決算額が五千二百万円となっております。主な事業は、ワーク・ライフ・バランスの推進事業や、男女共同参画講座の実施、DV被害者への支援などがございます。

全体の決算額は一億三千七百万円、七六・七%の執行率となっております。

以上、主要事業の総合計は、決算額三百六十七億八千五百万円、八七・六%の執行率となっております。

以上が主要事業の総括説明でございます。

なお、二〇ページからは実施計画事業別の実績等についてまとめてございます。

主要事業の各分野、各事業の概要、実績等については二五ページから一七五ページまでに記載し、予算の執行実績につきましては一八三ページ以降に記載をしております。

次に、特別会計の決算概要につきましてご説明をいたします。

まず、国民健康保険事業会計でございます。四三八ページをお開きください。

歳入の歳入合計欄に記載のとおり、収入済額は七百四十六億三千五百万円、九八・七％の収入率となっております。前年度比では二十億四千五百万円、二・七％の減となっております。

次に、四四〇ページをお開きください。歳出の歳出合計欄に記載のとおり、支出済額は七百二十一億五千四百万円、九五・四％の執行率となっております。前年度比では十億三千五百万円、一・四％の減となっております。内容といたしましては、保険給付費が増となる一方、老人保健拠出金や共同事業拠出金が減となったことなどによるものです。

次に、後期高齢者医療会計についてご説明をいたします。四八六ページをお開きください。

歳入の歳入合計欄に記載のとおり、収入済額は百四十五億六千二百万円、九三・一％の収入率となっております。前年度比では十億二千九百万円、七・六％の増となっております。

その下段の歳出の歳出合計欄に記載のとおり、支出済額は百四十四億九千九百万円、九二・七％の執行率となっております。前年度比では十億五千九百万円、七・九％の増となっております。内容といたしましては、被保険者数の増加により、広域連合への療養給付費負担金や保険料等負担金が増となったことなどによるものです。

次に、老人保健医療会計についてご説明をいたします。五〇八ページをお開きくだ

さい。

歳入の歳入合計欄に記載のとおり、収入済額は五億一千九百万円、九八・一%の収入率となっております。前年度比では五十三億七千八百万円、九一・二%の減となっております。

その下段の歳出の歳出合計欄に記載のとおり、支出済額は五億一千二百万円、九六・八%の執行率となっております。前年度比では五十三億七千五百万円、九一・三%の減となっております。

老人保健医療会計は、後期高齢者医療会計の新設に伴い、平成二十二年度まで経過措置として存続しているものでございます。

次に、介護保険事業会計についてご説明をいたします。五二四ページをお開きください。

歳入の歳入合計欄に記載のとおり、収入済額は四百二十二億五千二百万円、九八・八%の収入率となっております。前年度比では十九億二千五百万円、四・八%の増となっております。

次に、五二六ページをお開きください。歳出の歳出合計欄に記載のとおり、支出済額は四百十八億一千万円、九七・七%の執行率となっております。前年度比では十六億二千五百万円、四・〇%の増となっております。内容といたしましては、要介護・要支援認定者数の増加などに伴い保険給付費がふえたことによるものでございます。

次に、特別会計の最後、中学校給食費会計でございます。五八〇ページをお開きください。

歳入の歳入合計欄に記載のとおり、収入済額は一億八千三百万円、九二・二%の収入率となっております。前年度比では二千九百万円、一三・六%の減となっております。

その下段の歳出の歳出合計欄に記載のとおり、支出済額は一億八千二百万円、九

一・九%の執行率となっております。前年度比では二千九百万円、十三・八%の減となっております。内容といたしましては、共同調理場方式から自校調理方式への移行に伴う対象生徒数の減によるものでございます。

以上、平成二十一年度世田谷区各会計歳入歳出決算概要の説明を終わらせていただきます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○小畑 委員長 以上で政策経営部長の説明は終わりました。

○小畑 委員長 ただいまから総括質疑に入ります。

質疑者はネームプレートを質疑者席にお持ちいただくようお願いいたします。なお、持ち時間の終了五分前には予鈴と質疑者席の緑ランプの点灯でお知らせいたします。さらに、一分前には赤ランプの点滅でお知らせをいたします。

また、質疑をされる委員の方は、マイクから離れ過ぎないようにお願いいたします。

続いて、理事者の皆様に申し上げます。答弁は簡潔、明瞭にお答えいただきますようお願いいたします。

また、決算運営委員会において、やむを得ない場合は理事者が席を離れることを認めると確認されておりますので、ご無理をなさらないでください。

それでは、総括質疑に入ります。

自由民主党、どうぞ。

◆上島 委員 おはようございます。

それでは、自由民主党の質問を始めさせていただきます。

まず初めに、財政運営について伺ってまいりたいと思います。今年度の予算審議では、財政について大変厳しい、かつて経験したことがないという表現が使われました。これは平成二十年秋以降の世界的な経済不況の影響を受けたことでこういったこと

になってきているわけですが、これまでもバブル崩壊など深刻な不況を既に経てきておりまして、その都度税収や財調の落ち込みは激しかったわけでございます。ここでかつて経験したことがないというのはどういう状況であるのかと質疑されたことは記憶に新しいところであります。

今回、二十一年度の決算では、年度途中からの大幅な税収の落ち込みを反映してマイナス補正を行いまして、最終的にはマイナス百十四億円と大幅な減額となり、また、こうした減収の影響で、財政健全度を示す指標である経常収支比率は八五%にはね上がっているという状況です。こういった財政状況の問題の背景には、税収減だけでなく、社会保障費を初めとする行政運営費の大幅な増加なども指摘されておりますが、区は、二十一年度決算から、この財政状況の評価、また、問題意識をどのようにお持ちになっているのか、まず伺いたいと思います。

◎金澤 政策経営部長 かつてない財政状況というふうに申し上げてございましたが、そのことにつきましては、二十二年度予算の審議の際に、財調交付金が二十年度――これは当初予算でございますが、それが二十一年度の補正の間に百五十七億円の減、特別区税が二十一年度当初から二十二年当初に五十一億円の減と、ほぼ同時期に落ち込んでいる状況。また、歳出予算における経常的な行政運営費の比重が高まりまして年度間の財政調整が難しくなっている点などがあったことから、そのようにご説明をしたところでございます。

二十一年度の区政運営につきましては、安全安心の取り組みを初めとする区の重点施策に着実に取り組むとともに、国の経済危機対策を受けました緊急総合経済対策や保育サービス待機児対策など喫緊の課題に対し、五次にわたる補正を行い対応してきたところでございます。一方で、生活保護費や障害者自立支援給付などの扶助費が前年度比一二・二%の増、歳出全体における構成比も〇・八ポイント上昇して一六・一%となるなど、一般財源が大きく減少する中で経常的な財政需要の拡大に対応したこと

から、経常収支比率、これは数値が低いほど財政構造が弾力性があるとされているんですが、この経常収支比率が五・七ポイント増の八五%と、二十三区で六番目の高さとなっており、健全化判断比率のほうは適正範囲にあるなど、財政の健全性を維持しているものと私どもは判断しておりますが、厳しい財政見通しの中、基金残高の確保など、財政基盤の一層の強化が必要であると認識しているところでございます。

◆上島 委員 区は現在、来年度の予算編成を進めているさなかでありますけれども、我が国の景気状況を考えますと、大幅な歳入増加というのは見込めないことは明らかであります。平成二十二年度の予算フレームについては、東京都の税収見込みの下方修正に伴い、財調交付金の見込みを九月に示した額より七十億円の下方修正をするという異例の事態となりました。

そこで、来年度の予算フレームは、こうした経緯や問題意識を踏まえ設定されていると思いますが、そこで、どのような歳入見通しを持って、また、歳出削減の取り組み、基金、起債の活用をどのように想定しているのか伺いたいと思います。

◎金澤 政策経営部長 平成二十三年度予算編成に当たりましては、今年度の税収見込みや政府経済見通し等を参考に歳入の大枠を見積もるとともに、事業計画等に基づき歳出を見込み、収支均衡した財政フレームを作成して編成作業の基礎としてございます。

歳入のうち特別区税につきましては、今年度の区民税当初賦課の状況や賃金指数等の各種経済指標をもとに、今年度比で約三十七億円の減額を見込んでおります。一方、特別区交付金につきましては、八月に示された普通交付金の当初算定結果などを踏まえて約三十億円の増額を見込んでいるところでございます。

歳出につきましては、今年度予算額を基礎に、生活保護など社会保障費や公共施設整備費などの増額、市街地再開発や公園など大規模事業の年次計画による減額などを

折り込むとともに、政策点検方針に基づく点検、検証を初め、各部の創意工夫による事業費の削減効果を念頭に置いて見通しを立ててございます。なお、起債の活用は、引き続き残高が逓減する範囲で想定してございまして、基金の繰り入れにつきましては、今年度比約五十億円以上の減額ということでフレームを満たせるところでございます。

これらの収支見込み、フレームの総額は、あくまで当初のフレームでございますけれども、二十二年度予算比でマイナス二・五%、約六十三億円のマイナス予算の規模としているところでございます。

◆上島 委員 フレーム総額で、今年度比でマイナス六十三億円の予算規模としているというのは非常に厳しい数字だと思います。しかし、大幅な税収減や社会保障費の増加には、区民の、また、区内景気の落ち込みというのが影響しているわけですが、そういう意味では、ただ区の歳出を絞ればいいという考えでは、私はいけないと思っております。将来に向けて必要な事業については、こういう状況においても着実に取り組む、また、こういう状況だからこそ先行投資を行うといった判断も求められてくると思います。そのバランスこそが政策的な判断であると考えますが、この点について区長はどのようにお考えでしょうか。

◎熊本 区長 ご承知のように、私は、八十四万区民の生命と財産を守ることを区政の最優先課題として取り組んできているわけで、そのために、これまでも子育て、健康、また、経済危機などの喫緊の課題に対しては、その時々の方針判断で重点的に財源を配分し、解決に向けて対応を図ってきたところでございます。二十三年度予算編成に当たりましても、常に区民の目線に立ち、現在、そして将来に向けて今やらなくてはならない事業について、私が優先課題を判断して、厳しい財政状況の中にあっても確実に取り組む必要があると考えております。

◆上島 委員 区長のおっしゃるとおり、優先課題をしっかりとらえて、財政状況をかんがみ、順次進めていくことが非常に重要であるというふうに思います。

そこで、優先順位の考え方なのでございますけれども、平成二十一年度では緊急経済対策として公共事業の前倒しを行ってきました。そして、今年度では逆に公共事業の先送りというのをやっているわけでありまして、区内事業者もぎりぎりのところで耐えているといった状況に今あるわけでありまして、こういうときこそ必要な事業はしっかりと行っていく。特に低金利のさなかにありますので、起債余力を活用して事業推進を図って、区内経済の活性化を期することが私はここで必要になってくると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 特別区債につきましては、基礎的財政収支、借入額と償還額の差でございますけれども、これの黒字を維持し、この間確実に残高を逡減させてきてございまして、平成二十一年度末残高は七百七十一億円と、平成十五年度と比較して約五百億円の減となっております。

起債余力の活用というようなお指摘でございますが、区が発行できる起債の対象は、主に学校、保育所等の施設や、公園、道路等土木施設の整備などに限られる状況にございまして、その中で、収支状況を踏まえまして各年度発行してございます。平成二十年度十億円、二十一年度四十億円、二十二年度八十六億円と発行してございますが、区の事業計画等の着実な実行に対応しているものと考えてございます。

健全財政の維持の観点から、基礎的財政収支について引き続きプラスに保つことは非常に重要なことだと考えておりまして、区内経済の活性化は重要な課題であり、今後、予算編成の中で、歳出全体の構成、将来負担とのバランスを見きわめて対応してまいりたい、そのように考えています。

◆上島 委員 財政は基本でありまして、また、非常に重要であると思います。しかし、これは最終目的ではありません。そういう意味では、ぜひ区内の経済対策という

ものもしっかりと踏まえて事業を推進していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。二子玉川周辺について伺います。

二子玉川駅周辺は、東京の西の玄関口でありまして、また、広域生活拠点の一つとして、再開発の一期事業が今年度末に完了する予定で、また、引き続き二期事業も始まる中、仮称二子玉川公園は、二子玉川の区民の憩いの場、また、緑の拠点となる大変重要な役割を担っているものと考えます。

公園の計画づくりについては、地域住民による検討会からの提案などを踏まえ、ことし六月には基本計画を策定したとの報告を受けておりまして、着実に検討が進んでいるようであります。基本計画を拝見しましたところ、再開発側の区域については二年半後の平成二十四年度末の完成予定となっております。整備の検討も進んでいるものと思われま。そこでお尋ねいたしますが、平成二十四年度末の完成部分についてはどのような整備を予定しているのかお聞かせいただきたいと伺います。

◎春日 生活拠点整備担当部長 二子玉川公園の整備内容につきましては、先ほどお話がありましたように、地域住民の皆さんによる検討会からの提案を受けまして、ことしの六月に基本計画を策定したところでございます。その中身につきましては、安全安心、みどりとみずの拠点、憩いと健康などの基本的な整備イメージを策定したところでございます。現在、ワークショップやアンケートなどによりまして、地域にお住まいの方々の意見を伺いながら詳細な整備内容の検討を進めているところでございます。このうち、今お話しした平成二十四年度末の完成予定の部分でございますが、再開発区域と接する区域を中心に、公園全体面積の六・三ヘクタールでございますけれども、おおむね半分の面積の完成を目指しております。

具体の整備内容でございますけれども、再開発区域から公園を通りまして多摩川河川敷にもつながる歩行者空間、また、多摩川の流れや富士山、国分寺崖線の緑を眺望できる広場、また、基本計画に示しております庭園につきましては日本庭園として整

備するほか、地域交流にもイベントとして活用できるような広場や公園の管理棟、駐車場などの主な施設につきまして整備していく考えでございます。

◆上島 委員 今のご答弁の中に、基本計画に示してある憩いの場、庭園というものは日本庭園にしていくということでございますけれども、この二子玉川は再開発事業の完成も間近で、多くの人の来訪が予想される中、実際、区内の公園で日本庭園というのはこれまでなかったわけです。そういったことを考えますと、この公園の中に日本庭園ができるということは特色ある公園としても期待ができると思います。しかし、同時に、日本庭園というのはお金がかかるのではないかと、そういうふうなイメージもあるわけでございます。

今般、厳しい財政状況の中、財源として国の交付金などを活用していくというふう聞いておりますけれども、公園全体、庭園を含めまして、基本計画に示す整備費総額の十七億五千万円の範囲内でしっかりとできるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

◎春日 生活拠点整備担当部長 今、お話にありましたように、公園の整備につきましては、庭園、その他の施設を含めまして、基本計画に示させていただきました整備費の範囲内で整備できるものと考えております。庭園につきましては、基本計画にお示ししましたイメージ写真を掲載しておりますけれども、整備のレベルといたしましては、代沢周辺地域の北沢川緑道と同程度のつくりになるものと考えております。また、庭園の検討に際しましては、専門家の意見も伺いながら、整備費用だけでなく、管理・運営費用の低減も図りながらよりよい計画づくりを目指してまいります。

◆上島 委員 まず、投資の部分もお金の心配はあるんですが、加えてやはりランニングコストの心配も出てくるわけでありまして。これは日本庭園だけでなく、公園全体の管理について考えていきたいと思うんですが、区の財政状況が厳しい中であります。

そういう中で、整備費用については国の交付金などを活用するということですが、管理費は毎年実際区としてかけていくものであります。単に費用を削減することで公園全体の管理がおろそかになってはいけませんし、ぜひ管理のあり方について、お金のかからない工夫というのをやっていただきたいなと思います。例えば、多少専門的な知識を有する公園の管理をできるグループというのも区内には幾つか存在しているようでございますので、そういった区民の力をかりながら公園全体の管理について考えていく。費用を抑えつつも良質の公園が維持できるように設計段階から意識してつくっていくことが重要だと私は考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎春日 生活拠点整備担当部長 今、委員のご指摘がございましたように、厳しい財政状況でございますので、整備費用につきましては、国の交付金等を活用する一方で、管理、運営につきましても経費の低減を図れるよう取り組みを進めてまいりたいと思っております。

具体的な手法でございますけれども、まだ検討中でございますが、LEDによる照明や太陽光などの自然エネルギーを活用するなど、設計段階から管理費用の低減をできる整備手法を検討してまいりたいというふうに存じます。また、施設の管理につきましては、民間の活力を活用することで支出の低減を図るとともに、駐車場料金での収入を確保するなど、管理・運営費用の低減を図ってまいります。

また、さらに、先ほどお話がありましたような専門的な知識を持つボランティアの協力などを得まして、二子玉川のこれからの新しい管理の手法につきましても研究を進め、良質な公園を維持しながら、管理費の一層の低減に向けまして検討を進めてまいります。

◆上島 委員 やはり二子玉川は西の玄関口ということで、特に、公園がどのような形になるかということは町のイメージを大きく左右する重要なところだと思います。

ぜひしっかりと検討をお願いしたいと思います。

続きまして、環境について伺ってまいりたいと思います。

ことしの夏は本当に大変な暑さでございました。ことしが特別だったというふうに考えたいですけれども、こういったことが恒常化することも予想されているとも伺っております。暑ければそれだけクーラーが使われまして、まさに環境にとっては悪循環になっていると思います。また、屋内においても熱中症にかかって、全国で何人も犠牲者が出て、ただ暑かったというだけでは済まされない事態も発生しております。少し大げさかもしれませんけれども、区民の安全安心という観点から、区として対応を考えていかななくてはならないとも思っております。熊本区長は予防型行政を方針に掲げておりますけれども、環境問題への対策も重要な施策として取り組むべきと考えます。

省エネ化率という言葉がございます。住宅の耐震化率という言葉はかなり定着しまして、区では現在目標値を設定して頑張っているところでありますが、住宅の省エネ化率についても目標値を設定して、区として計画的に施策を展開していくべきであると思いますが、その点について区のお考えをまずお聞きしたいと思います。

◎田中 環境総合対策室長 今お話しの住宅の省エネ化率でございますが、国は、次世代省エネルギー基準に基づきまして、高断熱、高气密性の目安が地域別に示されております。これを踏まえまして、東京都は住宅マスタープランで、二〇一五年までに新築住宅における次世代省エネ基準達成率を六五％、一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの割合を四〇％という目標を掲げておられます。

区といたしましては、現在、住宅の省エネ化率の目標数値は設定してございませんが、区内CO₂排出量の四割を超える民生家庭部門の対策を進めるに当たりまして、区民、事業者の方々にわかりやすく協力、実行していただくためには、この住宅の省エネ化率の目標数値は政策的にも重要な指標となり得ると考えます。実現に至る具体

的な取り組みの内容も含めまして、今年度策定に着手いたしました地球温暖化対策実行計画の中で、民生家庭部門対策を組み立てる中で検討してまいります。

◆上島 委員 まず、目標の設定というのは非常に重要だと思いますので、お願いしたいと思います。

そこで、実際に省エネ化を実現していく具体的な施策について伺ってまいりたいと思いますが、エコ住宅づくりについては、現在、世田谷区では太陽光発電への補助だけとなっております。この間、二十三区の他の取り組みを見ますと、いわゆるエコキュート、エコジョーズ、エコウィルやエネファームといったものの設置補助、また、高反射率塗装への施工補助などを既に始めている自治体が出てきております。世田谷区は、そういう意味では一歩二歩出おけているのではないかなといった状況だと思います。財政という問題があることはよくわかりますが、区民の環境への意識が高まっている現在において少し残念に思います。

我が会派の宍戸議員からも既に問題提起されておりますし、また、先般も本会議場で大場やすのぶ議員が質問しておりますけれども、やはり太陽光発電に限らず、その他の再生エネルギーの活用支援のメニューをしっかりと用意していただきたいということを改めて要望しながら、本日は、個別の設置補助といった助成策とは別の取り組みについて伺ってまいりたいと思います。

まず、国の施策の活用という観点では、環境施策と景気浮揚策を兼ねるものとしてエコポイント制度を導入しています。好評でありまして、一定の成果も出しております。現在延長して来年の三月までとなっておりますが、そこで、区としても、区内産業振興の観点を加える形で、この補助の仕組みに、例えば区内共通商品券を活用するなど、さらなる工夫を加えることで効果を高めることができると思いますが、その点はいかがでしょうか。

◎田中 環境総合対策室長 今お話しの方の国のエコポイント制度は、地球温暖化対策と経済の活性化を図るということを目的に実施されておりまして、八月末の個人での申請件数は、グリーン家電系が約二千万件、金額ベースで約三千億円です。住宅系が一万四千戸、金額ベースでは百八十億円となっております。ポイントの交換対象には、地域の名産品から電子マネーまでさまざまなものがございまして、中でも、使い勝手のよい商品券やプリペイドカードなどの人気が高く、家電系は全体の九割以上を占めていると伺っております。さらに、国のエコポイントは、省エネ電球や充電電池の購入に当たっては二倍分の購入を充てることのできる。このように国としてさまざまな仕組みを持っており、効果を上げていると思われまして。

現在、区が現金で支給しております省エネ関係の補助金を確実に区内で使っていただき、さらに区内産業の振興につなげるためには、国のエコポイントの発想に倣い、区内共通商品券による補助とすることは一つの手法であろうと考えます。身近な地域の商品券の利用を通じて、区民、事業者がより環境に関心を持っていただけるような仕組みもあると思われまして、今後、区内関係団体などのご協力もいただきながら、より効果的な手法について検討してまいります。

◆上島 委員 国の施策が身近なものとしてより活用されるよう、ぜひ実現に向けて努力していただきたいと思っております。

さて、東京都新宿住宅展示場というのが西新宿にございます。ここは民間の住宅展示場でありながら、東京都住環境施策パートナーとして、都の都市整備局と連携し、先進的な環境都市の実現に向けて、都の環境局の施策の都民へのPRの場となっております。ご案内のとおり、区内には多くの民間住宅展示場がございまして。土日はもちろん、平日でも多くの方が訪れております。

そこで、エコ住宅への取り組みをPRしていく場を特に区内の民間事業者と連携し

て行っていく、そういう施策も大変有効と考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

◎田中 環境総合対策室長 お話の民間住宅展示場での都の取り組みは、環境局と都市整備局が連携して、都の政策PRの場ともなっております。さまざまな器具ですが、これらの機器は価格も高く、長期に使うものでございますから、実際の使い勝手等についてさわっていただく、このようなことが大切でございますし、さらに、住宅の断熱化やさまざまな省エネ機器を取り入れていただいて、国の示した次世代エネルギー基準を上回るゼロエミッション住宅に一步でも近づいていただく、このような形で区をPRすることも大事だと思っております。

区といたしましては、お話のありました住宅展示場を、単なる住宅の展示場を超えて、省エネについての常設のPRの場としても位置づけられ、区民の省エネライフスタイルの展開にも結びつけられるようにも思われます。今後、機器メーカーなどの民間事業者やNPO団体など、さまざまな主体と連携できるよう調整を図ってまいりたいと考えてございます。

◆上島 委員 そこでやはり重要なのは、区内の中小の工務店との協力関係であると思います。PRはもちろん、住宅の省エネ化を進めていくさまざまな施策を進めていく上で、区内の事業者のネットワークがあれば、より区民も活用しやすく、また、区も施策を打ち出しやすくなるだろうと考えますが、区としてそういった仕組みづくりができるよう誘導していくべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

◎田中 環境総合対策室長 太陽光発電機器や省エネ機器については常に技術革新が続いておりまして、利用者の区民の方からすれば、どのような業者を選べばいいのか、安心して頼める業者がどこにあるのか、そのようなご不安を伺っております。

一方で、区内の中小の工務店におかれましては、最新技術の動向や区の省エネ施策

の把握などが個々のそれぞれの事業者の方では難しいものとなっているとも思われます。今後、全区的な省エネ住宅の推進に当たりましては、国、都の情報把握や先進技術の共有など、区内工務店の方々がネットワークを組むことが必要とも考えられますので、関係所管や関係団体とも一緒に検討していきたいと考えます。

◆上島 委員 先日、区内の工務店をされている方から、ご自身がお書きになりました一冊の本を預かりました。そこには、住宅の省エネ化に関して根本的に大きな問題があるという内容でありました。実際、その内容としては、住宅の省エネ化で最も根幹となる断熱、気密、換気という三要素について、ほとんどの建築の専門家でも知識や経験が不足しているといった内容でありました。確かに大手の有名工務店がつくった高級マンションと言われるところに住んでいる人ですら、夏の暑さや結露に悩まされているという話も聞きますし、一般家庭の多くでも、冬は寒く夏は暑いというのは仕方のないことと私自身も思っておりました。そのことは、つまり、エネルギーを過度に消費する住宅ばかりであるということでもあります。

断熱、気密、換気という三要素を踏まえ、部材を適切に設置し家をつくる。また、手を加えることで、冷暖房や除湿、加湿などを最小限にする。つまり経済的にも環境的にも負荷をかなり低減できるということでもあります。世田谷区がこれから省力化を目指す、省エネの住宅をふやすということであれば、こういった施策の観点を取り入れることが私は重要だと思っております。

そこで、先ほど区内事業者のネットワークをつくるというお話をさせていただきましたけれども、それを目的とするのではなくて、やはりこういった省エネ住宅の知識を共有する場という設定も私は必要と思いますが、例えば、区内施工業者などがともに勉強会を行っていく、また、その支援を区が行っていくということも、私はかなり有効になるのではないかと考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎田中 環境総合対策室長 お話のように、太陽光パネルの設置講座などにつきましては、大手のメーカーさんはそれぞれの系列で情報提供を行っている。これは伺っておりますけれども、さまざまに発表される新製品の性能などの情報を的確に収集してその技術を習得する、それから、省エネ住宅に関する幅広い知識を持って住宅販売などに携わっていただける中小の事業者が区内にふえることは、利用者が安心して頼める事業者がふえることになりまして、区内の省エネ住宅拡大に向けて大きなメリットになると思います。

今お話のありました勉強会などの要請があった場合、区で把握している情報の提供や人材のご紹介など、関係機関と連携して可能な限り支援してまいりたいと考えておりますし、さらに、国としても環境コンシェルジュという仕組みを展開されようとしておりますので、区内での活用について関係所管と連携して検討してまいります。

◆上島 委員 この前、始業式が行われたときに、体育館が暑くて教室で始業式を行ったことがあったと伺いました。新たにこういう施工を加えることで完全に気温を下げるができるかどうかわかりませんが、こういう施工の仕方をいま一度役所内でも研究されてやっていけば、もしかしたらより効率的な省エネ型の公共施設ができるのではないかという期待を私は持っておりまして、事業者間で勉強すると同時に、区役所の中でもそういう新たな環境型の公共施設はどういう建て方ができるのかということは研究していただきたいというふうに思います。

今回、環境の担当部署に伺ってまいりましたけれども、このことは、例えば住宅については住宅課、もしくは産業政策部についても連携してやっていくことが必要になってくると思いますので、ぜひその点を協力してやっていくことをお願い申し上げます、次の 菅沼 委員にかわりたいと思います。

◆ 菅沼 委員 二十一年度に準工地域におけるまちづくりのあり方ワークショップが実施されました。そのワークショップの結果を踏まえて、ご質問します。

皆さんもお読みになったと思いますけれども、準工業地域の中で、ただ机の上だけでやるのではなく、その現場を見ながら、町会、それからものづくりの人、商店街、さまざまな人が地域のまちづくりをしようということになっております。このワークショップの目的、また、ワークショップの効果をどのように考えているのかお聞きします。

◎杉本 産業政策部長 区内に数少ない準工業地域での工場の操業継続と、既存不適合となっている工場への対応、それから、住宅と工場との共存につきまして区民の理解を深めるとともに、何らかの対応方策を検討する時期に至っていることを認識しております。

このため、昨年度は、先ほどご指摘のように、準工業地域である桜新町をモデルにしまして、工場と住宅との調和ができるまちづくりのあり方、いわゆる住工共生まちづくりにつきまして、ワークショップ報告会を行いました。桜新町の工業事業者の皆様や、町会、商店街の皆様などにお集まりいただきまして、準工業地域の現状の把握とともに、工場の操業を保全するための住民理解を深める方策、それから、工場操業が促進されるための方策などにつきまして、他自治体の事例やまちづくり手法を参考に、住工共生のためのローカルルールづくりの基本的な理解を深めたところでございます。

◆[菅沼](#) 委員 準工業地域のお話を聞きましたけれども、実際には今、準工業地域のマンションが多くなっているということなんですけれども、区としてどういうふうにお考えかお聞きします。

◎杉本 産業政策部長 ご指摘の準工業地域につきましては、現在、工場等の立地を維持しつつ、産業と住居の調和のとれた環境が形成される地域であると考えております。また、産業振興基本条例の中におきましても、「工業系の土地利用については、

工業振興の観点からその維持に努めるものとする。」となっております。その観点からも、区内でも数少ない工場立地が可能な地域である準工業地域につきましては、工業発展のため、十分にその地域特性が生かされていくべきである地域であると考えております。

◆ 菅沼 委員 今までも準工業地域において、意外とマンションやなんか引っ越してくるのでわからない人が多いので、ここは準工業地域ですよということで各準工業地域に看板をつくったり、住工共生まちづくりなんかを町会だとかいろんところでやってきましたけれども、その効果があったのか、それはいかが考えていますか。

◎杉本 産業政策部長 ご指摘の周知の件でございますけれども、地域の工業事業者の皆様や世田谷工業振興協会が工場保全につきましてイベントを行ったり、準工業地域であるという看板の周知など、さまざまな努力をされてきております。一方、準工業地域におきましてマンション化が進行する中で、指導基準における規制効果もなかなか出ないことから、努力に比べて減少している傾向にあると感じております。このため、先ほどご指摘いただいたようなワークショップを行いながら、工業事業者みずからが取り組めることと、区民の方のご協力をいただけるような活性化プランとして検討してまいったところでございます。

◆ 菅沼 委員 今までも、区は、準工業地域を守るために指導基準を行っていました。その中で守っているところもあるし、うちは基準ですから守りませんよというようなことでトラブルが絶えないというふうに思っています。本来は条例にして実効性の担保をするべきだと考えますが、区の考えをお聞きします。

◎杉本 産業政策部長 今ご指摘の基準でございますけれども、昭和五十九年に指定されました準工業地域における建築に関する指導基準、いわゆる指導基準と呼んでおりますけれども、建築主が共同住宅の建築確認の手続を行う前に建築計画を提出させ

て、区内の工業団体、つまり世工振と協議をしていただく仕組みをつくっているものでございます。二十年度については四件、二十一年度については三件の協議を行いました。準工業地域に対する理解や新しい入居者への既存工場との共生に努めることなどの周知に協力はしておるところでございますけれども、残念ながら、マンション建設の撤回や一部変更などの計画書修正には至っておりません。

これは、指導基準が条例でないため実効性が担保できないということよりも、建築主と工業団体の協議の場で何らかの解決を導き出す手続規定であることの限界であるかと個人的には理解しております。個人の財産に関する問題も含まれていることもありまして、指導基準の制定には一定の効果があったと思いますけれども、住工共生の実効性を担保するためには、これから新たな別の仕組みを模索していく必要があると思います。

◆ 菅沼 委員 同じ世田谷でも、準工地域なのに住宅のほうを優先し、逆に工場のほうを規制するというのもやっているわけですから、本来は準工地域という位置づけなんですから、逆に言うと、マンションだとかああいうものはきちんと規制するべきだというふうに思います。

それから、ワークショップで準工地域の活性化プランというのが提案されています。いつから実施されるのか、それをお聞きします。

◎杉本 産業政策部長 準工業地域での工場操業を守るために、行政的な指導とともに、事業者みずからが準工業地域の大切さや技術力の高さ、工場の必要性などを地域の方々や周りの区民の方に広くお知らせしていただくことが必要だと思っております。

老朽化している準工業地域の看板のかけかえや工場の地図、情報発信、工場見学の積極的な開催など、工業団体が主体となって実施できることを活性化プランとしてワークショップで例示させていただきました。今後、世工振が中心になりまして具体化

していくことを期待しておりますが、当然区も一緒に協力してまいり所存でございます。

◆ 菅沼 委員 実際にはワークショップで準工業地域のローカルルールというのが示されていますね。その中で、世田谷区の中でも、既存不適格事業者のために用途地域を変更するか、保全のために地区計画を策定するか、そういうことをしないと、不適格事業者はずっと世田谷でものづくりができなくなるわけです。その辺をどういうふうにお考えかお聞きします。

◎杉本 産業政策部長 ご指摘のお話でございますけれども、ワークショップの中で実はローカルルールということは、準工業地域における工場や事業者の操業を保全、推進することと、区内に多く存在し、既存不適格となっている工場への対応を図るための仕組みづくりだと考えております。ローカルルールとして想定しているのは、建築協定や地区計画などのまちづくりのルールを新たにつくることや、工業用地の登録や移転に対するマッチングのルールをつくることと考えております。

◆ 菅沼 委員 今、既存不適格事業者というご説明がありましたけれども、じゃ、事業者のためにどういうふうな対応をすればいいか、その辺は区はどういうふうにお考えかお聞きします。

◎杉本 産業政策部長 準工業地域に存在している工場がございますけれども、操業は続けられるものの改築などができない、いわゆる既存不適格の状況でございます。老朽化している工場も多くて建てかえに困難が生じており、準工業地域への編入を考えているところも多くおる中で、先ほども言いましたマッチングがなかなかいかないという状態を認識しております。一方、そのような事業者の立地状況や意向動向につきまして十分に把握できていない状況も、恐縮ですがございます。そこで、今年度はアンケートや実地調査などを行いまして、現状把握を行ってまいり予定でございます。

◆ 菅沼 委員 アンケートだとか実態を調べるというのは大事な話ですけども、私の記憶だと今までも何度かやっていると思います。その辺を考えて、実効性のあるようなことを考えていただきたいというふうに思います。

それからまた、二十二年度も継続して住工環境まちづくりの委託事業を行っているというふうにお聞きしていますけれども、何を今までやってきて、この次に何を検討するのか、その辺をお聞きします。

◎杉本 産業政策部長 今年度、昨年に続きまして、ワークショップという形をとった後のお答えから、住工共生まちづくりの推進を図るためにさらに一步踏み出しまして、準工業地域に存在する工場の保全、区内に多く存在する既存不適格となっている工場への対応について、先ほどもちょっと述べさせていただきましたローカルルールの原案をまとめていくようにしていきたいと思っております。

◆ 菅沼 委員 今までもそうなんですけれども、所管が産業政策部ですね。それだけでこれを検討していくの。その辺はいかがでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 検討に当たりましては当然工業事業者の集まりであります世田谷工業振興協会と連携し、事業者のアンケートやヒアリング、それから、そこに操業されている工場の皆様の実態を把握することがまず最優先だと思っています。さらに、今ご指摘のように、庁内におきましては、各関係所管とも緊密な連携をとって検討することは当然だと思っております。

◆ 菅沼 委員 今、部長の言ったように、担当は産業政策部ですけども、実際には、町に出れば総合支所、それから、まちづくり、さまざまな縦割りの中で協力してやっていかなくちゃいけないわけです。もういなくなりましたけれども、前の都市整備部長が来て、産業政策部から来たのと言ったら、いや、最近は一回も来ていません。その辺を踏まえて、まず、都市整備部長、総合支所長にきちんと話をして、それから

やっていただきたいというふうに思います。

検討結果はいつどのように具体的になるのか、どのくらいの期間で仕上げるのか、検討ばかりではだめだと思しますので、その辺はいつごろまでに具体的になるのか教えてください。

◎杉本 産業政策部長 今年度の調査はまたさせていただきますけれども、検討結果につきまして、早々にローカルルールの作成を目指してまいります。その中で可能な対応策を生み出しまして、具体的に着実な案につなげていきたいと考えております。ただ、その後、地域住民の皆様や関係者の理解、それから関係機関との協議というような問題がありまして、ご指摘のように、具体策を急いでまいる所存でございます。

ローカルルール案の具体化につきましては、さまざまなプロセスを踏んでいかなきゃいけない必要がございます、難しい課題も幾つかあるかと思っておりますけれども、ご指摘のように重要な課題であると認識しておりますので、庁内の関係所管のご協力もいただきながら、連携しながら、着実に取り組んでまいる所存でございます。

◆ 菅沼 委員 確かにワークショップのほうはきちんとできていると思います。しかし、検討だけでは何もやったことにはならないんだよね。具体的に動き出して初めてその効果が出てくるわけですから、その辺をしっかりお願いしたいというふうに思います。区長が言っているように、世田谷からものづくりをなくさないように頑張っていたいただきたいと思えます。

次に行かせていただきます。

ここに九月二十日の日経新聞で、国有財産の貸し出し始動、世田谷区の保育所に活用。財務省は、使っていない公務員宿舎などを東京・世田谷区に貸し出す検討に入った。政府が進めている国有財産の貸し出しの第一号の案件になる見通しだ。世田谷区では、人口増加で保育所に入れないう待機児がこの三年間で約三倍にふえている。このため世田谷区は、国が持つ公務員宿舎の跡地を借りる方向で調整している。財務省も

これに応じる方針であると新聞にありました。

そこで、お聞きします。世田谷区も待機児をなくすために、学校、公園、出張所の跡地などあらゆる土地を使って待機児をなくす努力をしているのは承知しています。そこで、今回財務省は、保育所の土地を地代は市場価格で区に貸すと聞いていますが、本当なのかを教えてください。

◎堀川 子ども部長 今お話にありました国有地を活用いたしました保育園の整備につきましては、新成長戦略における国有財産の有効活用の一環としまして、国がこれまで売却を基本といたしておりました未利用国有地につきましては、保育所等社会福祉施設で利用する場合には新たに地方公共団体への貸し付けを可能としたということから、区内で二カ所の宿舎跡地を保育園用地として区が借り受け、私立認可保育園の整備を進めることとしたものでございます。

賃借料につきましては、現時点におきまして具体的な金額の提示を受けているわけではございませんが、国が不動産鑑定評価を徴した上での金額につきましては、区がその額についての妥当性を確認した上で決定していくというような流れを想定いたしております。

◆菅沼 委員 では、今の現状としてみれば、減額——昔だったら五〇%だとかそういうことは財務省としては考えていないということだろうと思います。減額措置が少なければ地代は高額になり、区の負担が大変大きくなります。また、当然運営業者から地代をいただくようになるというふうに思います。結果的に手が挙げらずに、区が高値の地代でずっと払い続けなきゃならないようなこともあり得ると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎堀川 子ども部長 国におきましては、これから具体的な賃料決定の考え方を整理していくものと考えてございますけれども、現時点でお話を伺っている限りでは、社

会福祉目的であったとしても、国有財産を活用する場合には、厳しい財政状況を踏まえ、財政的な観点も必要であるから有償による貸し付けとし、いわゆる五割減額ですとか三割減額といった減額制度については想定をしていないというふうに聞いておりますけれども、区といたしましては、保育所等社会福祉施設の基盤を整備していくための貸付制度でございますので、できる限り低廉な賃借料となるよう国に働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

◆ 菅沼 委員 世田谷区は保育の質を落とさないように、今地代は無料ですよ。国は将来の日本のためと子ども手当をばらまきながら、保育園の待機児をなくすと言いながら、一方では区から保育所の高額な地代を取ろうとしている。言うこととやることが違うんですよ。本来は区じゃなくて民主党のほうに答弁いただきたいんですけども、そういうわけにいかないの。

区の待機児をなくすために地代を取らずにやっている。国も国の事業をやっているわけですから、国もきちんと待機児をなくすと言っているわけですから、やっぱり国のほうも世田谷区と同じように無料にするべきと考えますが、区の考えをお聞きします。

◎堀川 子ども部長 ただいまご答弁させていただきましたけれども、国の考え方は先ほど申し上げたとおりで、財政的な観点は不可欠だということの有償貸し付けということを前提にこれから考えていくと。それに対しまして、区としましては、特に大都市部における公有施設の用地確保の困難性ということをきちっと主張し、できる限り低廉な価格となるように今後とも積極的に働きかけていきたいというふうに考えてございます。

◆ 菅沼 委員 世田谷区の保育所の地代が全国で初めてのケースで、基準になるんです。世田谷区だけじゃ済まないわけです。区はこのことをどのように考えているのかお聞かせください。

◎堀川 子ども部長 この貸付制度に基づく貸し付けが世田谷が全国で初めてということで、そういう意味でのリーディングケースということではあるというふうに考えてございます。ただ、国におきましては、売却という基本方針を転換いたしまして、こういう新たな仕組みを創設したということの中で、具体的な賃料等の考え方につきましては、今回世田谷で想定しています二つの土地の値段をどうするかという観点ではなくて、全自治体、全地方自治体を視野に入れて、今後具体的に考え方を整理されるものだろうと考えているところでございます。

◆ 菅沼 委員 特に二十三区では、土地の価格が高い、このことからさまざまな施設整備の大きな障害になっているわけです。これを解決するには土地を無償に近い値段で借りないと、これは保育所だけの話じゃなくて大都市全体の話になるわけ。地方のほうはどうかというと、ただ同然の土地がたくさんあるということで、これからもやっていかなくちゃいけないと思います。

これから地代が高額になれば、全国の自治体に迷惑をかけます。この辺はどういうふうにお考えになっているのかお聞かせ願います。

◎堀川 子ども部長 全国的な指針といいますか、ガイドライン的なものを国がつくっていくんだらうというふうには想定をいたしておりますけれども、そういう意味で、今ご指摘いただいたように、大都市部ですとかそれ以外の地域だとか、そういうことも想定された上で国において一定の考え方が整理されるものというふうに考えておりますので、我々としては、大都市部の厳しい状況というのは今後とも国のほうに伝えていきたいと思っております。

◆ 菅沼 委員 世田谷区もショッピングプロムナードをやったときに、あの当時は建設省ですか、三%か四%かちょっと忘れましたが、負担しろと。地下埋にするときには当然電線ですとか電話ですとか下水道だとか、いろんなものがかかるわけです。それでお金も高額になるわけですね。それに対して全国の自治体、特に二十三区は力を合わせて国に交渉しました。それで七年か八年、そのくらい頑張りまして、その後、光ファイバーだとかさまざまな問題が出まして、その自治体の負担はなくなりました。

本来は世田谷区だけじゃなくて、本当に大都市、近場なら二十三区で共同してやるべきだと。これはなぜかという、保育園だけの話ではなくて、やっぱり大都市の宿命だと思うんです。その辺を考えるべきと思いますが、区の考えをお聞きします。

◎堀川 子ども部長 国の考え方は、先ほどご答弁させていただきましたように、基本的考え方として新成長戦略の中での財産の有効活用という観点から有償貸し付けという考え方をお持ちだということで、社会的目的であっても現段階においては減免のような制度は想定していないということをお聞きしているところでございます。

それに対しまして、区のほうといたしましては、先ほどから繰り返しご答弁させていただいておりますけれども、大都市部の状況を説明して低廉な賃料となるように働きかけていきたいと考えているところでございますので、どういう形かはちょっとわかりませんが、これから具体的な考え方等が国のほうから一定程度示されてくるんだろうというふうに思っておりますので、そういう意味でまだ具体的な金額の提示がない段階でございまして、まずは区として積極的に働きかけていって、今のお話の点につきましては今後の課題だというふうに考えさせていただきたいと思っております。

◆ 菅沼 委員 部長、しっかり頼むね。

次に行きます。

二十一年度第一回定例会の一般質問で、区立幼稚園における預かり保育についてお聞きしました。区立幼稚園の預かり保育を行って約一年がたちます。今、区立幼稚園で預かり保育を試行していますけれども、試行の状態をお聞きします。

◎佐藤 教育次長 区教育委員会では、平成二十年三月に行われました幼稚園教育要領の改訂、それから子育て環境の変化等を踏まえまして、桜丘、給田の区立幼稚園二園で昨年九月から預かり保育を試行実施しております。利用時間につきましては、本来の教育時間が終わった二時から四時半まで。利用定員につきましては二十人程度ということでご利用をいただいている状況でございます。

◆菅沼 委員 今、時間と定員が示されました。しかし、二十から二十五人、定員オーバーすれば実際には抽せんになります。毎月の初めに希望をとり、月の中盤から後半で次の月の定員が決まるというふうなことになっております。私から見ると、ちょっと半端だなと思っております。預かり保育をやっていて、保護者の子育て環境はこれでよくなるのか、その辺はいかがでしょうか。

◎佐藤 教育次長 この区立幼稚園での預かり保育につきましては、昨年度始めるに当たって議会にもご報告させていただいておりますけれども、私立幼稚園が実施する預かり保育との均衡に配慮して必要最小限の経費で実施することを基本としまして、幼稚園教諭、それから臨時職員により運営させていただいているところでございます。

そして、中途半端というお話でございますけれども、そういった状況もありまして預かりの保育時間は午後四時半までとしておりまして、利用者の方からも一定のご理解をいただいているところというふうに考えております。

◆菅沼 委員 一定のご理解とありましたけれども、私から見ると、基本的にはその幼稚園に入っている子どもたちのため、保護者のためとなるんですけれども、一カ月前に決めておいて、葬儀だとか、お子さんが二人いて下のお子さんが病気になった

とか、保護者が病気だとか、そういう本当に必要なところをクリアできていないというふうに思いますよ。その辺はいかがでしょうか。

◎佐藤 教育次長 この預かり保育の利用申し込みに際しましては、今、委員のお話にございましたように、特別の事情がある場合にはその理由を記入していただき、抽せんとなった場合には、相当な理由があると認める場合には優先的な扱いをさせていただいております。今、特別な事情としましては、就労、それから出産、妊娠後期、介護、育児負担などですけれども、現在は就労という理由が一番多い状況でございます。

お話にありました葬儀や病気等緊急の場合の一日単位の利用につきましては、現在の区の預かり保育の運営体制から一カ月単位の利用とさせていただいているため、ご遠慮いただいているという状況がございます。

◆ 菅沼 委員 実際には、子どもたちのため、親のためにはそんなになっていないというふうに思います。九時から四時半までですよ。就労に関しても、パートやなんかで出ている人は大丈夫だと思いますけれども、正規職員で働いている人はこのシステムには入れないということだろうと思います。

私は、預かり保育をやめて、逆に言うと、認定こども園か保育園にしたほうが、保育園の待機児もなくなるので、変えたらいかがでしょうか。

◎佐藤 教育次長 この区立幼稚園に関しましては、これまで区教育委員会におきましても、平成十年には私立の認可保育園、それから平成十九年には認定こども園二園に用途転換しているところでございます。

ご案内のとおり、このたび区議会でのご意見、それから、区民アンケートの調査等を踏まえまして、今後の区立幼稚園のあり方についてを取りまとめたところでございます。その中で、保護者の多様なニーズにこたえるべく、今後の区立幼稚園のあり方

として、保育園や認定こども園を含む検討が求められる五つの用途転換類型等を示したところでございます。したがって、ご提案の点につきましては、今後、国の動向等も注視しながら、年内にまとめますあり方に基づきまして、今後の具体的な方策等その取り組みの中で検討していくことになるというふうに考えております。

◆ 菅沼 委員 今の教育次長じゃなくて前の教育次長ですけれども、二十一年に質問したときに、これは子ども部ですけれども、区立幼稚園のあり方については、認定こども園の評価検証、それを踏まえて検討していきたいという答弁があるわけです。幼稚園の問題はずっといろんな議論をしているわけですから、この辺はもうそろそろきちんと方向性を決めたらいかがでしょうか。

◎佐藤 教育次長 今の認定こども園の評価検証につきましては、区長部局の子ども部と一緒に実施させていただいております。今回の区立幼稚園のあり方の案の中でも、認定こども園については質が向上するということで、メリットにとどまらず他園への波及も期待できると。ただ、制度としてはまだ完成されていない状況もあるので、国の制度等見直し等の動向を注視しながら検討していく必要があるというふうなあり方でまとめてございます。

現在、ご案内のとおり、国において子ども・子育て新システム基本計画の中で、幼稚園、保育園、認定こども園を一体化する仮称こども園構想が検討されております。そういった状況でございますけれども、現段階におきましては、認定こども園は幼保一元化の中心的な仕組みと考えております。こうしたことから、あり方におきましては、この認定こども園について検討が求められる五つの用途転換類型の一つとして今回お示ししたということでございます。

◆ 菅沼 委員 先ほどの世田谷区の保育所で国の土地を活用するというところで、二カ所、国の土地を借りたいという部長の答弁がありましたけれども、今やっているの

は二園ですよね。大体百人ぐらい定員がいらっしゃると思う。それを認定こども園か保育園にすれば国の土地を借りなくてもいいわけですよ。その辺もきちんと検討していただきたいということをお願いしておきます。

次に、大蔵第二運動場についてお聞きします。

多くの区民のスポーツの振興や体力づくりの拠点、厚生年金スポーツセンターを区は買い取り、これは世田谷のスポーツとして、幼児から高齢者まで大変よいことだろうというふうに思います。今、約半年がたちました。大蔵第二運動場の利用率、それから売り上げはどうなっているのかお聞きします。

◎山崎 スポーツ振興担当部長 利用実績につきましては、厚生年金スポーツセンター時代と統計の考え方が若干異なりますので単純比較はできませんけれども、同時期で比べますと、けやきネットを通じて利用する体育館とテニスコートの利用率は九割程度で、ほぼ同様の状況となっております。また、ゴルフ練習場とトレーニングルームの利用人数は、厚生年金スポーツセンター時代の同時期比較で二割程度減少しております。

それと、収入の件でございますけれども、使用料が実質値下げとなった分、体育館で約二〇%の減、テニスコートで約四〇%の減でございます。トレーニングルームで三〇%の減、基本的に前の料金を引き継いだゴルフ練習場で一五%の減となっております。

◆ 菅沼 委員 私が大変残念なことは、厚生年金スポーツセンターは国がやっていたよね。それで、今度世田谷区がやるということは現場ですよ。当然私は国がやっているより区がやるほうが売り上げが伸びると思ったんです。なぜかという、みんな区民に使っていただいて、それだけのお金を落としていただいて、そのお金をまた別に使える。逆に言うと、これで赤字が続くと税金で補てんしなくちゃいけない。そういうことも考えれば、世田谷区としてどういうふうに区民に使っていただいて売

り上げを伸ばすか、その辺と、区の職員の対応だとかを含めて総点検するべきだというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

◎山崎 スポーツ振興担当部長 今お話しした減収の主な原因でございますけれども、団体に利用する施設と区と同種の施設と、けやきネット等に合わせたということで利用単価が下がっておりますので、若干値下げとなってしまいました。あと、駐車場の割引制度が厚生年金時代にはあったんですけれども、それを廃止したことによりまして、収入の七割を占めるゴルフ練習場の収入が減少したということが大きな影響を与えていると思います。それと体制については、開設に当たりまして厚生年金スポーツセンター時代よりもかなり精査をしまして、職員数も三分の二程度に減らして対応しておりますので、さらに、その辺についてはさまざま検討してまいりたいと思います。

◆ 菅沼 委員 しっかり検討してください。

私の質問を終わります。

◆ 畠山 委員 ただいまも収益減の話が出ておりましたけれども、我が区の税収減のこの先の対応について、自民党として、前回、三月の予算特別委員会においても各領域にシリーズで税外収入について質問してまいりました。その中で私もネーミングライツを質問いたしましたので、今回この領域においても質問してまいりたいと思います。

以前にも申し上げましたネーミングライツ、財源確保という目的ももちろん重要ですが、区として要求だけでは成り立っていかない。出資する企業側にも、社会貢献による企業のイメージアップですとか、実際の施設の優先利用などのメリットもあって、もろもろ施設を利用する区民にも還元がされなければ意味をなさない。

前回の予算委員会でも申し上げたんですが、日韓共催ワールドカップの決勝戦を行

ったあの横浜国際総合競技場、いわゆる日産スタジアムの命名権についてお話ししました。その横浜市が再び日産自動車と契約を結んだわけですけれども、契約金額がこれまでの年間四億七千万円から一億五千万円と三億円以上も減額となってしまった。契約の希望金額を下げると二度にわたって公募が日産自動車だけで応募されてきたということで、実際、横浜市とすると日産には感謝しているというような状況になってしまって、これまで市の負担がほとんどなかった競技場の維持管理経費についても、今年度からは差額分の三億二千万円の負担がかかってしまっているというような改悪の部分もできてしまっている。ただ、この景気の厳しい状況下だからこそ、ネーミングライツと言っているように、区、事業者、区民の意向が一致して初めて成功するものと思われまますので、ほかの自治体では成功している事例もある一方で、先ほど申し上げましたようにそうでもない事例もあると聞いております。

担当者のほうでも、ほかの自治体の視察に行ってきたとの報告がありましたが、まずは、その方向性、世田谷区としてネーミングライツ導入に向けた現在の取り組み状況がどのようになっているのか、今後のスケジュールをお聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 ネーミングライツを含みます税外収入の確保につきましては、現在、庁内に検討組織を設けまして、区有財産の貸し付け等による有効活用、区のホームページへのバナー広告を初めとした広告事業、区有施設等におけるネーミングライツの導入、利用者負担の適正化に向けた事業の見直し、区有駐車場の有料化などの検討を今進めているところでございます。

お話のネーミングライツにつきましては、先行して導入している渋谷区、お話のございました横浜市などの自治体への視察等を今行っておりまして、導入対象施設の選定基準、ネーミングライツ料の算定方法、成否のポイントなどの情報収集と導入に向けた課題の整理を今行っているところでございます。

お話にございましたように、区民、事業者、区にとってメリットがなければなかな

かうまくいかないんだということで、そういう仕組みが重要なポイントだというふう
に考えております。例えばネーミングライツの導入で得た収入を施設の維持管理費用
の一部にするとか、備品購入費用に充てるだとか、それから施設の改修、点検、簡易
清掃、あるいは地域住民を取り込んだイベントなど、事業者による地域貢献活動の提
供を受けることによって施設の安定運営と魅力の向上を図るということになってい
くかと存じます。

このように、ネーミングライツ導入の目的を明確にいたしまして、施設の状況や今
後の方向性、導入に伴う効果や影響など、さまざまな視点を検討した上でふさわしい
施設をこれから選定して、公募という形になると思うんですが、進めてまいりたいと
今考えております。

◆ 畠山 委員 早速公募に向けていろいろな取り組みをしていただいているようで
あるわけですがけれども、先般、新聞報道によって騒がれている隣の渋谷区。公園で行
政代執行を行って、報道が連日されておりますけれども、ある意味、あのように報道
されることだけでもってナイキはただで報道してもらっている。実際、その現場の公
園のイメージがどうなっていくのか。ただ、冷静に見たときには、実はインターネッ
トのヒット数でもナイキというものが一気にアップして、ナイキとしてみると逆にイ
メージアップにもなっている部分もあるし、問題になっている部分も出てきている。
ただ、ナイキはあそこでどんな公園をつくってくれるんだろうかというような期待感
が持てるという子どもたちの声も聞いております。企業にとっては、ある意味で宣伝
広告になってくるわけですがけれども、いろいろな面で今後のネーミングライツのあり
方について大きな影響があるという気がします。それにあわせて、渋谷という意味で
は、CCレモンホールで値下げ交渉も実際に行われてしまっているし、渋谷駅近くの
文化施設の買い手がつかないなど、いろんな報道が出てきております。

長引く不況の中で、実際、企業の財布自身も大分かたくなってきている状況は否め

ないわけです。景気のよかった時代に比べてネーミングライツを取り巻く状況も随分と変わってきているわけですから、その辺の厳しい状況下においては、世田谷区としてはどのように考えているのでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 一昨年の世界的な金融危機に端を發します景気悪化ということで、広告をお出しになる事業者の皆さん方の経営状況も厳しくなっているということから、他自治体におけるネーミングライツの導入についてもなかなか困難をきわめている部分があると認識してございます。

私どもといたしましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、単なる広告活動だけではなくて、社会貢献といった意味でのイメージアップだとかそういったことを含めて、事業者の皆さん方のメリットを打ち出していく必要があるのかなというふうに思っております。また、区民が長年使用している施設でございますので、愛称でございますが、その名称が変わるということで、多少抵抗感なんかがあるかもしれません。そういうこともありまして、区民の皆さん方にも丁寧にご説明する必要があるんじゃないかなと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、区、事業者、区民にとってそれぞれメリットがある仕組みをつくるのが区民の理解を得る上で不可欠だというふうに考えておりますので、そういったことをきちっと考えながらやっていきたいと思っております。

◆畠山 委員 一長一短で非常に難しい部分も出てきているわけですがけれども、実際、企画総務委員会の報告によると、このことについて、施設を限定しないで、施設の選定を含めて事業者からの提案を受ける方式について検討するというこの話を伺っているわけですがけれども、これについて、実際、検討状況はどのようになっているのでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 施設の選定を含めて、事業者の皆さんからご提案を受けるという方式についてはお話ししてございますけれども、横浜市と神奈川県でどうも実施をされたようで、自治体側として思いがけないようなうれしいことなのですが、そういった形のネーミングライツを提案してくる事業者があったということで、大変魅力があるというふうに思っております。

当然そういうことも区は視野に入っておりますけれども、当面はまず施設を特定して、公募をかけて、実績、ノウハウを得た上で、今お話のございました提案型というんですか、そういうことについても導入に向けてチャレンジしたいと考えているところです。

◆畠山 委員 いずれにいたしましても、ネーミングライツは、世田谷区、企業、区民が一体となって進めていくわけですが、永遠にいい政策というものはないわけですね。時限的に、今、企業とすると社会貢献をしたいというような思いがある社会情勢になってきているわけですから、そのことを上手に使っていただきたいですし、現に今、東京都のバスのラッピングなどを見ていただければわかるように、最初のほうはいろいろな広告が出ておりましたけれども、現況となるとラッピングに手を挙げるような企業がなかなか少なくなってきたという状況もあるわけですから、企業は何がよくて何がこの先伸びるかというのを冷静に見きわめていますから、そういった意味では、世田谷区というところが魅力ある施設をつくることによって、そこにまた企業が入って、相乗効果がしっかりと望めるいい効果を結び出す政策だと思っておりますので、ぜひともその辺を取り組んでいただきたいと思っております。

現に、前回もこのことについて、施設もさることながら、「せたがや便利帳」の空白部分を上手に使ってという細かい部分でもネーミングライツ、広告収入というところの提案もしておりますから、その辺も含めてしっかりと税外収入について取り組んでいただいて、次の質問に移りたいと思っております。

続いては、最近、地元の小学校の公開授業に出かけて、実際の教育現場に行ってみてまいりまして、教育職員の指導について何点か感じたところがありましたので、伺いたいと思います。

公立小学校の公開授業は五日間あったわけですが、自分は毎日行ってみて、各学年それぞれのいろいろな授業を拝見してまいりました。夏休み明けだったものから、児童の夏休みの課題の立派な傑作作品ですとか、想像もできない、子どもはこんなことも想像できるのかと思うぐらいに、立派な掃除機をつくったりとか、いろいろなアイデアが出て、子どもたちの能力の高さみたいなものをしっかりと感じてきたわけです。

ただ、大変小さいことなんですけれども大事なことを感じた部分があって、ある意味、教育の根本にかかわることで疑問に感じたのが、一歩各教室の中に入ってみると――子どもたちの授業態度についていろいろと取りざたされる部分はあると思うんです。授業の態度がよくないとか、動き回っているとか、そういう部分は感じなくて、それ以上に、授業を受けて根本的に字を書くということに対して、鉛筆の持ち方が随分と乱れているなど、一学年だけじゃなくて全部を見渡して感じる部分があったんです。

鉛筆の持ち方というのは、字を書くというのはまさに教育の根本。字を書いてしっかりと自分自身で学ぶというところでの根本ができていない。ぱっと見て、何でこれを教職員が指導しないのかなと。教職員自体が鉛筆をきちっと持てないから指導しないのかどうかよくわかりませんが、どうしてこういう根本的なところに対して教職員が指導できていないのかというところに疑問を感じました。

これは多分、自分自身が公開授業で見に行った学校だけの問題ではないと思うんです。世田谷区内、ひいては東京都全域かもしれないですけども、できたら世田谷区内全域の中で皆さんがきちっと鉛筆を持つ、字をきちっと書くことに対する意識づけ

をする必要性があるのではないかというふうに感じたものですから、この状況下において教育委員会はどのようにとらえていて、実際に児童たちに対して鉛筆の持ち方というのは教えていないのでしょうか、答弁をお願いします。

◎萩原 教育政策部長 委員お話しの鉛筆の持ち方につきましては、小学校一、二年生で姿勢や筆記具の持ち方を正しくしていくことを学習しておりますが、加えて、区立小学校では、教科「日本語」の最初の内容として、正しい持ち方を教科書に載せ指導するようにしております。しかし、それが十分に身につけていない子どもが見られるということにつきましては、教育委員会としても認識しております。

◆畠山 委員 ただ、認識していますと言うんですけれども、一、二年生のところを見てもきちっとできていないし、それ以上の三、四、五、六年生のところに行くともっとできていないという部分を感じまして、何でそれを教職員が見て見ぬふりをするのかなというのが非常に疑問に感じましたし、いろいろな人から意見を聞く中で、これは学校で教えるんじゃなくて家庭で教えろという意見も聞きました。それは当然そうでしょう。そういう部分もある。でも、結果としてきちっと鉛筆を持っていないわけですから、一瞬でもいいから教職員が鉛筆をきちっと持ちなさいと、当たり前のことを当たり前のように指導できる教職員がなぜそこにいないのかとすごく疑問に感じました。

さまざまな制度を使って、ある意味教育の質を向上させていくことと同時に、教師が日々の子どもの姿を確実にとらえて、本当の意味で指導していかなきゃいけない適切な時期にきちっとした指導をすることが大変重要なことと考えるわけですが、それでも、適切な時期に適切な指導をするということに対する区の教育委員会のあり方について伺います。

◎萩原 教育政策部長 鉛筆の持ち方など、子どもたちが確実に身につけていくべきことについては、各学校において適切に、また、繰り返し指導し、課題が見られたときには見過ごすことなく、その場で具体的な指導をすること、そして、その後の子どもの努力を認め、伸ばすようにしていくことが大切だと考えております。また、学校とご家庭が連携して子どもたちの基礎を培っていくことも重要なことと考えます。区教育委員会としましては、子どもたちが基本的な生活習慣等を身につけていくことができるよう、各学校での指導の改善、充実をより一層働きかけてまいります。

◆畠山 委員 今の答弁などを伺っていると、実際に世田谷区の私自身が見に行った学校だけでもこういった実態なわけですから、ほかの学校の実態を考えると、同じような状況なのかと思うと非常に不安に思いますし、心配になる部分もあります。私自身が言っていることはすべての教育に通ずるところであって、これが公立だろうが私立だろうが関係なくて、子どもがきちっと基本的なことをできて、基本的なことをきちっと指導する教職員がいるということを世田谷区が明確にしていくことが、ひいては世田谷区の教育の向上にも大きく結びついている大切な根幹的な部分であると思いますので、その辺はしっかり取り組んでいただきたい。

実際、前はあいさつについて伺ったわけですが、あいさつについてはしっかりできている部分もあるのかなと思ったところが、もっと小さなところでもっと大きな影響を与えているところがきちっとできていないところは非常に残念に思いましたし、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

同時に、そういった部分でのいろいろな教育的な話を教職員のみならず親御さんとお話しする機会をこの間いただく中で、子どもたちが実際にたくましく生きていく力をしっかりと身につけていかなきゃいけない。身につける中に鉛筆をきちっと持つことも一つなんですけれども、学校という集団の中でさまざまな経験をして、お互いに助け合って、高め合って、成長していく必要があるわけですが、時にはそれが友達と

競い合いになったり、戦いになって切磋琢磨することで成長していく場面もあると思います。

一方で、学校現場で競争したり順位をつけたりすることを嫌がる部分があるというような話も伺ったと思うんです。それはないと信じていたんですが、実際に、互いに競い合ったり、切磋琢磨したりすることが子どもたちをたくましくしていくわけですが、区の教育委員会としては現在そのことについてはどのように取り組んでいますでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 学校は集団で生活や学習を行っていく場であり、子どもたちは、時には一つの目標に向かって協力して取り組んだり、また、お互いに助け合ったり、さらには友達と切磋琢磨しながらさまざまな活動を行っております。

区立小中学校では、体育や特別活動を初め、さまざまな活動の中で友達と協力したり競い合ったりしながら、時には悔しい思いを体験しながらも生き生きと取り組んでいる姿が見られており、子どもたちはそうした経験を重ねながら、自分の最善を尽くすこと、公正に取り組むこと、お互いに協力し合うことなどの大切さを学んでおります。区教育委員会では、一人一人の子どもが友達とのさまざまなかかわりの中でより豊かに成長していくことができるよう、引き続き各学校の教育活動の充実に取り組んでまいります。

◆畠山 委員 ぜひともしっかり競い合いながらも、教職員自身が自信を持って堂々とそういった指導ができるような体制づくりを、小さなところから世田谷区の教育委員会が取り組んでいただくことを望んで、次の質問に入りたいと思います。

最後は、ものづくり、中小企業における技術継承について伺ってまいりたいと思います。

先ほど我が会派からも準工業地域の話が出ておりましたが、その準工業地域におけるものづくりの実態が非常に厳しい状況になっている。平成十年に九百九事業所だっ

たのが二十年には四百六十七事業所となって、約十年間で五一%も、半減してしまっている状況にある。製造業、いわゆるものづくり事業は製品をつくり上げていく過程を通じた人づくり。区内のものづくり事業所は、身近な地域で区民の働く場であって、将来を担う子どもたちや若者の成長によりいい影響を与えていく場でもありますし、区内に必要不可欠な産業となっているので、ぜひとも区内の工業についてさらに活性化を図る必要があるということで、二十二年の七月にまとめられた区内の中小商工業振興対策委員会の答申によると、工業の課題は事業所間の技術交流や人材育成、技術の継承であるというふうに出ています。

その中で、先端産業を支える高度な技術やオリジナルな技術を持つ事業所も多く存在するんですが、後継者不足が課題となっています。この後継者不足に対しても、ものづくり事業の振興を図るため、二十二年度から東京都でもものづくりの技術継承事業というのに予算を組んで、東京工業団体連合会を通じて都内の工業団体に助成するというものも行っている。そのことで、世田谷工業振興協会もいち早く手を挙げて取り組みを始めたと聞いているわけですが、まず、世田谷区でもものづくり事業所の技術継承の必要性やその支援がどのようになっているのか認識を伺います。

◎杉本 産業政策部長 日本がここまで発展できたのは、ものづくりの技術を結集しまして製品開発や技術革新を行ってきたために、世界に技術力の高さを評価されたものと思っています。しかし、先ほどご指摘のように、ものづくりの技術が後継者不足や経営不振などによりうまく継承されずになくなっていくことは、技術という宝物を失うことになりまして、区としても大きな問題であると認識しております。

そのため、まず事業者みずから働き出す必要があり、その働きかけを工業団体全体が取りまとめて、区がしっかりそれを支援していくという構造をつくりまして、区としましては、工業団体である世工振と連携しながら今後も進めていく必要があると考えております。

◆畠山 委員 いろいろな技術継承の支援も東京都ともしっかり取り組んで、世田谷区と連携を踏んでやっていただくことをお願い申し上げまして、自由民主党の総括領域における質問を終わらせていただきます。

○小畑 委員長 以上で自由民主党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後零時五十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公明党、どうぞ。

◆諸星 委員 それでは、公明党の総括質疑を始めさせていただきます。

代表質問でもお話をさせていただいたんですけれども、我が党としては、今後の区政の発展、進展ということで、四つのテーマからこれを進めていきたいという思いであります。もう既にお話をさせていただいておりますけれども、福祉先進都市世田谷、自立都市世田谷、環境都市世田谷、そして教育都市世田谷。ある意味では当然といえば当然ですけれども、改めてそうしたことにしっかりと思いをいたす中で、この世田谷区の行政というか区政というものをぜひ私どもも進めていきたいというふうに思う次第でございます。

まず最初に、福祉先進都市世田谷を目指すということで二点お伺いさせていただきますけれども、その一つが高齢者の見守りネットワークの構築。我が党として、議会のたびにこれもテーマとして掲げさせていただいております。

今般、百歳以上の高齢者の方々の行方不明問題、そうしたことも見守りのシステムをしっかりと構築していく、これが大前提であろうというふうに思うわけです。そこ

で、ネットワークの構築ということについて、まず、あんしんすこやかセンター、あんすこの新規事業に関して若干質疑をさせていただきたいと思います。

まず、世田谷区全高齢者実態把握調査ということでその報告書をいただいておりますけれども、全高齢者約十五万三千人を対象として調査したわけです。そのことについては大変高く評価いたします。実的に十一万人の方、七三%を上回る方に回答をいただくということで、この詳細が報告書に記述されているわけです。ただ、逆に言えば、残りの部分ですね。未回答の部分がやはりあるわけです。回答された方に準じた割合が多分想定されると思いますけれども、そうした未回答の方々の中でもひきこもり等のグレーゾーンに位置している高齢者の方々に対して、未回答の方々に対して、その把握をどうこれからお考えなのかということからまず質問をさせていただきたいと思います。

◎堀川 地域福祉部長 昨年度の調査の未回答者約四万人の方につきましては、昨年度のうちに抽出して、六百七十五人の方については訪問調査をさせていただいたわけでございます。今年度におきましては、現在、あんしんすこやかセンターにおきまして、社会的孤立のおそれのあるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を優先的に訪問しておりますが、未回答者の方につきましても、年齢が高いなど、よりリスクが高いと考えられる高齢者から順次実態把握訪問を実施してまいりたいと考えております。

◆諸星 委員 今、堀川部長のほうからもお話があったように、未回答の中でそれぞれ抽出をして六百七十五人に訪問調査を実施したと。しかしながら、四万件の中で六百七十五人、パーセンテージからすれば非常に少ないわけで、高齢者の方々で訪問をすべきだという方々が当然いらっしゃるということで、今後しっかりと実態把握に努めていくことについては、ぜひとも行政としても力を入れていただきたいと思います。

次に、コーディネーターの役割とボランティアの活用についてということで、実はきょうからですね。十月一日からあんしんすこやかセンターにコーディネーターを

配置して見守り事業を始めるということでありますけれども、地区全体として二十七カ所あんしんすこやかセンターもあるわけですが、その地区地区ごとに、その地区全体の見守りの核となれるか。これが私どもにとっては非常に気になるところであります。あわせて、代表質問の中で、平谷副区長がボランティアの活用というふうに言っておりますけれども、このコーディネーター役、そしてボランティアの活用で見守り事業をどう展開していくのか、どう構想を持っているのかについてお伺いをさせていただきます。

◎堀川 地域福祉部長 昨年度の調査から、私どものほうでは、各地域におけるひとり暮らしや高齢者のみ世帯で社会的孤立のおそれがあり、見守り訪問を希望されている方々を把握させていただいております。今年度試行予定のあんしん見守り事業では、このような家族や友人との連絡や交流が少なくリスクが高い、そういう高齢者を対象として、見守りボランティアの方に声かけや定期的な訪問により生活状況を確認していただきまして、健康状態の悪化や生活上の困り事があればあんしんすこやかセンターにご連絡をいただくことなどを考えております。また、高齢者の見守りボランティアとなっただけの方に必要な研修等を実施することを検討して準備しておりますが、今後、地域の実情に応じて、具体的な見守り手法について検討、工夫してまいりたいと考えております。

◆諸星 委員 福祉保健委員会でも説明があったと思いますが、このあんしん見守り事業の対象者というのが現状ではトータルで千三百九十八名と想定されていて、そのうち五百六十七名ですか、まずは進めていこうという話のようですけれども、コーディネーター役、そして、その対象の方々は当然町会等もしっかりと協力をしていただくことが前提になるかと思っております。あるいは、今部長がおっしゃっていたボランティアの活用も含めて。そうしたことで、まずは、未回答は別としても回答者の中での見守り事業の対象者をすべて賄えるのか、こういった訪問をされていくのか。頻

度も含めて、そうしたことについてのもう少し具体的なお話をいただければと思います
すが、その点はいかがですか。

◎堀川 地域福祉部長 今回の場合でございますと初年度でございますので若干モ
デル的な部分があるかと存じますが、今考えておりますのは、ボランティアの方につ
きましては、既に地域で見守り訪問活動をしていただいている町会の方とか、看護師
などの専門職でリタイアされている方、あるいは民生委員のOBの方などをお願いし
まして、優先すべき方、リスクが高いというようなことは調査の中から把握できてお
りますので、その方々を優先してやっていきたいというふうに思っておる次第でござ
います。

◆諸星 委員 では、具体的にお聞きしますけれども、ボランティアの現状です。ボ
ランティアの方々にどの程度応募していただくというか、対象とするのか。それは今
部長の中では考えておられるわけですか。

◎堀川 地域福祉部長 今年度は初年度ということがございますので、今、ボランテ
ィアの方については、現在の活動の中で、あんしんすこやかセンターとの関係で既に
お顔見知りというような方々で、町会ボランティアとして活動されているような方々
にお声がけをしながらご協力いただけるようにしていきたいというふうに思ってお
ります。

それから、ボランティアの人数です。そちらにつきましては、当初から何十人もと
いうわけにもいかないだろうということでございますので、あんしんすこやかセンタ
ー側とも相談しながら、五名から十名ぐらいの方で最初は始めてはいかがかと考えて
いる次第です。

◆諸星 委員 確かにボランティアといっても大変責任のあることを担っていくわ
けですから、ただ、いずれにしても、単に町会だけの協力をいただくわけにもいかな

い。そういう意味では、これからボランティアをどれだけ糾合できるかということは行政の責任としてしっかりお願いしたいと思います。

さらに、とりあえず十カ所やるということですが、あんしんすこやかセンターは二十七カ所あるわけで、残り十七カ所を一体どうしていくんだと。そこに手を挙げてぜひ来ていただきたいという高齢者の方々もいらっしゃるわけですから、残り十七カ所について、十カ所の検証云々ではない、この見守り事業については十七カ所についても率先して積極的に進めるべきだというふうに私どもは考えますが、その点はいかがですか。

◎堀川 地域福祉部長 ご指摘のとおり、高齢者の見守り機能、それから地域のネットワークづくりの充実というものはあんしんすこやかセンターにとっても喫緊の課題であると認識しております。一方で、国におきましても、あんしんすこやかセンターの法律上の位置づけである地域包括支援センターにつきまして、現在機能の見直しが進められておりまして、総合相談支援業務など、そういう本来業務の強化を目指して検討を進めていらっしゃいます。また、区のほうにおきましても、現在の運営事業者の再選定ということが今後ございますので、そういう委託仕様書の見直し等も準備が今後必要となってまいります。そういう状況もございますので、あんしんすこやかセンターでのあんしん見守り事業につきましては、今後、事業の評価、検証も行いながらではございますが、また議会のご意見等もいただきながら、事業の拡充に向けて検討してまいりたいと考えております。

◆諸星 委員 今、部長もおっしゃっているように、国が地域包括支援センターの内容を見直しするという話もございますので、当然その動向も見ながらやらなくてははいけないとは思っていますけれども、いずれにしても、とにかく全地区で見守り事業が進展するように、ぜひお願いしたいと要望しておきます。

それにあわせて、災害時の要援護者支援事業ということについても少し触れていき

たいと思います。というのは、先ほどの全調査をした上で、ひとり暮らし、高齢の世帯の方々の対象者を絞っていくわけですけれども、ただ、それだけで済むのかという問題があります。現状として災害時の援護者支援事業の取り組みも一方で大変大事な課題であると思っております。現状では、百九十七町会のうち、そうした支援事業の取り組みをされている町会が四十三町会、新たに今区が努力をされて二町会ふえて四十五というふうにも聞いておりますけれども、実際に登録してある高齢者の方々も千名を超える。この数字が果たして多いのか少ないのか判断に苦しむところですが、しかし、四十五町会で千名というのはある意味では非常に厳しい数字かなと思っております。まず、百九十七町会全域にどうやって要援護者の事業が可能となっていくのか、また、そのおつもりがあるのかどうかについてまずお伺いをいたしたいと思っております。

◎藤野 保健福祉部長 お話の災害時要援護者支援事業でございますけれども、障害をお持ちの方、あるいは介護を必要とする高齢者を対象に、地域における共助の仕組みを整えるという取り組みとして平成十九年の三月に開始をしたところでございます。委員お話しのように、現時点で四十五の町会・自治会と協定を締結しているところでございますが、進みぐあいとしては、特に、昨年度、二十一年の四月からここまでの一年半の間に団体数が八〇%増加したということで、私どもとしては少しずつ理解が進んできているというふうに思っておりますが、締結率としては五分の一強ということで、まだまだの点もございます。具体的には、各総合支所の地域振興課が中心となりまして、各町会・自治会に対して働きかけを行っているわけですが、それぞれの町会・自治会におかれては、やはり団体としての規模ですとか、役員の方の高齢化ですとか、さまざまな状況、事情があるというふうに認識しております。

区はそういうことも踏まえまして、昨年度、災害時要援護者避難支援プラン全体計画というのを作りまして、それに基づいて、今年度は、地域住民の方とモデル事業

ということで、個別支援カードの作成ですとか、援護を必要とする方自身を含めた避難訓練の実施とかを行っております。この成果を踏まえまして、支援事業全体がさらに推進できるようなガイドラインのような冊子をつくっていかうと思っております。引き続き地域振興課と連携しながら、各町会・自治会と日常的にきめ細かなやりとりをさせていただいておりますので、ご参加が得られるような取り組みを進めて、全町会・自治会にできるだけ早く広がっていくように努めていきたいというふうに考えております。

◆諸星 委員 今、藤野部長にお話しいただいたように、これはぜひとも進めていただきたいと思いますが、その有効なというか、効果的な選択肢として、今、中野区でこれから取り組むという話で、聞いたところによれば、七十歳以上のひとり暮らし高齢者のお名前、住所を記載して名簿を作成。本人の同意がなくても町会・自治会に提供できるようなそうした条例案を、当然悪用を防ぐための罰則規定もついているようですけれども、来年早々に区議会に提出するという事も聞いております。さらに、これはもう区のほうにも来ていると思っておりますけれども、厚労省としては、高齢者の見守り活動における個人情報の取り扱いに関して、希望する方の手挙げ方式とか、働きかけての同意方式、さらには関係機関共有方式等による一層の高齢者見守り活動を促進するようにとの通知を出している。区にも当然届いていると思っております。

こうしたことをかんがみると、世田谷区としても見守りネットワークの構築にさらなる強化をするという意味においても、今、中野が考えているような条例化もある意味では視野に入れるべきではないかというふうにも考えておりますけれども、その点についての見解を伺います。

◎藤野 保健福祉部長 この世田谷区の要援護者支援事業につきましては実施要綱というのを定めておりまして、その中では、協定を締結していただきました町会・自治会等へ要援護者の名簿を提供することのほかに、平常時から日常的に要援護者のお

宅のほうにご訪問いただくだとか、状況を把握していただくだとかという取り組みについて、そして、具体的な災害時における安否確認や情報の伝達など、予防から具体的な対応までを規定しているところがございます。そういう要綱に基づきまして協定を締結し、支援事業に取り組んでいただいているところがございます。区の今後の取り組みといたしましては、まず、協定未締結の町会・自治会に対しまして、先ほど申し上げましたガイドラインなども活用しながら、支援事業の具体的な内容について十分なご理解をいただいて、取り組みにとにかく参加していただくということを優先していきたいというふうに考えております。

お話の条例化につきましては、今、具体の例もお示しいただきましたが、そうした自治体の動きなども参考にしながら、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

◆諸星 委員 ぜひこれは検討の課題に取り上げていきたいなというふうに私どもは思っております。

今、あんすこの事業等もさまざま取り上げさせていただきましたけれども、我々がずっとこの間主張させていただいていることは、出張所地区、まちづくりセンター地区において、区が責任を持ってコーディネーター役を担えというふうに我が党は主張させていただいております。先例というか、先駆自治体という北九州市の実例を我々も実際に視察させていただいて、つぶさにそれを見させていただきましたけれども、やはりそこは人なんですね。いかにシステムをつくったとしても、そこに人、そこに魂魄をとどめる人がいてこそ初めてそのシステムも成り立つということなわけで、まさに核となる、主軸となる、眼目となる人間をどう区が責任を持ってそこに配置できるかというところが、この高齢者見守りネットワーク事業の一番最たるものではないかと私どもは思っております。

代表質問の中で副区長から、まずモデル地区での実施にすること、その趣

旨を踏まえ具体的に検討するという大変力強い答弁をいただいたと思っておりますけれども、私どもとしては、このモデル地区で来年度から実施するんだというふうに受けとめさせていただいてよろしいですか。

◎堀川 地域福祉部長 先日、副区長からご答弁申し上げたモデル地区での実施につきましては、現在、私どものほうでも具体的な検討を鋭意進めておりまして、ご提案の趣旨を踏まえまして、できるだけ早く実現できるよう努力してまいりたいと存じます。

◆諸星 委員 あとは言いません。見させてもらおうと思います。

続きまして、これは熊本区長にぜひ決断をお願いしたいということなんですけれども、要はワクチン問題です。代表質問でも取り上げさせていただきました。高齢者の肺炎球菌ワクチン、乳幼児のH i bワクチン、女性の子宮頸がん予防ワクチンということで、これはもう何回も取り上げておりますので、またここで細かく言うつもりはありません。議会もきちっと国への意見書を提出しておりますしね。最近では、こうしたことについての署名を推進しようという町会・自治会まで見られている。非常に心強いことだなというふうに思います。

一つだけ、政府も来年度予算概算要求に予防ワクチンの助成事業費百五十億円を盛り込んでいる。ただ、これは非常に少ない。助成費用の三分の一相当しか補助されないということは、これはぜひとも民主党さんに頑張ってさらに増額要求してもらわないといけないと思うんです。それは置いておいても、とにかく努力するという事ですから、あとはもう区長の政治判断しかないのかなというふうに我が党としては思う次第ですけれども、区長、いかがでございますか。

◎熊本 区長 ただいまのお話でございましてけれども、私は、この問題は本来国が責任を持って対応すべき問題だと認識いたしているわけで、お話にもございましたよう

に、現在国のほうも、その額はともかくとしていろいろ検討を進めているようでございますので、区といたしましては、今後、そうした国の動向をしっかりと見きわめた上で対応していきたいと思っております。

◆諸星 委員 区長は、午前中の自民党の質疑に、非常に厳しい財政状況のもとであったとしても、優先課題はしっかりと実行していかなくてはならないと、そういう思いを述べられております。そうしたことをしっかりと、我々も逆に区長を応援していかなくてはならないのかなと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に進みます。次のテーマは自立都市世田谷を目指してということですがけれども、私は前に一般質問でつたない質問をしているんですね。ここでそれをちょっと述べさせてもらおうと思うんです。

自立都市とはということで、自立都市の意味合いとしては、二層構造にとらえることができるのではないかと。一つには、基礎、骨組みの部分で世田谷区が特別区というくびきから解き放たれ、基礎的自治体として自立し、発展しようとする強靱な意思、意欲をあらわす意味での自立都市。そして、その上で、「せたがや 21—未来への展望」というものが制作されていますが、それに示されているように、良好な住宅地としての一翼を担いながら、生活、文化両面において高い水準を兼ね備え、自立都市として社会資本を整備していく。こんなことを実は六年半前の平成十六年第一回定例会の一般質問で私は言っているんですね。今思うとちょっと青い議論かなというふうにも思っているんですけども、ただ、その当時、要するに特別区の関係、東京都の関係において改革するんだという、行政、議会ともそうしたロマンをまだ持っていたと思うんです。

今言いましたように、平成十四年に「せたがや 21—未来への展望」も制作されたわけですがけれども、そのときには、そこには、基礎的自治体から真に自立した新たな基礎的自治体の創設を構想するというふうにも宣言しているわけです。ただ、残念な

ことに、清掃事業ですけれども、平成十二年の都区制度改革を一つの転機として、ある意味ではそうした議論が急速にしぼんでいってしまった。やはり都との関係、二十三区の水平の問題もあります。二十三区同士の問題もある。非常に困難なハードルがそこにあるのかなというのわかるわけですけれども、しかし、それを越えなければ世田谷区としての自立はないというふうに私は思っております。要するに、変えていくということにはだれかが声を上げ続けなくてはいけない。私は、トップランナーとしての責務はこの世田谷区にあるというふうに思うわけです。まず、そのことについて、これは平谷副区長にお聞きしたほうがいいのかな。

◎平谷 副区長 ご案内のとおり、東京二十三区、世田谷区の歴史は、自治権拡充、自立に向けた改革の歴史であります。昭和五十年、一九七五年、区長公選制の復活。その後、二十五年後の平成十二年、二〇〇〇年には、いわゆる当時で言います地方分権一括法とあわせまして、世田谷区を初め二十三区は名実ともに基礎的自治体としてスタートいたしました。他会派のご指摘にもありましたように、この際新しい基本構想をつくらせもごさいますけれども、世田谷区としては、当時、今委員お話しただいておりますように、基本構想見直しの直後だったものですから、ミレニアムという機をとらえて、いわゆる自治体としての夢を語ろうということで、ただいまご紹介いただきました「せたがや21—未来への展望」という冊子をまとめさせていただいておりますけれども、これ自体は、ご案内のとおり、区政の指針、計画の指針ではございません。

こうした歴史の中で、お話にもありましたように、世田谷区が自治体のトップランナーとされているわけでありまして、熊本区長はそれをさらに一歩進められまして、世田谷から東京を変えるという強い信念のもとに、例えば世田谷区発、発信しました都区財調改革試案というものを内外に公表されまして、あわせて、区民の生命、財産を区政の最優先課題とする安全安心のまちづくりを基本にした区政改革を進め

られているところであります。

自立都市実現のためには、何よりも自治の原点、住民自治、団体自治の強化が不可欠です。八十四万世田谷区民はもとより、全国の皆さんが一度は世田谷に住んでみたいと思い、先進自治体として発展してまいりましたのも、世田谷区民、区議会、自治体の不断の努力によるものと理解をさせていただいております。

その意味におきまして、ただいま委員がお示しいただいている自立都市というテーマでありますけれども、現在の基本構想自体がおおむね平成二十六年にはある種、一定の見直しの時期が通常は考えられるわけです。ですから、そういう意味合いにおきまして、そういった将来都市像に重要な一石を今投じられた、こんなふうに私は理解をさせていただいております。

◆諸星 委員 多分これからの議論になってくるだろうと。まさに今、副区長もおっしゃっているように、基本構想もこれがつくり上げられてから、もう相当な年月がたっていると思うんです。それを変えることがいいのかどうかというのも含めての議論になるかと思えます。

具体的に副区長にお尋ねしますけれども、要するに、都と区との関係においていつも言われる、例えば教員の人事権の問題、さらには、代表質問でも言いました児童相談所、そして動物愛護センターなど、都の所管によるものも区に持ってこなければどうしようもない時期に来ているんじゃないか。児童虐待一つの問題をとっても、都がその窓口にあって、本当に身近なところでそれを把握できないという問題があるわけです。そうしたことについては、ぜひとも具体的な議論として、特別区サイドで必要なものをちゃんと区で受けるという姿勢を都との協議の中で一日も早く進めていっていただきたいというふうに私は願うわけですが、その点もあわせてご答弁いただきたいと思えます。

◎平谷 副区長 ただいま申し上げておりますように、熊本区長は、自治の拡充、自立への信念というのは強いものをお持ちでございます、この間、ご案内のとおり、東京都と二十三区の間で都区のあり方の検討というのが進められております。その議論の中で、委員ただいまおっしゃっていただいておりますように、例えば児童相談所は、東京都も二十三区も、いわゆる区の仕事だと。将来的には区に位置づけてやるべきだという結論自体は一致しております。ただ、都区のあり方検討というのはしばらく時間がかかりますから、委員のお話にありますように、今起きております虐待の問題ですとか、そういうものを考えてまいりますと、都区のあり方の結論を待っているのではなくて、児童相談所などは例外的に早目に区に移管すべきだということで先日も区長会からの要請がございました。

したがって、東京都の出方といたしましては、この十月下旬までの間には一定の考え方を整理してお出しになるということでございますから、そういったものが出されますれば、改めてまた区長のご判断をいただきながら、私どもとしても積極的に移管に向けた努力を重ねていきたい、こんなふうに思っております。

◆諸星 委員 ここはぜひとも熊本区長に二十三区のリーダーシップをとっていただきたいというふうに強くお願いをしておきます。

私のほうから最後の質問で、環境都市世田谷を目指してということについて一点だけお話をさせていただきます。

まず、先ほど午前中の議論の中で、自民党さんの上島委員のほうからもエコポイントのお話がありました。私どもも、ぜひとも商品券の活用を大いに取り組んでほしいなど。特にこれは産業政策部の杉本部長にもお願いしておきます。実現に向けていろんな課題はあると思いますが、しっかり取り組んでほしいと強く要望しておきます。

田中室長にお聞きしたいんですけれども、代表質問で我々は、環境で立つ世田谷区

を目指してほしいというふうにお話をさせていただきました。先ほど議論がありましたように、私は、一自治体であったとしても、環境を制するものが世界をリードする、そうした大きな気概を持ってほしいと思うんです。当然産業振興の視点から取り組むことも大事ですが、さらに豊かな生活につながるんだ、そして世田谷独自の文化にまである意味では昇華させる、ある意味でさせるということが環境都市世田谷の目指すべきところだというふうに私どもは思いますけれども、その点、室長のお考えをお聞きいたします。

◎田中 環境総合対策室長 今、環境都市世田谷という非常に心強いお話をいただいて、実務上から申せば、地域全体の高齢化が進展する中で、その活力を支えていくためには都市の持続的な成長というのは欠かせないと思います。一方で、将来を見据えては環境保全ということも万全の体制をとることが必要。この成長ということと環境保全を対立するものとはとらえずに、高いレベルで共存させていくことが世田谷区に課せられた課題のように認識してございます。

環境都市として成り立っていく要素が幾つかあると思いますが、例えば、環境が地域のビジネスとして成り立つということ。環境そのもののビジネスだったり、環境に配慮したビジネス、収益が上がるビジネスモデルをどうやってつくれるかということが一つ。もう一つは、省エネ型ライフスタイルが、おっしゃられたように地域文化というところまでどうやって成熟させていけるか。節約しなければならない、やってみたら楽しい、それを越えてやってみたい、そういう世田谷のブランド、世田谷型ライフスタイルとなり得るかということが一つ。それからもう一つは、何といたっても子どもたち。環境ということが教育とか子どもたちの成長の中できちんととらまえていただけるか。このようなことがポイントだと思ってございます。

先日、森下副区長とともに、環境省の小林事務次官とお話ししたのですが、小林事務次官も世田谷区民でいらっしゃるわけですが、世田谷こそが、自然に親しむ中で都

市の利便性を損なうことなく、区民とともに新たな低炭素型の都市像をつくり出せる都市としてのポテンシャルがあるのではないかとっておられました。区といたしましても、緑や農地のある住宅地としての世田谷らしさを失わず、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく、そのような形をとるために、区民、事業者の皆様とともに引き続き——区としては環境共生都市とっておりますけれども、その実現に担当部として全力で取り組んでまいります。

◆諸星 委員 以上で私の質問を終わり、佐藤委員にかわります。

◆佐藤 委員 では続いて、私のほうから、今諸星委員からあった自立都市世田谷という観点から、二つ大きくやりたいと思います。

最初に、自治体における広報戦略について。一般的にはシティプロモーションとかシティセールスと言われている点でございます。

これまでも皆さんからのお話にありましたように、大変な経済不況の中、企業の業績も不振に陥って、税収も大きく落ち込んでいる状況で、国の財政も含めて地方財政もかなり危機的な状況を迎えつつあると言われております。皆さんのほうからもありますように、地方自治体としても税外収入という形で新たな財源をどこからどういう努力をして生み出すのかというような事態に直面していると言っても過言ではないと思います。改めて、地域においても、私たち行政も、それから住民の皆さんも、新たな地域の資源を見出して、それをどう地域の活性化につなげていくのかということが非常に重要になってくるのではないかなとっております。

確かに地域活性化の方程式というのは経済であって、消費につながる経済活動を構築して促進していけば、それが地域活性化につながるということはわかっているんですが、その一方で、この地域活性化というキーワードは、全国ほとんどの自治体で使っているにもかかわらず、具体的に方法論だとか効果的な推進策を打ち出せているかどうかといえ、なかなか思うようにそれが望めないという地域も少なくないと思

っております。ある専門家の方の意見で言えば、人や企業、それから産業を呼び込むためには、だれに向けて、また、どのようなメッセージをどういう形で発信していけばいいのか、そういったことが地域自身でなかなか把握できていないというのが原因なのかなというふうに指摘をされております。

世田谷区においても、これから政策広報だとか観光広報、産業広報、生活広報、そして危機管理広報など、いずれの分野においても、より魅力的で訴求力の高い広報戦略のあり方が大変問われてくる時代に入っていると思っております。改めて、その弱点を補う意味で、地域の発展に貢献する手段として、二子玉川の再開発における映像コンテンツをその一環として地域活性の可能性と展望という位置づけで探ろうという挑戦をされていることは、私どもの党としても大きな期待を寄せております。

まさしくそういった意味では、人や企業を引きつける地域の魅力をつくる仕事、これがシティプロモーションという仕組みだというふうに今一般的には言われておりますが、シティセールス、地域の個性を売り込む広報、これはやっぱり不可欠と考えますが、まず、この認識をお伺いしたいと思います。

◎金澤 政策経営部長 シティプロモーション、シティセールスというお話をいただきました。ある自治体では、地域の魅力をつくり出し、それを国内外に発信し、都市のブランド力を高め、人、物、情報が活発に行き交う元気で活力のある都市をつくる、そういった活動をシティプロモーションという名前を使って定義している。また、ある自治体では、都市づくりの観点から必要な資源、人、物、金、情報などを獲得するために都市外に働きかけ、取り込み、生かしていく一連の活動として、その都市を売り込むものをシティセールスというような定義をしてそれぞれ活動を展開されているということで、これらの取り組みにつきましては、要はその地域の魅力を内外へ効果的に発信して、自治体のイメージアップや認知度の向上につなげる、そういった効果があるというふうに認識をしております。地域活性化の根底にあるのは経済である

というご認識のご指摘でございますけれども、シティプロモーション、あるいはシティセールスという点から、そういった観点からのご提案というふうに私どもは承知しております。

ちょっと話が矮小化するかもしれませんが、これまでは私どもも、行政情報、あるいは重要施策を「区のおしらせ」、ホームページ等でお知らせする一方、積極的な広報活動という点につきましては、マスコミに対して項目、時期を選びながらリリース活動をするといったような活動をしてきたところでございます。委員お話しのとおり、区のイメージアップや認知度向上を図るために、少し枠を超えた情報発信というか、丸ごと売り出すということも今後考えていかなきゃいけないのかな、そんなふうに認識しております。

◆佐藤 委員 今、部長が答弁されたように、いわゆる丸ごと売り出すということで、既に先進的に取り組んでいる自治体が結構ありまして、例えば仙台市は、オール仙台のシティセールス体制の確立に向けてというふうにスローガンを掲げて、戦略プランを二〇〇四年に策定して、総合政策部交流政策課というシティセールスに係る総合的な企画及び調整をできる所管も創設しております。また、浜松市でも官民協働のシティプロモーションというスローガンで、ここは政令市を目指していた一環の流れもあったんですが、ここも同じようにシティプロモーション担当課というのをつくって、そうしたプロモーションに関する業務などを行っているということで、新潟なんかもそうなんです。

これらの先進的な自治体の共通している点は、やはり専従の推進組織をしっかりと設置しております。その理由としては、個々の所管で個別にそれぞれの地域とか町の資源をばらばらに売り込んでいては、重点的に、また、効率的なPRがどうしてもできない。さらには、全体の動きが全く見えない。もう一つの観点としては、横断的な取り組みも図れないし、やはり中心となる専従組織が参謀的な役割、機能を持って、

そこにしっかりとコーディネートしてもらわなければならないというふうに考えますと、世田谷区においても丸ごとセールスをもし考えるのであれば、しっかりと縦割り行政を廃した形で広報戦略セクションの専従組織の創設を我が党としても求めたいと思っております。あわせて、行政サイドといわゆる製作サイドとの橋渡し役になるような人材も不可欠だと思っておりますが、この点についてはどうでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 ご紹介のございました仙台市、浜松市、新潟市でございますけれども、もちろん他の産業は各地にあるんですが、その一方で、観光ということの一つの大きな主力にしている自治体だというふうに存じます。その意味で、単なる自治体広報ということではなくて、自治体全体を売り込む戦略にたけているということで、広報活動自体が観光戦略につながっていると認識をしております。

世田谷についての観光ということにつきましては、議会からも力を入れるようにというご要請がございまして、区としても取り組むべき課題だと存じてございます。そういった広報活動と観光戦略を連関させてやっていく体制という今のご提案だと思っておりますけれども、それについてはこれから研究をさせていただきたいと思っております。

◆佐藤 委員 いきなりシティセールスとかシティプロモーションみたいな大きな枠で考えると、またなかなか動きも鈍ると思うんですが、実は既に東京の近くの自治体においても、そういったシティプロモーションの素材となり得る要素を活用して取り組んでいるところがあるんです。例えば中野区なんかは、中野ブロードウェイ商店街というのがあるみたいで、ここが山梨県富士河口湖町にあるNPO施設と提携をして、災害時に四・五万人の宿泊施設を提供しますよという締結を結んで、いきなり災害時に泊まりに行くのも何なので、じゃ、日常的に観光面で交流をさせましょうということでスタートしています。

もう一つは、全国的に注目を浴びているゆるキャラ、地域キャラクターです。二〇

○八年にあるリサーチ会社がマーケティングした調査によりますと、これから十年間、最も伸長する、いわゆる伸びるキャラクターとして地域キャラクターが最も高い支持を得ているという調査結果も出ています。全国的には彦根市のひこにゃんとか、奈良のせんとかんとかが有名なんですけれども、実は隣の杉並区には、二〇〇六年に公募によって制作されたなみすけというキャラクターがいて、これは区のマスコットキャラクターとしてさまざまな区の広報媒体に既に使用されています。ぬいぐるみも含めたいろんなグッズもできていて、それを区の公共施設で販売していて、さらには、地域限定なんですけれども、杉並区と中野区のセブンイレブンでは、なみすけパンというパンも売ったり、区で発行している区内共通商品券もなみすけ商品券と銘打って販売をしている。

こういう既存の事業でも、これから少し知恵と工夫を出せば、シティセールスとかプロモーションにつながるような素材というのも世田谷区においても既にあるのではないかと考えるんですが、この点はいかがでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 世田谷の魅力といいますと、常々区長が申されているように、治安のよさと環境のよさということが挙げられると存じます。これらは直接経済活動に結びつくわけではないと思うんですが、人が住む町では非常に重要な要素であるというふうに認識してございます。

中野区と富士河口湖町のお話が出ましたけれども、世田谷区も川場村と災害協定を結んだり、そういった活動もしてございます。

それから、ゆるキャラでございますけれども、世田谷区にもそういったものがございまして、子ども部はかもちゃん、それから区民まつりはうま丸というのがございまして、区民まつりのパンフレットには載っているんですけれども、そんなのがございます。

先ほどご紹介しました環境のよさというのは、まさに水と緑が多くあるということ

だと思ひまして、区長がご提唱になつてゐる世田谷みどり33の取り組みは、広報手段を活用して区の内外にも広めていけば、世田谷区のブランドアップにも貢献できるのではないかというふう存じます。委員もおつけいただいでゐるみどり33のバッジにつきましては、トラストまちづくりのほうで販売をしてゐるんですけども、バッジとともにシンボルマークにつきましても、現在登録商標の申請をしてゐるということで、今後、商品等に活用していく、そんな計画を今考へてゐるところでございます。

お話のとおり、既存事業の素材を活用してシティセールスしてプロモーションにつなげていくということも一つの方策と考えられますので、これからもさまざま研究していきたいと思ひます。

◆佐藤 委員 みどり33のバッジはつけてゐますが、そんなゆるキャラがいたなんて初めて知りました。ですから、やはり専従的な組織が必要だと思ひますが、今ある事業がそういったセールスとかプロモーションにしっかりとつながるように、ぜひ鋭意検討していただければと思ひます。

それから、自立都市世田谷と題して二つ目、新たな産業政策について、質問に移りたいと思ひます。

これも、今私がお話ししたシティセールス等に象徴されるように、地域の内外に地域の魅力をどう訴へる、いわゆる訴求していけるのか。そういった地域の発展を図る一環として、産業政策については、これから具体的な提案をどう構築して実行へ移していくことができるのかということについても求められてゐると思ひます。我が党は、産業政策については、斬新というか、区内共通商品券以外に何が一体あるのだろうか、と議論の中でも意見が出ていたんですけども、やはりもう一工夫、二工夫必要ではないかと考へております。

そこで我が党が注目してゐるのは、今、日本全国的にかなり進んでゐるポイントカードシステムです。これは先ほど我が党の諸星委員が言つたことも含まれるんですけども、

私が今ここでお話しをするのは、例えばTポイントとかスイカとかパスモとか、そういったたぐいのカードになるんですが、実は二〇〇七年調査でカードの発行枚数は約十億枚、発行ポイントは七千百三十億円というかなり魅力的なマーケットになっているということでございます。

このポイントカードシステムの一番のメリットは、いわゆる事業者の業績と、消費者が使うことによって逆にポイントがたまるという満足度をうまくマッチングさせて、発行企業がふえて、さらに消費者としては企業がふえれば使う場所がどんどんと拡大していく、こういった相乗効果があられて今の大きなマーケットに拡大をしているというふうに分析されていますが、まず、産業政策部として、この辺の認識についてはどう考えているかお伺いしたいと思います。

◎杉本 産業政策部長 お話のポイントカード事業につきましてはさまざまな取り組み方がありまして、大きく分けて三つあるかと認識しております。まず、今ご指摘のような全国で利用できるTポイントやE d y、n a n a c oなどのような流通プリペイドカードでございます。それから二つ目につきましては、自治体単位、自治体全域で利用できるような地域全体のポイント事業。三つ目については、商店街、エリアごとなどの小さいところでのポイント事業があると認識しております。消費者につきましては、カードの機能により選択し、カードを有効に活用されるなど、ポイントやキャッシュバックによるお得感とか、小銭が不要である利便性など、消費者のニーズと相まって、ポイントカードシステムが拡大していくと推測しております。

◆佐藤 委員 今答弁をされたように、そう認識しているのであれば、このポイントカードシステムも、今、地域密着型のポイントカードシステムみたいなものをビジネスとして使っている、提供しているのがあるんです。ですから、新たにそういったカードをつくるかどうかはわかりませんが、既にそういう媒体は私たちも含めてさまざま持っていますので、既存の媒体を利用して地域密着型のポイントカードシステムと、

それをプラットフォームにして地域活性化事業とうまくマッチングできるような可能性を見出していくことはできるのではないかなと思っていますが、この点についての見解はいかがですか。

◎杉本 産業政策部長 今ご指摘の地域密着型共通ポイントカードというのは、多分最初に私が説明させていただいた一番目の全国共通の流通系カードのイメージかと思うんですけども、その前提でいきますと、例えば茨城県の日立商工会議所や長野県の佐久市などが行っています大手流通カードとの連携を含めたポイントカード事業が既に実施されていると伺っております。

ポイント事業の全国展開を例えば世田谷区の区内商店街に置きかえますと、導入に当たってのシステムの初期投資、使用料とかの費用対効果といったランニングコスト、二番目に不要ポイントの支払いを含めた有効性、それから三つ目に、大資本にポイントが集中した場合に、逆に商店街の衰退を招く可能性など、先読みかもしれませんけれども、課題があることも認識しております。

◆佐藤 委員 今のポイントカードシステムの一番いいところは、私も利用していませんけれども、一つのカードで完結ではなくて、そのカードでたまったポイントがほかのカードとポイント移行ができたりするんです。例えば飛行機では、ANAのマイレージなんかは、マイレージでたまったのがEdyだとかスイカだとか電子マネーに交換ができるという利便性があります。

これは例えばの話ですけども、世田谷では世田谷線にせたまるカードがありますね。せたまるカードは私も持っています。これはやはり使いたいと思うんですね。なぜかという、使うとポイントがたまって、次にチャージするときにそれが付加価値として乗っかってさらに利用がふえる。そういったことを考えると、例えば世田谷線のせたまるカードと沿線の商店街との連携的な事業で、商店街で買い物をするとポイントがたまるとか、そういった双方で何かメリットを創出することによって、使う側

の消費者としては地元の近くの商店で物を買うメリットが改めて生まれると、さらなる活路が見出せるのではないかなと考えています。さらにもう少し拡大できて、さまざまな買い物でポイントがたまるようになれば、世田谷区内共通商品券もポイントで買えたりとか、区への寄附もポイントでできたりとかになると、現金を出すという思い切り感よりはポイントで手軽にというお手ごろ感というのを考えると、利用者にとっても使ってもらえる拡充へつながっていくのではないかなと考えます。

これは使い勝手とか手数料の市場調査というのは当然必要だと思いますが、ぜひそういうことも含めて、産業政策部として、いつまでも区内共通商品券だけではなくて、もう少し主導的に、新たな産業政策として地域の活性化につながる事業を、今ある事業の中で活発に使われているような事業とうまくマッチングをさせながら主導的なリーダーシップをとってもらいたいと思っていますが、その点についてはどうでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 現在の区内の商店街の状況を説明させていただきますと、台紙によるスタンプを張るタイプ、これは今のお話とはちょっと違いますけれども、十五商店街ございます。それからプリペイド方式、接触方式が八商店街ございます。ほかにICなどを活用した非接触型、これが多分該当すると思うんですけれども、四件ございます。それぞれスタンプ、ポイントカードは実施しているわけでございますけれども、これらの事業はいずれもおのこの商店街振興の一つとして既に進めております。一方で、ポイント事業を実施していない商店街は百二十のうちまだまだあるわけですが、必要性や効果といった意義について、ポイント事業を行っている商店街との意識の乖離が見られている状態でございます。

いずれにいたしましても、ポイントカード事業につきましては、区内商店街では複数の商店街が既に行っている。今、全区的、または全国的な流れに乗っていけないかというご指摘だと思いますけれども、区商連での検討状況を一緒にさせていただきな

がら、ご提案の新たな視点も加えまして、公社、商連と連携してさらに検討してまいります。

◆佐藤 委員 よろしくお願いをしたいと思います。

例えば、今の商店街のスタンプなんかは商店街の中で完結型になっていますね。そうすると、たまたまそこに来た方は、そこでカードをつくるかというとなかなかつくれないですね。ですから、例えば個店で勝負をするとか、一つの商店街がそれで勝負をするというところも当然あってはいいと思うんですが、そうではなかなか立ち行かないところに対しても、いかにきっかけとして、ちょっと寄った人でもそこで買い物すれば普通にポイントがたまるぐらいのことであれば、流入人口も、そこで買ってもらうメリットも創出するのではないかなと思います。これは世田谷独自のカードをつくれというわけではなくて、今あるカードに付加価値としてつけられればいいのかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、福祉先進都市世田谷と題して、一点伺いたいと思います。これは我が党ですと訴えています高齢者の居場所である住まいについてお話ししたいと思います。

本格的な高齢社会が到来してきておりまして、先ほどもありましたように、区の実態調査の中でも高齢者の単独世帯とか高齢者のみ世帯が増加をしてきております。これから一番大きな課題になるのが、高齢者の方々の住まい、居場所。この整備というのは非常に喫緊の課題だと我が党は認識をしております。特に昭和四十年代から五十年代に建った木造の住宅、いわゆる民間の賃貸住宅が更新時期を迎えてきております。そうすると、仮に建てかえる、もしくは壊すということになれば、住みかえてもらわなきゃいけない。こういう居住環境に高齢者の方は結構お住まいになっている現状もあります。そうすると、住みかえてもらうのに、新しいところに入れば当然今より家賃がふえます。かといって、住みかえるにもストックが実際は足りません。そうすると、やはり高齢者専用住宅の整備は不可欠であり、特に国民年金で何とか頑張ってい

らっしゃる低所得高齢者の専用住宅というのは早急に着手をしないと、住む場所が本当に確保できないという現状に陥るのではないかと考えています。

東京としては、東京モデルとしていわゆるケアつき住まい、これは中堅所得者層が対象です。それから都市型ケアハウス、これは低所得者層対象なんですが、基本的には一人で自立生活が困難な方が対象なんです。そうすると、六十歳を超えて、国民年金の受給資格の方で、何とか体は健康だけれども、一生懸命働きながらも、収入と年金で暮らそうとされている方の住まいがやっぱり極端に少ない。そうすると、そういった方々の住まいをどうこれから確保していくかということを考えれば、これは大きな問題である。ただ、都営だとか区営という公的住宅は当然供給が間に合わないと思いますし、今、世田谷区でやっている住まいサポートセンターもかなり古いストックが中心であって、それらも数年先には更新時期を迎えてしまうということを見ると、一体どうなのかなと私たちも認識をしております。

我が党も実は視察をしてまいりまして、一つは、適合高齢者専用賃貸住宅として整備されているココファン日吉、横浜なんですけれども、ここに行ってきました。ここは、土地、建物はURから定期借地権、たしか七十年で借りて、高齢者専用住宅で、自立型と介護型とそれぞれ別々にゾーニングをされております。家賃が一番安いので十万七千円でした。ただ、共益費やサービス費などがそこに入ってくるので、結果的には十三万七千円ぐらいになってしまうんです。入居一時金はありませんでした。

もう一つは、品川区で廃校になった小学校をコンバージョンして再生した高齢者向け優良賃貸住宅がありまして、これも区による収入に応じた家賃助成がありました。ここは家賃助成を差っ引くと一番安いところで五万四千四百円なんですけど、同じように基本サービス料だとか共益費だとかそういうのが加算されるので、結局毎月の家賃は十三万三千円ということになるんです。

ですから、やはりある程度の収入がないと生活できる場所が極端になくなりつつあ

る。こういう選択肢としてふえていくのはいいんですが、先ほど私が述べた国民年金受給者でも、少しでも働きながらの収入で暮らしていけるような適切な負担の家賃の場所をこれから整備していくのが重要ではないかと考えますが、この認識についてまずお伺いをしたいと思います。

◎板垣 都市整備部長 最初に、認識ということでございますのでそれについてお答えさせていただきます。近年の経済状況の悪化ですとか高齢化の進む中で、高齢者の経済状態や身体機能に応じた多様な住まいの確保、また、居住継続の支援は、住宅政策上、大変重要な課題であるというふうに認識しております。現在策定中の第三次住宅整備方針におきましても、だれもが住み続けられる住まいづくりとしまして、民間賃貸住宅への入居支援のほか、区営住宅等の公平公正な運用などを進めまして、低所得者向け住戸を確保していく方向でございます。

◆佐藤 委員 これはもちろん民間事業者に参加をしてもらわなきゃいけないので、民間事業者としてのビジネスモデルになり得るかどうかの検討というのは早急に行うべきだと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

◎板垣 都市整備部長 お話の高齢者専用賃貸住宅につきましては、最近、医療法人の参入とか、さまざまな事業者によりまして多様なサービスの付加された住宅供給が見込まれておりまして、高齢者の多様な住まいの一つの手法として区でも普及啓発に努めているところでございます。

しかしながら、現在の高齢者専用賃貸住宅につきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、いわゆる中堅所得者向きの住まいとなっております。したがって、低所得者層向けの高齢者専用賃貸住宅につきましては、これが事業として成立するためには国の仕組みづくりが大変重要というふうに考えております。引き続き国や都の動向を注視していきたいと考えております。

◆佐藤 委員 もう一つ、都市型ケアハウスについても伺いたいと思いますが、今回整備に着手をされたことは評価いたしますが、ただ、四十室という制限と、民間事業者には土地は探してきてよということは、かなり高いハードルなのかなと。民間事業者側にとっても、本当に手を挙げていただけるのかどうかも含めて非常に懸念をしておりますが、この点はいかがですか。

◎堀川 地域福祉部長 都市型ケアハウス、都市型軽費老人ホームについて、民間事業者による整備が円滑に促進できるかという点でございます。こちらは十月末を第一回の締め切りとして今募集を行っておりますが、九月に説明会をやったときには多数の事業者の皆様のご参加をいただきました。ただ、その際のアンケートでは、年明け二月の第二回締め切りのときに応募したいという方が多くございました。私どもといたしましては第一回の十月末でできるだけ多くのご応募を期待しておりますので、今後、事業者による整備をより促進するために鋭意努めてまいりたいと考えております。

◆佐藤 委員 よろしく申し上げます。

時間が足りないかもわかりませんが、最後に、福祉先進都市世田谷と題して二つ目、子育て支援マンションです。

既に世田谷区では子育て支援マンション認証制度というのがあります。これは二年前に施行されておりますが、第一号が認証されましたと言ってから何の音さたもなく、どうなっているのかよくわからないんですが、今どうなっていますか。

◎板垣 都市整備部長 本会議でもちよっとご答弁させていただきましたが、区では平成二十年三月に一件、約二百六十平米のキッズルームを整備しました戸数二百七十戸の賃貸マンションを子育て支援マンションとして認証してございます。残念ながら、現在のところその一件だけというのが実情でございます。

◆佐藤 委員 代表質問でも取り上げましたが、今子育て支援マンションは、市場ではかなり盛況、盛んになっております。ミキハウス子育て総研の認証というのが非常にステータスになっていたりしていますが、中には企業と連携して、最初のつくり込みから子育て支援マンションとして認証保育所とか小児科の病院だとかを併設して、なおかつ保育所については、マンション居住だけでなく、地域開放型に取り組んでいるところもありますので、つくり込みから企業と連携したそういった施策を保育待機児解消策としてぜひ検討していただきたいと思いますが、最後にお願いします。

◎板垣 都市整備部長 区としましても、できるだけ大規模集合住宅とか、そういうところの計画段階から事前協議させていただきまして、保育施設の整備に努めていきたいというふうに考えております。

◆佐藤 委員 以上で公明党の総括質疑を終了いたします。

○小畑 委員長 以上で公明党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後二時二十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

民主党、どうぞ。

◆すがや 委員 それでは、民主党の質疑を始めます。

本日は、先日の代表質問の中で質問させていただいた中から取り残したというか、やり残したものを質問していきたいと思います。大きく分けて、保育サービスと、あとは外郭団体の統廃合、それから公共施設の統廃合というところで考えておりますの

で、関係所管の方々、よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、外郭団体から始めたいと思います。

外郭団体なんですけれども、代表質問の中では統廃合が必要なのではないかということをお申し上げました。というのは、やはり今、世田谷区役所がいろいろな見直し、見直しということを行っている中で、外郭団体が、やはり存在意義が不明確になっているところがあるのではないかというふうに考えなければならないところもあると思っています。人によっては、やはり外郭団体って必要な人もいるかもしれない。だけれども、こういう時代ですし、いろいろな経済状況なんかを考えますと、やはりそれは優先順位をつけていって、廃止するサービスは廃止していかなければならないというのがこれからの行政サービスなのではないかと思っています。

外郭団体ということでは、今さまざまあるんですけれども、代表質問の答弁の中では、統廃合というか、廃止ということには区役所は触れないわけですね。答弁をちょっと読みますと、コミュニティーサービスの担い手として有効に機能するよう改善に取り組んでまいりますというようなご答弁があったんです。これはまさに外郭団体の機能をさらに強めていくのではないかなというふうにも受け取れると思うんですね。

もう一度確認しますけれども、世田谷区として、これから外郭団体、今十三あるうち幾つかを統廃合していくといったような考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 統廃合していく考えはあるかというご質問でございます。ちょっと長くなるかもしれませんが、ご説明をさせていただこうと思います。

区の外郭団体は、それぞれ目的や設立に至った経緯がございまして、団体の専門性を生かして区民サービスを拡充するといった役割を果たしております。それで今、十三の外郭団体というお話がございましたが、例えばシルバー人材センターというのは、高齢者の雇用の安定の法律というのがございまして、これで作られてございます。

社会福祉協議会は社会福祉法、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律、それぞれ法律に定められた役割を担っています。

社会福祉事業団でございますが、これは昭和四十六年の厚生省通知に基づいて設立されたものですが、当時はこういう団体しかできなかったという事情がございまして、現在は、民間事業者が対応が難しいケースを受け入れるなどのセーフティーネットの役割、それから公的な責任を果たすものとしての先駆的改革への取り組みを行っているというものでございます。

それから、せたがや文化財団、スポーツ振興財団、保健センター、産業振興公社、トラストまちづくり、こういったものは他の自治体でもこういう機能の外郭団体がございまして、区の事業を補完し、区と相まって区民福祉等に寄与している。具体的には、地域文化の振興、スポーツ、それから健康増進、産業振興、緑の創出、居住環境を守るというようなことがございます。

それから、サービス公社、エフエム世田谷、世田谷川場ふるさと公社は株式会社でございますが、サービス公社は公共施設の維持管理事業、コンピューター事業、エフエム世田谷については地域に密着したFM放送、災害時は災害の情報、川場ふるさと公社については川場村の健康村の運営ということでございます。

区はこれまでも、美術財団とコミュニティ振興交流財団の統合をやっております。せたがやトラスト協会と都市整備公社も統合いたしました。勤労者サービス公社を廃止いたしまして、その機能を付加した産業振興公社を設立しております。古くは世田谷ふれあい公社というのが実はございまして、これを廃止して、その事業を社会福祉事業団と社会福祉協議会に事業再編しているということで、実は外郭団体の統廃合ということも大分進めてきてございます。

そういったことでやっておるところでございますけれども、先般から申し上げているとおり、政策点検方針では、さらに外郭団体と民間事業者の役割分担、それから外

郭団体への委託の見直し、それから外郭団体への支援のあり方についての点検をするということで、今、各担当部局がやっています。その中で外郭団体の意義、役割、今後の課題を再確認して、今必要な見直しをやっていきたいということが今の区の考えです。

◆すがや 委員 今、丁寧にご説明がありましたので、それぞれの各団体の必要意義というんですか、区役所的な存在意義は、私としてはわかったつもりです。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やはり行政サービスということですから、それを必要としている方々がいらっしゃるということも十分認識した上でこの質問をしていますので、そこはご理解いただければと思います。

これまで統廃合してきましたというようなご答弁もありました。例えば今の産業振興公社、それは勤労者サービス公社を廃止して産業振興公社をつくったんですけれども、産業振興公社というのは、ある意味、新しくつくったと私の中では認識しているんですね。それは四年前、五年前の話だと思しますので、そのころは景気も非常によかったような状況ですので、区もそういうことができたんだろうというふうに思います。しかしながら、今みたいなこういう景気が悪いときに、外郭団体一つに多額の補助金を出して運営させていくのかということについては、やはり疑問が残るということで、四、五年前に行った統廃合、それ以降の話を今後世田谷区としてしていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

今回、その統廃合ということに関しては、これ以上質問しても区役所の考え方は変わらないようですし、答弁も出てこないと思しますので、これは意見として申し上げますけれども、やはり外郭団体は統廃合というか、廃合が必要になってくるのではないかとということで、それぞれほかの委員の方からもご意見が出ていますけれども、引き続き進めていただきたいというふうに思います。

世田谷区が今外郭団体を所有しているという中では、やはりその中でとりあえず現

状のサービスを行っていかねばならないと思います。有効活用するということになってくるんだと思います、結論としては。そうすると、ちょっと気になったのが、外郭団体というか、行政側として見たときの障害者の雇用なんですよ。

ちょっとどこで出てきたかというのはわからないんですけども、障害者の雇用が、今、世田谷区の外郭団体で五団体しか雇用していないというような話があったかと思うんですが、それについて現状を教えてください。

◎金澤 政策経営部長 外郭団体の障害者の雇用のことですが、区は、平成二十一年の一月に、外郭団体改善方針に基づく取り組みの方向性等についてというものがあるんですが、その中で、各外郭団体が障害者雇用を行うことを具体的な取り組みとして挙げております。常勤労働者数五十六人以上の規模の団体については法定雇用率一・八%以上の雇用の確保を図り、それ以外の団体においても障害者の雇用に努めるということにしてございます。これに基づきまして、各外郭団体では、それぞれの改善計画の中で障害者の方の雇用促進の取り組みを進めているところでございます。

具体的には、特別支援学校や関係団体などと連携いたしまして、さまざまな仕事を体験していただくということなどです。特にサービス公社は、法定雇用率を大幅に上回る五二・七八%の雇用率を達成してございまして、障害者雇用納付金制度による報償金、これは国からいただけるんですが、二千七百万円を受給しているような状況でございます。

本年七月には障害者の雇用の促進等に関する法律の改正がございまして、常用雇用労働者の総数や実雇用障害者の計算の際に短時間労働者も算定することとなり、障害者雇用の義務が拡大されてございます。今後とも各団体の障害者雇用が促進され、障害者の方々の就労が広がるよう、必要な指導、調整はしていきたいと思っています。

◆すがや 委員 障害者雇用なんですけれども、具体的には何団体が障害者雇用をしているんですか。

◎金澤 政策経営部長 先ほど五というお話が出まして、うろ覚えですが、恐らくそのぐらいだと思います。（「うろ覚え……」と呼び、その他発言する者あり）

◆すがや 委員 わかりました。たしかそれは政策検証委員会の中で……。

○小畑 委員長 静粛に願います。

◆すがや 委員 やりとりの中で出てきたことであって、五団体しか障害者雇用をしていないのと、私はちょっとそのときに思ったんですよね。そうやって高らかに障害者雇用ということを掲げるのであれば、サービス公社が障害者雇用をすごく多くしているというのは知っていますけれども、それ以外の外郭団体が、やっぱりそういうことに対してもちゃんと前向きに積極的にやっていかないといけないと思います。もちろん法定雇用率とかそういうことはありますけれども、行政機関なわけですから、そこはやはり法定雇用とかそういうことではなくて、障害者雇用ということには積極的に取り組んでいただきたいということを求めておきます。

続いて、公共施設の仕分けに移りたいと思います。

公共施設の仕分けということを申し上げましたけれども、今のところ、代表質問で具体的に申し上げたのは、区民会館ですとか区民センター、あとは地区会館、区民集会所というところなんですね。それぞれ条例で位置づけられていまして、地区会館と区民集会所は条例が一緒なんですよ。利用率の低いところについては、近隣施設と統廃合して行って、財産の有効活用ということを図っていくべきではないのかというふうに考えております。

つまり、これまで世田谷区役所は、議場でも申し上げたんですが、例えば区立幼稚園は利用率が低いからということで廃止しましたよね。廃止してくるといようなこ

とをやってまいりましたよね。だけれども、区民集会所ですとか地区会館というのはそういうことを行っていないんですね。平成二十一年度の利用率を調べてもらいました。それぞれ出してもらったんですけれども、例えば区立幼稚園が利用率の低いところで六〇%ぐらいだったんですけれども、それぐらいで見えますと、区民集会所のうち六〇%以下のところもかなりあって、星をつけているだけでも一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二とどろどろ数えられるぐらいなんですよ。こういうところ、もう本当に隣り合っているような地区会館ですとか区民集会所もありますから、お隣同士が一緒になって合築をしていく。新たな区民集会所として生まれかわるということもできるのではないかと思います。

それとあわせて築年数もかなりそれぞれ古くなってきていますし、もう四十年以上の築年数ということでは地区会館だと十施設ぐらいありますから、この建てかえ問題というのも出てくると思うんですね。こういったこととあわせて、合築ですとか、区民集会所、地区会館の仕分けですか、こういったことを行っていく必要があると思いますけれども、世田谷区の見解をお聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 区民センター、地区会館を初めとする集会施設は、町会・自治会、地域地区での各種団体、サークルなどの利用による地域のまちづくりやコミュニティーの拠点として、また、料理講習や、華道、茶道、絵画、工芸、音楽等を行うことができる地域の文化的活動の場として、その他、軽運動などの健康増進の場として広くご利用いただいております。地域に密着して区民相互の交流と連帯を深めるための重要な役割を担っていると思っております。

これらの集会施設の配置の状況でございますが、区民会館は各地域に一カ所、区民センターはおおむね半径一キロメートルの範囲に一カ所、地区会館は半径五百メートルの範囲に一カ所、そして地区会館を補完する形で区民集会所を設置するなど、地域地区で身近にご利用いただけるよう計画的に配置をしているものでございます。

今日の社会経済環境や人々の意識の変化、生活様式の多様化が進むなど地域のきずなが希薄化している中で、地域コミュニティの活性化や地域まちづくりの充実などを地域と区が一体になって進めていくことが、地域のきずなを深め、区民自治を協働推進する上で重要であると認識してございまして、その中で集会施設の果たす役割は大変大きいというふうに認識をしております。

区では、老朽化した公共施設につきましては、公共施設整備方針に基づきまして財政計画との整合を図りながら更新を進めておりまして、施設の合築複合化等による管理運営の効率化や施設の利便性の向上を図っているところでございます。集会施設につきましても、地域でより有効に活用していただけるよう引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

◆すがや 委員 また今も有効活用というようなお話があったんですけれども、具体名はちょっと刺激的なので挙げないんですけれども、利用率が三〇%以下というような地区会館もあるんですね、実際には。五〇%以下でもかなりありますよね。だから、こういったところは、本当に有効活用できるのかということも含めて議論していかなければいけないのかなと思います。そういうことで、ぜひ今後も進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

時間がなくなりましたので保育サービスに入ります。

保育サービスなんですが、質問を三つほど用意していたんですけれども、ちょっと割愛させていただきまして、今年度もきょうから下期ということで、平成二十二年度の保育サービス計画がぽろぽろと、ばらばらと、福祉保健委員会では設計というか、建築計画が出てきてはいるんですけれども、じゃ、本当に千五百人強の枠をふやしていけるのかということに関しては、やはりいまだに不安だというふうに思っています。

もちろん今年度の保育サービス計画に関しては、しっかりやるということは代表質問の中でもご答弁いただいておりますので、それは信じていますので、来年四月一日に

向けて、ぜひ保育課というか、子ども部の皆さんには頑張っていたきたいんですけども、そうすると、今度、来年度予算編成ということでは、平成二十三年度の保育サービス計画というのが今出てきていないと思うんですね。いろいろ国有地の話だとかありますけれども、あと、国の制度がいろいろ変わっていくという中で、なかなか具体的には出ないんですけども、来年度の予算化に向けて、今、子ども部としてはどのように働きかけているのか、ご答弁をお願いします。

◎堀川 子ども部長 現在、国では、お話にもありましたように、子ども・子育て新システムの検討が進められておりまして、その基本制度要綱案には、保育所の入所要件から保育を欠ける要件の撤廃等が明示されるなど、今後の保育需要の予測に大きな影響が及ぶことが想定されております。

区といたしましては、先日議会にもご報告させていただきました国有地の活用も含めまして、保育需要にこたえてまいりたいというふうに考えてございますけれども、施設整備の主な財源となっております安心こども基金の取り扱いについては、国は平成二十三年度予算の編成過程で示すとしていることなどから、今後の国の動向も注視して、来年度の整備計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

◆すがや 委員 先ほど自民党の質疑の中で、熊本区長から、来年度予算に関しては、平成二十二年度比、今年度比六十三億円マイナスだと予測をしているという中で、優先課題を着実に進めていくというようなお話がありましたけれども、保育待機児童解消に向けての保育サービスの拡充に関してはもちろん優先課題というふうに考えてよろしいんですね。

◎金澤 政策経営部長 二十三年度予算編成、最終的には十二月、一月になりますけれども、この間、待機児の問題ですけれども、喫緊の課題ということで、熊本区長のご指示の中でやっておりますので、区の中の優先度は高い課題だと認識しております。

◆すがや 委員 保育サービスを着実に世田谷区として行っていただきたいというふう要望しまして、中村委員と交代いたします。

◆中村 委員 では質問します。来年度予算編成、財政状況について。

これだけ税収が落ちているという現実と、そもそも今年度の頭、去年からかな、三年の見通しで大分落ち込んでいくという先が見えている中で、今改めていろんな施策をしているとは思いますが、まず来年どうするのかということをお聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 二十三年度予算編成のお話だと存じます。景気回復の確かな見通しが立たない中で、今後の財政運営については、より強固な基盤の確立が必要であると、かように認識をしております。そのためには、行政内部の効率化を進め、徹底的にコストの圧縮を図ることはもちろん、ネーミングライツや未利用地の有効活用による税外収入の確保にも積極的に取り組み、行政経営の体質強化を目指すことがまずは重要であるというふう考えてございます。

さらに、政策検証委員会では、行政がどこまでサービスの担い手となるのか、また、サービス利用にかかる受益と負担のあり方などについてご議論いただいておりますけれども、歳入が大きく減少する中で、改めて今後の行政サービスのあり方など歳出構造の見直しに取り組まなければならないものと考えております。

具体的なお話として、平成二十三年度予算編成に向けましては、現時点での税収等の見通しと事業計画等に基づき、収支均衡した財政フレーム、これを作成したところでございます。

歳入においては、特別区税を今年度比マイナス三十七億円、特別区交付金はプラス三十億円ということございまして、一方、歳出においては、政策点検方針に基づく点検、検証を初め、各部の創意工夫による事業費の削減、マイナスシーリングをかけてございますが、これを見通しまして、基金の繰り入れを今年度比でマイナス五十億

円以上減額するというところで組み立てを考えてございます。その結果、当初のフレームということではございますけれども、その総額は、平成二十二年度予算対比でマイナス二・五%、約六十三億円のマイナスの予算規模ということで今考えているところです。

◆中村 委員 今お話がありました、とにかく今年度の予算よりも六十三億円減らした予算フレームをつくって、基金取り崩しが今年度は百五十億円ちょっとだと思imasuので、百億円ぐらいの基金の取り崩しを目標に、今、税外収入の確保と政策点検方針による支出の抑制をやられているということだと思imasu。

それは後ほど聞くとして、まず、さっき言いましたけれども、三年後まで、たしか今年度の頭でいうと、来年が百五十億円、その次がまた百五十億円で、その次は百十億円ぐらいかな、三年間で基金が減って行って、二十五年度ぐらいには貯金がゼロになりますよというような見通しがされていましたが、そうした長期的な状況を見据えた大きな対策というのは何か考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 今お話の出た三年後には基金が底をつくということについては、議会の皆様方とか区民の皆様方に、今の区の財政状況はどうだということでお示ししているものでございます。

それで、毎年毎年予算を組む中で、ここに入ってくる歳入と歳出のバランスをとりながら、それで将来に備えた上での貯金といいますか、積立金等を確保しながらやっていくという中でございますので、三年後を見通して何を幾らどうのこうのというのは、財政計画は今度の二十三年度予算でも財政計画というのを最後につけるんですけども、個別具体的に今何をやるというのは言えませんが、全体の収支を見ながら、その上でやっていくということだと思imasu。

それで、例えば生活保護費が非常にふえて、それが今年度どのぐらいふえるかとか、そういった見通しだとか、一方、今予算要求をお願いしてはいますが、予算要求

というのは単に歳出だけを要求してもらわなくて、それに伴う国の補助金だとか都の支出金だとか、そういうことも含めてお出しいただきますので、全部トータルの形で予算編成をやっていくというような状況でございます。

◆中村 委員 いや、そもそも三年間の見通しの中で、百五十億円足りません、百十億円足りませんということがもう出ているわけですよ。そうすると、そもそも二千五百億円で年間予算が組まれている中で、二千三百五十億円ぐらいの予算フレームにすると、その三年間はマイナスにならないわけですよ。百五十億円減るということは、多分今、税収が、区民税が一千五百億円ぐらいだったと記憶しているんですけども、約一〇%ぐらいになると思うんですよ。それをどうしていくのか。要は二千三百五十億円というフレームを早期に確立をしていくのか。

ことし百五十億円足りないのに六十三億円去年よりも減らした枠にしていくということですから、どうやったって足が出ていくわけですよ。それを今後三年間も、もしくはもっと、この先、減り続けていくという状況の中で、六十三億円ずつ減らしていくのか、とりあえず減らしてみても、その先、考えてみようということなのかわかりませんが、とてもとても足りないの、どこかしらで思い切った判断というのはしていかないと、いつか必ず貯金はなくなるということは目に見えているわけで、先延ばししているだけの様な気もするんですが、その辺の思い切った状況というのは、いつも単年度制というか、来年これだけ頑張ってみて、結果、あけてみたら足りませんでした、もしくは大きく減らせていましたというようなことだと結構行き当たりばったりな気がするんですが、大きな三年の見通しが出ているわけですから、思い切った、目標値でもいいと思うんですけども、できるとは限らないにしてもビジョンを示す。単年度制だけでなく、数年先まで含めたビジョンというのが必要なんじゃないか。

最大限頑張っているのは重々理解している中でも、その中でどれぐらい削りますよ

と。もしくは、朝から出ていますが、そういった中でもやっていかなきゃいけないものはあるわけですから、その部分はさらに何十億円だか百億円だかわかりませんが使うので、一層その分、財源が必要なのでこれだけ削りますよというような計画があつてしかるべきだと思うんですけども、いかがですか。

◎金澤 政策経営部長 なかなか難しいお話でございますけれども、先ほどお話しした中で、例えば特別交付金は下がりましたけれども、今回はまたプラス三十億円を出ているんですね。基本的に自治体の財政運営というのは、法律に決められた中の歳入、要するに地方税だとか、区でいえば特別交付金だとか、それがあって、それに対して歳出がどうあるかという中でやらなきゃいけない。一方、歳出のほうは、どうしても使わざるを得ないお金というのは、地方自治体の仕事では八割、九割は大体使わなきゃいけない。例えば学校だとか、さっき言った生活保護のことだとか、ざあっと、ずっとあてはめていく、そういう形になるんですね。そういう中で運営せざるを得ないというのはそのとおりだと思います。

ですから、三年後を見通して、将来は必ず税収がこうなるからこうなんだということとはなかなか言いづらいんですけども、そうは言いながら、特に二十三年度予算の、先ほど申し上げたフレームの中では、例えば各部はマイナスシーリングをふやしていただいていますので、その中で絞って努力をするとか、それでもって予算を最終的に絞った上で、最後、じゃ、これだけ基金は落とそうとか、こんなに落としちゃだめだよねということをやっていくんだろうと思うので、そういう形の財政運営ということになっていくかと思います。

◆中村 委員 じゃ、予算について最後に一点だけ聞きたいんですけども、今おっしゃった、どうしても削れない必要経費というところは、年間何億円ぐらいかかると試算をされているんですか。恐らくそれ以上の予算削減はできないだろうし、それ以下の税収であればもう確実に赤になるというところのラインだと思うんですけど

も、そのどうしても削れない部分というのは、総合していくと大体今、世田谷区だと年間どれぐらいかかるんですか。

◎金澤 政策経営部長 個別に数字は把握していませんけれども、私なんかの感覚だと、八割から九割ぐらいはやっぱり固定経費だろうと思います。先ほど言いました学校だとか、生活保護だとかさまざま、都市整備なんかもそうですし、やっぱりそのぐらいになっちゃうだろうと思います。

◆中村 委員 そうすると、大体今二千五百億円前後ですから、二千億円弱ぐらいの支出というのはほぼ変えることができずに、残り五百億円をどうしていくかということだと今認識しました。

それで、次に移ります。一般質問でも質問しました。今現在、政策点検方針に基づく各部の削減なのか、洗い出しがされていると思います。そもそも、一般質問で話をさせていただきましたが、きょうが一日ですから、あと一週間後に各部の皆様方から、政経部になるんですか、これだけ削りますよというメニューが上がってくると、スケジュール上はなっているわけですね。これは、そのときの答弁をいただいた中だと、予算編成の絡みもあるし、条例もあるので、公開することは多少問題があるのだというふうに私はとらえているんですけれども、改めて、即日上がってきた報告を公開することができないのかどうか、お伺いします。

◎金澤 政策経営部長 本会議でご答弁をさせていただいております。十月八日に上がってまいります。これは予算要求と一緒に上がってくるものでございます。その後、区の側は、十二月、一月に向けまして、内部で調整、検討するということで、最終的には区長が総合的に判断して、今回の点検につきましては政策原案という形、それから予算につきましては予算原案という形で十二月にお示しできるかなというふうに残っております。

お出しできるかどうかなんですけれども、区長の側は予算編成権ということで総体の予算を組む。それをもって議会のほうにご提案させていただいて、決定権を持つのは議会でございます。ご議決賜るという流れになります。その間、私どものほうでさまざま検討する中で、これは意思決定過程という中身で、その情報が表に出ますと、内部でああだこうだという議論を実はしているものですから、なかなかそれをお出ししてやるというのは難しい状況にあるというふうに思っております。

それで、条例があるというのは、意思決定過程のことについて、ちょっとお出しできないということが、情報公開の条例でも考え方が共通しているからそちらの条例があるんだという意味なんですけれども、そういった状況でございますので、私どものほうといたしましては、十二月に予算原案、政策原案をあわせて議会のほうにお示ししたい。その間、各会派から予算要望はいただいておりますので、それも十分検討させていただきまして、成案というものを責任を持ってつくらせていただいて、そこで議会にお示ししたい。恐縮でございますが、そんなふうに考えてございます。

◆中村 委員 多分予算と今回の点検方針とは切り離れたほうがいいのかと僕は思ったので切り離して考えているんですけれども、確かに予算というのは、新しいことをやりますよという区の決定に関して、お金が発生して新しく財政をつける。もしかしたら部署間での予算配分、こちらにこういう新しいことをやらせるなら、こちらもやらせなきゃいけないよというようなバランスがあって、調整が必要なのもかもしれないと思うんですけれども、あくまで今回のこの政策点検は削減を目的としていると僕はとらえていますから、そうすると、こっちは減らしました、こっちは減らしましたというメニューが多分出てくると思うんですよね。それをなぜ公開できないのかなという認識です。

唯一理解ができるとすれば、何とか部が出してきた削減メニューが、いや、それは削り過ぎだろうということで、こっちはこれだけしか削っていないんだから、こっち

をそんなに削られちゃ困るんだよというような調整があるから出せないんじゃないのかなというとらえ方をするんですけれども、それ以外であれば別に削られることは、どちらかというと、しかも、それを別にたたきでいいと思うんですけれども、削る部署のやる気ですよ。やる気というか、部署内で検討してきて出してきている削減メニューなわけですから、それを調整する部署間の調整は多分必要なくて、あとは実施していく。

もしくは議会で、それはちょっとやり過ぎで弊害があると。これまであったサービスなのかわかりませんが、減らすことに、ちょっと待ってくれよというのが区民の意見であったり議会の議論で出てくることなんじゃないのかなとっていて、役所の中でそこを調整されてしまうと、今回区長がせっかく肝入りでこの財政難に立ち向かうために号令を出されてやられたことが、ブラックボックスの中で何かすごくブレーキがかかっていっちゃうんじゃないのかなという感覚を持ったので質問しているんですよね。

そもそも予算編成に最後に出てきたということだと、このスケジューリングの中にも議会の意見をいただきながらと大分、二回ぐらい書いてあるんですね。けれども、十二月十五、十六日で報告をされましたという、常任委員会がその後あるのかな、わからないですけれども、ほぼ予算審議の第一定で我々は意見を表明して、マルかバツかをつけていくことになっていくわけですから、今せっかくこの点検方針を出されて、これから十月八日に集まっていくものの中身に対して、我々が意見を言うていく場がないというのが今のスケジューリングなんじゃないのかなと認識をするんです。

もしどこか別の場所で議論、検討できる場を考えているならそれを教えていただきたいし、そういうことであれば、今度の予算のマル・バツというのは本当に結構さまざまな意見が出てきてしまうんじゃないのかなと。しかも、そのときには、今見通さ

れているフレームも含めて大分厳しい状況もあるでしょうから、あのときに公開して、もっとこれをと言っておけばとか、もしくはこれさえやっておけばというようなことが意見として出てくると、混乱というわけじゃないですが、大分意見も出てくると思いますし、その場でマルかバツしかつけられない我々議会ということだと、せっかくこの取り組みの神髄を発揮していただいて、それだけの効果を上げるためのステップの踏み方としてはいささか物足りないんじゃないのかなという感覚がするんですけれども、いかがですか。

◎金澤 政策経営部長 今、予算との関係、この点検、仮に何か見直しをしたとしますね。そうしますと、その見直しと予算は関係ないんじゃないかというお話でしたけれども、例えば何らかの見直しをする。それについては、見直した分、例えば歳入がふえるということになるんですね。そうすると、それは歳入として見込みますので、例えば先ほど来出ている税外収入なんていうことでネーミングライツなんていうことをうまくできたとすれば、仮に一億円が二十三年度でネーミングライツで入ってくるとなれば、それは予算一億円、歳入で入れるわけですね。何らかの見直しをして、区民の皆様方から多少ご負担を多くもらうようなことになれば歳入がプラスになる。そういう意味では、見直しのことも含めて予算と全く連動するものでございます。

制度上、予算案というのをお出しして、ことしはどんなことをやるか、こういう見直しをするというふうなことをやるんですけれども、それはトータルでどうしても執行機関側が出して、それを全体的に議会のほうでご議論いただくという仕組みになっているものですから、そういうことがあるものですから、先ほど来申し上げているような、まことに恐縮でございますが、十二月までちょっとお待ちいただきたいということでございます。

◆中村 委員 じゃ、十二月に何を報告して、どうしていくんですか。どういう絵を描いて十二月に報告をされて、その場でどうしたいのか。それが今後、予算編成にど

うなっていくのかが全くイメージがわからないんですけれども、それだけ教えてください。

◎金澤 政策経営部長 二月に予算を提出させていただいて、三月議会でご議論いただくんですが、その前段で、おおむね予算の形というんですか、それから区が考えている政策原案の形を見させていただいて、十二月のころからご議論いただくというようなことになっていくということです。

◆中村 委員 そうですね、今から出してもらってもできるだろうし、二カ月間の部署間の調整は何を意味しているのかがやっぱり理解できないんですよね。あくまで削減メニューで——いや、支出で新しいサービスをしますよということに対しては、もしかしたら庁内で詰めてもらって、それを出してもらって、予算でマルかバツかをつけるんだったらわかりますけれども、このご時世の中で、一斉に方針を出して、削減を各部署でやってくれ、メニューを出してくれと上げてきたものに対して、それを部署間で調整をするというところが僕はどうしても理解できないし、同時に税金を払っている区民の皆さんもできないんじゃないのかなと。

せっかく区長の政策検証委員会からスタートした——ことし五月からもうやっていますよね。それが結局ことし一年間ではよくわからずに、来年の予算でぼんと出されるだけだというのはやっぱり理解ができないなと思いますので、改めて、八日即日とは言いませんけれども、出てきたものに関しての公表というところは検討していただきますように、区長に申し上げておきます。

以上で交代します。

◆西村 委員 交通まちづくり基本計画を軸に、歩行者、ドライバー両者の視点に立った安心安全なまちづくりについて、ソフトとハードの両面から伺います。

先月の九月十一日に「交通安全宣言都市せたがや」区民のつどいが世田谷区民会館

で開かれまして、大勢の区民が集まりました。当日は私も参加させていただきましたけれども、少子・高齢化社会の到来によって高齢者の交通事故による死者数の割合が顕著であるということを改めて認識いたしました。

高齢歩行者の事故の多くは道路の横断中に発生しており、主な原因は交通ルール無視によって引き起こされるものだそうです。ちょうど九月二十一日から三十日までの十日間、秋の全国交通安全運動も実施され、お年寄りの方々に向けた交通ルール遵守の呼びかけも行われました。また、一昨年より、最も身近な乗り物である自転車の車道走行が原則化されることによって、自転車乗用中の事故も多発しており、児童や生徒だけではなく、全世代を対象にした自転車のマナーアップキャンペーンを行うことの必要性を前回の決算特別委員会においても取り上げさせていただきました。最近では自転車による交通事故の加害者に高額な賠償命令が相次ぐという毎日新聞の記事もご記憶に新しいのではないのでしょうか。時代に即した歩行者、ドライバー両者の立場から交通安全の取り組みが一段と求められています。

区民の方々の交通マナー啓発と同時に、二子玉川や連続立体交差事業に伴う小田急沿線、後に触れさせていただく京王線沿線の駅周辺の再開発も、それぞれの立場からの利用者ニーズを最大限に反映した総合的なハード整備が必要であります。具体的には、放置自転車対策、環境保全の一環としてマイカーから公共交通利用の移行促進はもとより、福祉車両の乗降場所や、我々国民の生活の根幹を担う物流業者の荷さばき停車区画の確保も勘案しなければなりません。

放置自転車対策については、世田谷区の自転車条例で一定規模以上の店舗の新築、改装の際には自転車等駐車場の設置が義務づけられておりまして、敷地内に営業規模に応じた台数の設置を指導、加えて鉄道事業者の責務として自転車等駐車施設の設置などを掲げています。これまでも連立事業などの事業実施の際などをとらえ、区は、事前協議の上、適切な施設を設置するように要請しております。

平成十四年九月に策定されまして、二十年に改定された交通まちづくり基本計画においては、鉄道駅や交通結節点、駅周辺道路等の施設、設備、車両等においてバリアが存在と、改めて公共交通におけるバリアの区の課題認識がされているほか、移動困難者を対象にした福祉移動サービスにも触れられております。

平成十八年度に福祉移動サービスの予約や相談などを行う世田谷区福祉移動支援センター開設を皮切りに、現在は、区内では、高齢者、障害者などの移動困難者を対象とした福祉移動サービスを実施しているNPOは十一団体、年間一万六千件を超える運行が実施されているようですが、実際に事業者と話をしてみると、駅周辺の便が悪く、特に京王沿線は、利用者を乗降させたい地点よりもかなり遠くの場所で停車せざるを得ない場合が多々あるとのことでした。

また、平成十八年の道交法の一部改正によって、いわゆる緑の制服を着た民間駐車監視員による違法駐車車両の取り締まりが強化されました。一部には福祉車両の駐車禁止除外規定の見過ごしもあるということです。自転車や福祉車両の交通安全のためには、交通管理者と区内の事業者、団体とさらなる調整が迫られますが、これは割と議会でも取り上げられている案件だと思いますが、ここで忘れてならないのが荷さばき車両についての対策です。

ここで言う荷さばきとはトラック等による荷物の積みおろしのことであり、今や物流は我々国民のライフラインの一部としてなくてはならない役割を果たしているにもかかわらず、障害者団体と同じく、路駐の取り締まり強化によって大変厳しい状況が強いられています。

先ほど挙げました交通まちづくり基本計画、その中には路上駐車対策の促進としまして荷さばきスペースの設置ということが明記されておりまして、渋滞緩和や通行車両の安全性を確保するため、町の再開発等において荷さばきスペースの設置を促進しますと明記されております。荷さばき専用駐車区画は、現在、区内は明大前に一カ所。

それで、荷さばきの配慮をした駐車禁止の緩和区間、これも太子堂四丁目に一カ所と、大変厳しい状況であるわけであります。

東京都のこの交通渋滞の緩和などさまざまな問題解決に向けた地区物流効率化認定制度の活用を私は提案させていただくんですけれども、これは荷さばきスペースの確保とか商店街や運送事業者、区などが連携して、東京都の支援を受けて地区の物流効率化を目指す制度ということでございます。そういった一連の制度などを活用して、基本的に警察署の所管ではありますが、さまざまな区内の関係者、交通管理者であります警視庁、区内各団体、事業者などと意見協議の場が必要だと思われましてけれども、今後、道路上のさまざまな問題解決に向けた協議はどのように進めていくのでしょうか。

◎工藤 交通政策担当部長 大変いろいろなことに触れていただいたんですが、まず、東京都の東京における地区物流効率化認定制度について触れられていましたけれども、これについては、物流事業者や商店街の物流改善に対する取り組みへの支援を目的として、都内における路上での荷さばきスペースの確保を行うもので、東京都が平成二十年七月から運用を開始しましたがけれども、現在まで認定した事例はないというふうに聞いております。この制度によりまして、交通渋滞の解消や快適な歩行者交通の確保など、地域の活性化と良好なまちづくりの促進が行われるというふうに考えています。

今後、地区住民よりこうした課題の解決のためにまちづくりの機運が高まってきた場合などにつきましては、世田谷区交通まちづくり基本計画、委員がおっしゃっていましたこの考え方を視野に入れまして、東京都の東京における地区物流効率化認定制度も活用の視野に含めて、交通管理者と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

◆西村 委員 先般の都議会民主党の代表質問でもあったんですけども、さまざまな事情があって、今、制度的な法律というものが実情に合っていない。その中で路上駐車禁止規制の緩和という質問がありまして、都の回答も、特定の時間に限っては貨物自動車を駐車禁止の対象から除くということをお示しして、十月中に標識の変更等を行っていくというお返事でした。なので今後、そういった各関係団体と調整していただきまして、さらなる安心安全の交通マナー、また、ハードとしての道路、まちづくりを進めていただきたいと思っておりますけれども、次に、京王線について何点か伺います。

国の平成二十年度予算案に箇所づけされて、二十四年度都市計画決定される京王線の連続立体交差事業なんですけれども、都市計画決定まで残り二年を切りました。鉄道の構造形式については事業予定者である東京都が検討しておりますけれども、現在、素案に上がったものが、地下化と高架化のハイブリッドといたしますか、併設方式が一応採用されるということでしたね。

昨年、素案説明会、先月にオープンハウスが行われていた。区民の皆さんの生活の足とあって、地域住民の関心の高さがうかがえるほど非常に盛況で、かなりの人数が集まったということをお聞かせしておりますけれども、今後、意見聴取とか、必要な都市計画の手続きを行っていくと思うんですけれども、ただ、今、東京都が示した素案に関しては、積算根拠がいまだに明示されていない。公共交通特別委員会にも、公聴会を開いて、そこら辺を、ちょっと細かいことを質問していこうという話もありましたが、いまだ開かれていないということなんですけれども、区も現在、都との調整を行っていると思っておりますが、この積算の根拠というものは区議会にはいつごろ上がってくるのでしょうか。

◎工藤 交通政策担当部長 連立事業の構造形式につきましては、事業主体である東京都が比較検討を行い、最適なものを素案としてお示ししているというふうに理解し

ております。東京都から、三つの構造形式におきまして、高架方式では事業費約二千二百億円、うち用地費の割合が約四割、地下方式では事業費三千億円、うち用地費の割合が約一割、併用方式では事業費約二千二百億円、うち用地費の割合が約二割と説明を受けております。鉄道構造形式選定にかかわる資料の公開につきましては、事業費の積算根拠を含め、事業主体である東京都が検討し、適切に対応するものと考えております。

◆西村 委員 適切に対応とありますけれども、今、区議会も含め、区民の皆さんに対して、感覚としては適切な情報は伝わっていないという認識のほうが強いと思います。

先般の常任委員会でも、側道の青写真が出たばかりですけれども、先日の街づくり条例の上程ですね。執行部案の原案のほうが可決したわけでございますけれども、この街づくり条例の経緯としても、素案をつくる前までは、パブコメなどを行って意見聴取をしていたと。実際、素案ができた後には、十分な協議、区民との意見交換が行われていないまま、改正案が、原案ができてしまったと考える区民も少なくはありません。

こういった経緯を踏まえて、今後、この京王線、残り二年なんですけれども、いまだ地元の沿線住民の皆さんと十分な意見というか合意が形成されていない、まだ案も確実なものが上がってきていないという中、どのように住民と協議を進めていくのか、具体的に教えてください。

◎工藤 交通政策担当部長 都市高速鉄道十号線、京王線の連続立体交差複々線事業及び関連側道計画につきましては、昨年十一月の素案の説明会においておおむねのスケジュールを説明してございます。そこでは、平成二十三年の春から夏ごろに都市計画案と環境影響評価準備書の説明会を行い、都市計画審議会を経て、平成二十四年度に都市計画決定をしていくというふうにしております。その後、用地測量を行い、二

十五年事業認可、それから用地補償の説明会、工事説明会の後、工事着手。そして事業期間は、立体交差事業が二十五年度の事業認可よりおおむね十年、その後、引き続き複々線化事業工事を行うというふうにおおむねのスケジュールを説明しております。

この沿線のまちづくりにつきましては、京王線の連続立交の事業化に向けた準備が進められている中、協議会からの地区街づくり計画原案の提案を受けての地区街づくり計画の策定、区が担うべきこうした駅前広場や側道計画の準備について区案を区民にお示しし、ご意見を伺いながら取り組んでまいります。

◆西村 委員 話し合いを進めていくというご答弁でしたけれども、今後、その説明会から都市計画決定、住民との合意形成の間に、本当に十分な協議の時間、機会を設けていただきたいというのが要望でございます。

今、今後のまちづくりに関して、歩行者とドライバーからの視点で質問させていただきましたけれども、もちろん今この限られた財源の中、既存の設備、区内の道路の有効利用も図らなければならないと思うんですけれども、一例として、自動二輪車の駐車が三本杉陸橋の下にできた。いわゆるデッドスペースというんですか、ふだん使わないようなところを有効活用している好例だと思うんですけれども、ほかにもさまざまなこういった場所ってまだまだ点在していると思うんですね。その中で福祉車両の乗降場所や貨物専用の荷さばきスペースなど、そういったさまざまな活用の用途が考えられるんですけれども、そういった今後の区の方針をお聞かせいただけますか。

◎工藤 交通政策担当部長 都市化が進んだ世田谷区におきましては、道路の高架下等の空間等は、有効活用すべき貴重な空間であるというふうに認識しております。区ではこれまでも、道路の高架下を有効活用した池尻大橋自転車等駐車場や、二子玉川西自転車等駐車場、また、烏山北放置自転車等保管所などを整備してきております。

また、都の管理する世田谷通りの上町駅の交差点付近では、歩道橋の下を利用して上町自転車等駐車場も整備してきております。今後も道路の高架下空間などを地区まちづくりの一つの要素としてとらえまして、地区の交通や利便性の向上に寄与できるように、施設を管理している国や東京都と調整を図りながら、有効活用に努めてまいりたいと思っております。

◆西村 委員 自転車の対策に対しては非常に区も積極的に進められているという印象はうかがえますけれども、ほかに福祉車両とか貨物専用の荷おろしスペース、荷さばきスペースなど、こういった活用用途も考えられると思うんですが、そこら辺の見解をもう一度お聞かせください。

◎工藤 交通政策担当部長 委員ご指摘にありましたように、世田谷区交通まちづくり基本計画、これをもとに今進めておりますので、この中にもさまざまな手法について、例えば住民等、困り事があって、そうしたところに一緒になってやっていくとき、区がコーディネーター役をしていく、そういったようなイメージのことも書かれておりますので、さまざまな工夫でスムーズな交通といいますか、使いやすい町になっていくように努力していきたいと思っています。

◆西村 委員 二〇二五年、決して遠くはない未来なんですけれども、その年には団塊の世代がいわゆる後期高齢者になるときを迎える。また、インターネットの発達によって、いわゆる宅配というんですか、私もよくアマゾンとかで書籍を購入したりしますけれども、そういった中で、自転車ももちろん必要ではございますけれども、やっぱり時代に即した、本当に最大限のニーズを反映したそういったハード整備が必要だと思います。

それで、やっぱり今、既存の道路を急に専用駐車場にしるとか、そういった話は物理的に不可能であると。今後、大規模な都市再開発が行われる中で、しっかりとした

協議の場を設けるなどして、皆さんが納得して、歩行者、ドライバーが安心して共存できる駅周辺のまちづくりをよろしくお願いいたします。

最後に、以上の質問を踏まえた上で、明治大学の八幡山グラウンドについてちょっと伺います。

最近の話なんですけれども、新聞報道に八幡山グラウンドが売却されるという記事が載っておりました。これは約六ヘクタールにもなる、かなり大規模な土地でございます。梅ヶ丘病院などの跡地の問題に関しては議場でも取り上げられますけれども、この明大のグラウンドの今後の区の動向に関してちょっと伺わせていただいてよろしいですか。

◎河合 烏山総合支所長 明治大学からは六月に協議の申し入れが書かれた文書を受け取っております。区はこれを受けまして、跡地利用についてさまざまな視点で検討する庁内検討会を九月に立ち上げております。今後はまず跡地利用に関する誘導方針を策定して、大学側へ提出していきたいというふうに考えております。

◆西村 委員 ありがとうございます。

以上で民主党の総括質疑を終わります。

○小畑 委員長 以上で民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続き、日本共産党、どうぞ。

◆中里 委員 それでは、日本共産党の質問を始めます。

まず最初に、三十人学級の問題について質問したいと思います。

三十人学級、いよいよ実現に向けて動き出しました。この三十人学級は、親や教育関係者の本当に長年の願いでした。昨年、東京都に提出された三十人学級を求める請

願書類は二十四万筆です。世田谷でも何度も何度もこういった三十人学級を求める署名なども行われてきました。毎年四月になると、親は、入学人数とクラス編制ということで大変気をもみます。クラスが分かれるのかどうか、一人二人どうなるのかということで、毎年ハラハラドキドキするということは皆さんご存じのとおりだと思います。東京都もことしの四月から三十九人学級ということで、いよいよ少人数学級に既に踏み出していて、すべての都道府県で少人数学級の取り組みが既に始まっているという中で、文部科学省が来年度から八年かけて段階的に三十人学級を導入するという計画を発表しました。この計画の概要と区の受けとめについて答弁をお願いします。

◎佐藤 教育次長 今お話しがありましたように、文部科学省は本年八月に、新学習指導要領の円滑な実施と質の高い教育の実現を目指すとしまして、新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画という案を示しまして、その中で少人数学級の推進などを打ち出しております。その内容は、公立小中学校の学級編制の標準を現在の四十人から三十五人に、小学校低学年においてはさらに三十人に引き下げるということで、お話がありましたように、平成二十三年度から八年間で段階的に実現を図るとしまして、学級編制の関係法令を来年の通常国会に提出するとしております。

区教育委員会としましては、この少人数学級の取り組みにつきましては、世田谷区独自の取り組みとしまして、これまでもチームティーチング、いわゆる複数教員教育、それから少人数教育など多様な指導方法を取り入れて、教育効果を上げてきております。また、小学校の低学年では、学級平均三十五人以上の学校に講師を配置するはばたけ！一、二年生などの取り組みも推進してきております。

国の計画案では、この少人数学級の推進とあわせて、学校設置者である市町村が柔軟な学級編制を実施できるよう、学級編制の権限を見直すという制度改正も行うとしております。ただ、現段階では、そうした点も含めまして、計画案の全体の詳細がい

まだ定かではないということもございます。今後とも、国、東京都の動向を注視していきたいというふうに考えています。

◆中里 委員 世田谷区としても少人数教育に取り組んできて、さらに今度、国は少人数のクラス編制ということにも踏み込んで計画が出てきたということで、これは非常に歓迎すべきことだと思っております。

私も文部科学省のホームページを見てみましたが、この三十五人学級の計画を推進するというので、いろいろ資料も出されておりました。文部科学省が強く言っていたのは、OECDの国際比較で日本は水準がおくれていると。この三十人学級をやればOECD平均並みになって、そのおくれていたところを取り戻すことができるんだというような話であるとか、それから秋田県、山形県で県独自に少人数学級を導入しているところの例を引いて、秋田県の場合は学力が上がったというような調査結果、それから山形県の場合は不登校が減ったというような数値も示しながら、これを訴えています。

実はこれは、私たちが三十人学級をやるべきだということで議会でもこれまで繰り返し述べてきたことと本当に一致する内容を文部科学省は言っていると思っております。私自身も数年前に山形県に視察に行きまして、その結果をここの議会でも議論しましたけれども、山形県さんさんプランというんですね。三十三人学級というのをやっています、その現場の先生方も非常にいいと。具体的に学力の向上であるとか、欠席児童が減ったというようなことを、私も直接そういったお話を聞いてきました。

国が示しているものが、来年度、三十五人学級を一、二年生でやるということですから、じゃ、世田谷で具体的にどうなるんだろうかということで、ちょっと私も試算してみたんですが、例えば来年度、三十五人学級を世田谷で一、二年生でやる場合に、クラス編制がふえるというのはどのぐらいの規模であるのでしょうか。

◎佐藤 教育次長 現在、世田谷区の小学校の一学級当たりの平均児童数が三十二・一人。それから中学校では三十三・一人という状況ですけれども、現在、小中九十六校での分析、シミュレーション等を検討中でございます。まだ詳細については確定しておりません。小中とも一定程度の学校で学級増が見込まれると現時点では考えております。

◆中里 委員 来年、一、二年生ですから、今の一年生は来年、三十五人学級で編制がえになる可能性が高いわけですね。五月の時点で児童数が発表されていますから、私、それで試算してみました。そうしたら、例えば千歳台小学校が三十八人程度の三学級が二十八人程度の四学級になるとか、八幡山小が三十九人程度の二学級が二十六人程度の三学級になるとか、山崎小が三十七人程度の二学級が二十五人程度の三学級になる。例えば八幡山小の三十九人なんていうのは、東京都が三十九人にしたけれどもぎりぎり届かなかった、がっかりしていたというようなところが、来年はクラス編制を変えて人数も減る。こういう期待も非常に高まってくるというふうに思うんです。

市町村でいろいろ検討もできるだとか、少人数学級とかいうお話もありましたけれども、区として、この三十人学級に向けての意気込み、思いというんですか、この少人数学級をやるぞというような姿勢があるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

◎佐藤 教育次長 この文部科学省が打ち出しております少人数学級を実施する場合には、特に東京を初めとする大都市部におきましては、児童生徒数の増加もあり、教員等の人材確保の面はもとより、新たに必要となる教室の確保など、教育条件の制限などの課題があると考えております。区教育委員会としましては、今後の財源措置も含めた国の動向等を注視しながら、教育委員会なりに検討準備組織を設けまして、東京都とも連携しながら、児童生徒のよりよい教育環境の整備に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

◆中里 委員 クラスの人数が減れば、一人一人の子どもに先生の目が行き届く、教育的な条件も格段によくなるというのがこれまでいろんなところで実際に示されてきているというふうに思います。私はぜひこの少人数学級を実現させたいと思うんですけれども、政府の動きを見ると非常に不安な面もたくさんあるというのを実際私も感じています。この三十人学級の予算概要を出しているとはいっても、それは例の特別枠の中で政策コンテストにかけて、その上で実現するかどうかというようなお話のようであります。

私は、まさに全国の教育関係者、そして親たちが望んでいたこの少人数学級、三十人学級を、選挙の公約にも掲げていたのに、いざ予算にも計画を示しながら、実際やれるかどうかわからないというふうな非常にあいまいな態度をとっている今の政権というのは問題があると思うんです。私たちは、やはり地方からもこれをぜひ実現させていくべきだということで、強く政府に声を上げていくべきだというふうにも思うんです。教育長、どうですか、その問題について。

◎若井田 教育長 声を上げろということでございますけれども、私は、文部科学省が三十年ぶりに四十人学級を見直そうと、新たな教職員定数改善計画を策定した意欲は認めております。しかしながら、例えば義務教育費国庫負担制度というものを考えますと、従来、国が二分の一を持つという制度でございましたが、国の財政悪化に伴いまして、例えば教材費、教員の旅費、それから教職員の共済費、退職金の費目が次々と一般財源化したんですね。地方交付税に措置された。それで義務教育費の国庫負担制度というのは義務教育学校の教職員の給与本体だけをカバーするという制度になりまして、さらに負担率が三分の一に切り下げられた。それで、例えば二〇〇六年の地方教育費調査によりますと、義務教育の総額に占める負担率は、何と国の負担は一七%で、都道府県が五〇%、区市町村が三〇%というデータもあると聞いております。つまり、義務教育費国庫負担制度が存在しているにもかかわらず、地方がその大半を

負担する実態になってしまっている。そういう中で、財政が危機的状況にある国の動向がありますので、国の動向をよく注視していきたいというふうに考えております。

◆中里 委員 いや、教育長の訴えは本当にもっともだと思うんです。義務教育ですから、これはやはり国の責任で財政的な負担も負っていくべきだというのは、もう完全に教育長と私、意見が一致します。ぜひこの三十人学級を実現すると。さらに、国の責任で財政的な負担もということもあわせて、ぜひ教育長、国に声を上げていただきたい、一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。他会派からもいろいろお話が出ていましたけれども、次の質問は、雇用の問題、そして仕事起こしの問題、地域の経済の問題について質問していきたいというふうに思います。

代表質問でも取り上げましたけれども、私たちは、公共事業のあり方を大型開発から生活密着、福祉型のものに切りかえていくべきだということを訴えてきました。きょうは特に、この間、世田谷区が頑張っている認可保育園の増設、これが実際に雇用にどういうプラスの効果を生んできたかというのを明らかにしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

認可保育園を整備すると、まず建設工事で地元の業者に仕事が発注される。それから、その運営に当たって、さまざまな物品購入が地元の商店街でやられるようになる。子どもさんを預ける親御さんが職場に復帰できる。これも雇用のプラスになる。さらに、保育園で新たな職員が必要になるわけですから、新たな雇用が生まれる。こういったさまざまなプラスの効果があると思います。

まず最初に建設の部分ですけれども、認可保育園を二十園整備する費用、大体二、三十億円というふうに伺っています。私たちは地元の業者の活用を求めてきましたけれども、保育事業者の入札に地元業者の参加の表明もあったというようなお話も聞いていますが、この事実関係、今どのような様子でしょうか。

◎堀川 子ども部長 今現在進めておりますのは、私立認可保育園の分園の整備ということでございますので、それぞれの私立の認可保育園の運営法人のほうで入札等をこれから行うということになりまして、まだ具体的に細かいデータは聞いておりませんが、ほとんどがこれから具体的な入札にかかっていくという状況ではないかというふうに思っております。

◆中里 委員 具体的にはこれからだということですがけれども、ここは大いに期待をして、地元の業者に仕事が回るように、ぜひ区としても力を尽くしていただきたいと思っております。

それから、実際に保育園ができたときに、職員の新たな雇用というのはどのぐらいできるものなのでしょうか。

◎堀川 子ども部長 区内で新たに定員百名程度の認可保育園を開設した場合に、さまざまございますけれども、二十数名程度の常勤職員の雇用が発生しているというふうに把握しているところでございます。

◆中里 委員 百名ぐらいの認可保育園をつくと二十数名の常勤の職員を雇うことになるということでもあります。二十園つくるということで、全体で定員も約千二百人、認可保育園の分でいうとつくると。クラスの年齢構成だとか、いろいろ条件があるので単純にはいえないかと思っておりますけれども、百人の保育園で二十数名ということであると、千二百人の定員全体で見れば二百人とか三百人とか、そういう雇用が生まれてくることになるんだと思うんです。世田谷全体で来年の四月からそういった新たな仕事が生まれているということになっているというふうに思います。これを私、世田谷区が緊急雇用対策というのをこの間やっているんですけれども、そこと比べて、こういった保育園などをつくる事業がいかに有効かということをちょっと比べてみたいと思うんです。

区民生活の委員会に報告されました緊急雇用対策事業、ことしの予算にも入っていますけれども、その実績というのをいただきました。この中で二十一年度の事業実績というので緊急雇用創出事業十三事業、これが雇用実人数が二百五十九人、雇用創出数が六千八百三十一人日というふうに出ています。

人日というのは、わかりにくいと思いますけれども、私、昔、コンピューターのソフトの仕事をしています、この業界は仕事の量を人月ではかるんですね。実際のお金のやりとり、実際にソフトをつくるのに何人の人間が何カ月かけてつくれるのかということで人月という単位を使うんですが、ここでは人日ということで、一人が一日働くと一人日、そういう単位でこの資料はつくられています。

これで緊急雇用対策でやられた二百五十九人、六千八百三十一人日というのがあるんですけれども、これと比較するために、保育園、先ほど言った百人の保育園で二十数人、例えば二十五人とした場合に、一年間の人日数はどうなるかと計算してみました。大体日曜日、休日があるので一年間二百四十日で計算しますと、二十五人の常勤職員で六千人日になるんです。この緊急雇用創出事業で二百五十九人というのは短い期間の雇用の人もあるわけです。これが六千八百人日ですから、ほぼ同じ仕事の量が百人規模の一つの保育園で生み出すことができることになるというのが、私、計算してみて大変驚きました。先ほど二十園で三百人というふうに、ざっくりと言ってそういう数字も出しましたけれども、それで計算してみますと七万二千人日ということで、大変な雇用の効果が生まれてきます。

私たちにこの緊急雇用創出事業の発表があったときに、例えば区が示している仕事というのが本当に短期の仕事なんですね。データをデジタル化する、取り込む仕事であるとか、電灯の安全性を目視して確認するとか、そういう話が出てきていたと思うんですけれども、実際にやられるのはごくごく短期の、ごくごく不安定な仕事で、今雇用問題が大変問題になっていますけれども、多くの人たちが求めているのは安定的

な職業だと思っんです。派遣切りなども経験して大変つらい思いをしている失業者の皆さんが望んでいるのは安定的な仕事だと思っんです。保育園の職員はまさに常勤雇用ということですから、実に安定している。量で見ても、この緊急雇用でやっているものと比べて非常に大きな量があるというふうに思います。私、こういった計算もしてみても、この保育園の整備の雇用効果は非常に高いというふうに思っんですけれども、区としてはどんなふうに評価していますか。保育園の雇用の効果。

◎堀川 子ども部長 大変恐縮でございますけれども、子ども部といたしましては保育所待機児の対策ということで、つくすることにちょっと精力を使い果たしておりますので、雇用の効果までは、済みません、現在つかめておりません。申しわけございません。

◆中里 委員 公共事業として雇用の効果としてどう見るのかということで、子ども部長にそれを答えろというのは酷な話だと思っんですけれども、経済の問題としてどう考えているか。

◎杉本 産業政策部長 今、緊急雇用対策との比較ということでもありますけれども、緊急雇用対策費用というのは国のほうで年度ごとで、常勤雇用というのを考えないで、経済が上がるまでの間にどれだけ地域の方を取り込めるか、応援していこうという制度だと認識しております。ですので、今委員の言われているような保育園をつくって常勤していくというのは、人日と計算……。確かに非常に大きい数字ですけれども、対比できるかということ、私、ちょっと横で聞かせていただいて、違うものではないかなと思っております。

ですので、雇用というのは、先ほど言いましたように、雇用起こしは国だけではなくて都、それから区、地域においても当然必要なことだと思っんですけれども、どう

やっていくかというのは一個一個、それは検証していかなければいけないかなと思っております。

◆中里 委員 量を比較するために人日でやってみたんですけれども、私は、こういった公共事業が、雇用という効果に着目しても、非常に効果が高いということが言えるということを主張したいと思います。そして公共事業のあり方を、大型開発じゃなくて、こういった地域に密着したものに切りかえていくべきだというように思いますけれども、区長、いかがでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 雇用について、それから仕事起こしについては、今現在、産業政策部のほうでも頑張っております。それから産業振興公社のほうでも頑張っている。東京都と連携して、それから国とも連携して頑張っているところでございますので、また、これからの景気、国の動向も含めてですけれども、景気が上がることを願いますが、雇用もいろんな形での応援をしていきたいと思っています。

◆中里 委員 この雇用とか仕事起こしの問題で、今、公共事業に着目して保育園の話をしましたけれども、もう一つ、本当に民間の地域の中で仕事を起こしていくことが今必要だというふうに思うんです。例えばまちおこしだとか地場産業だとか、各地でいろんなことが取り組まれていると思います。ニュースなどでもよく見ます。世田谷区として、地域の民間で新たな仕事を起こすというような政策は何か考えていますか。

◎杉本 産業政策部長 基本的には地域の産業を応援していくのが行政の仕事だと思っております。そして、その産業を頑張って起こしていく、アイデアを持って進めていくのは事業者の皆様だと思っています。その事業者の皆様の努力と、それから公社、行政のほうの支援、これは国、都、区にかかわらずでございますけれども、そういう応援を求めて、両輪がうまく回るように進めていくことだと思っています。簡単

に言いますと、例えば融資制度、この前も、切りかえも含めて、いろんな手段、手法を考えて、応援してまいりたいと思います。

◆中里 委員 融資という話も出ました。融資の仕組みを今回拡充したのは私たちも大変評価していますけれども、仕事起こしということで何か具体的なものはありますか。

◎杉本 産業政策部長 午前中にもお話があったかと思うんですけれども、現在、雇用創出、それから仕事起こしにはいろんな着眼点があると思います。例えばエコ住宅の話も先ほどありました。そういう形で産業に結びついていく、または雇用創出に結びつく形での応援ができればと思っております。

◆中里 委員 仕事起こしという点で、私たちはこの間、住宅リフォーム助成を提案してきました。私たちが住宅リフォーム助成を言っているのは、まさに地域の中で仕事を新たに生み出すということでこれを提案してきたわけです。例えば世田谷区がプレミアム商品券を今回も新たに発行するとしていますけれども、このプレミアム商品券ではどういう経済効果を具体的に期待しているのでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 まず仕事起こしのお話だと思いますので、仕事起こしや創出については私も必要だと思っています。ただし、行政が先ほど言いましたこういう支援をする場合に、実施主体である産業団体等を通じてインセンティブを与えたり、しっかりと取り組みを支えることが行われております。まさにプレミアム商品券については、地域の住民の方の購買意欲を上げるために少しでも応援できればと思ひまして、世田谷区商店街連合会という産業団体を通じて、商店街の主体的な取り組みを支援する形になっております。支援につきましては実施する明確な主体である世田谷区商店街連合会。やはり主体的な取り組みであることが前提となっております。

◆中里 委員 消費者の購買意欲が上がるということが経済の効果につながるという意味だと思っんですけれども、まさにそういうものとしての住宅リフォームの提案なんです。

先ほど住宅エコポイントというふうなお話もありましたけれども、実際に国が住宅エコポイントをやっていますけれども、こういったものが仕事をふやしていく、工事をふやしていくということにどう役立っているか、何かつかんでいれば教えてください。

◎杉本 産業政策部長 ちょっとお話が違うかもしれませんが、申しわけないと思いますが、区の住宅リフォームに関する助成につきましては、高齢者や身体障害者に対する例えばバリアフリーの改修の助成、それから耐震改修工事の助成、それから住宅用太陽光発電システム機器の設置助成などございます。これらの助成につきましては、公益的な性格が高く、政策的に必要であるという考えのもとに、一定の判断をした上で実施をしていると私は認識しております。

ちなみに、住宅リフォームの中での先ほど言いましたエコ住宅の状況につきましては、申請の実績としまして、全国ベース、二十二年八月現在でございますけれども、新築で約五万三千八百戸、それからリフォームについては約十一万六千七百戸となっています。東京都圏内でのレベルにつきましては、新築が約二千六百戸、リフォームが約六千九百戸という数字になっております。

◆中里 委員 どういうリフォームの制度があるかというのは聞いていないんですけれども、インセンティブが働いて、今まで我慢していたり、リフォームをやりたいたけれどもやれないというふうなところに新たな仕事が発生する、こういう効果が私は非常に大事だと。プレミアム商品券が購買意欲を高めていくというのと同じように、住宅の工事を新たにつくっていくという点で、私は重要だと思っんです。

私も町の工務店さんのお話なんかを聞きますと、本当にこういう経済状況の中で、

なかなか仕事をとれない。見積もりまでは行くけれども、実際に工事を発注してくれないんだと、見積書ばかりたまっていくんだというような話であるとか、本当に苦労しているという話なんです。

私、秋田県の横手市などへ視察にも行ってきましたけれども、何がいいかというところ、工務店さんの営業がすごくやりやすくなるというんですね。県の制度、市の制度、こういうのがありますと。いつも、おたくの家、ここところがそろそろ危険になってきた、古くなってきた、だから改修したほうがいいんじゃないですかという話で、でも今はちょっとで終わっていたのが、今こういう制度もあるんだから思い切ってやりましょうよという話ができる。営業がすごくやりやすくなっている。実際にそれで仕事もふえているという話なんです。いずれやらなきゃいけないけれども、我慢しているようなところを踏み越える、そういう力がこのリフォーム助成制度はあると思うんです。

以前、私、質問で取り上げたことがあるんですけども、明石市が住宅リフォーム助成を行っていました。この明石市はリフォームを行った人に対してアンケートをとっていて、そのアンケートの結果によりますと、この明石市の制度は十万円を上限とする助成なんですけれども、三年間で六千五百万円の助成で十億円分の工事が行われた。それから四百八十万円、これは家具など別な物品購入が生まれた。リフォームに合わせて買い物をしましたというのがそういう金額になったと。それから、利用者の五割が助成制度をきっかけにリフォームを行うというふうに決断したというアンケートだそうです。まさに新たな仕事をつくっていく効果が大きいと思うんですが、こういった仕事起こしとしての住宅リフォーム助成、有効だとは思いませんか、どうですか。

◎杉本 産業政策部長 先ほどもちょっと述べさせていただきましたけれども、一般的な住宅リフォーム助成については、区としては厳しい財政状況も含めて、あと個人

資産に対する財政的援助となることから困難であり、現在は、先ほど言いました公的、公益的な性格の高い耐震改修工事やバリアフリー改修、それから住宅用太陽光発電システム機器設置助成などを設けているところでございます。

◆中里 委員 代表質問でも言いましたけれども、今やっている世田谷の耐震助成などは件数が思ったほど伸びていないんですね。経済効果という点で見ると、これはなかなか効果があらわれているとは言いづらい。安全な住宅をつくるという点で意味がある事業だと思いますけれども、仕事起こしという点で見れば、従来の制度をやっているだけではまだまだ足りないというふうに私は思います。住宅リフォーム助成の実施を求めて、次の質問に移りたいと思います。

次は、梅ヶ丘病院の跡地について質問いたします。

梅ヶ丘病院の跡地についてですけれども、一つは、跡地をどういう活用をするのがいいのか、利用するのがいいのかということで、私、特に強く思うのは、この間、何度も言ってきましたけれども、梅ヶ丘病院にこれまでかかっていた患者さんたち、今、行き場がなくて困っているという中で、受け皿となる小児精神医療の機能を、これは何としてもここに再開させる必要があるだろうというのが私の強い思いです。

それから、代表質問で特養ホームに触れました。特別養護老人ホーム。例えばこの間、保育園があちこちでつくられています。地域でもめているような例もありました。そういうところで、なぜつくるんだったら特養じゃないのかという声がたくさん出てきたということも、私、聞いているんです。今福祉の施設をつくるといえば特養だろうというのが区民の常識にもなっていると思うんです。それほど特養ホームは不足しているし、介護の施設が足りないという思いが、皆さん本当に苦労しているんだと思います。今、特養ホームの待機者数は幾つになっていますか。

◎堀川 地域福祉部長 現在、特養の入所希望者につきましては、九月十四日に確認したところで二千四百八十四人でございます。

◆中里 委員 これだけの方が待っていると本当に切実な問題だと思うんです。梅ヶ丘病院の跡地をどうするのかという話になったときに、まず梅ヶ丘病院の患者さんのこと、そしてもう一つは特養だと思うんです。なぜ特養をつくるという話になっていないのか。どうしてなんですか。

◎堀川 地域福祉部長 本会議でもご答弁申し上げましたが、この梅ヶ丘病院跡地の利用ということにつきましては、現在、全区的な保健、医療、福祉の拠点ということで検討されておるわけでございます。この全区的な拠点とは、すなわち世田谷区内全体を対象範囲としてカバーするという拠点でございます、通常、区内一カ所というのが普通のイメージされるかと思えます。一方、特別養護老人ホームにつきましては、現在、区内には十八施設ございまして、それぞれショートステイやデイサービスなどを行って、地域地区での在宅生活支援の拠点となっております。そのようなことから、さきの答弁では地域地区でこの特養というものは整備を鋭意努力していきたいということを答弁させていただいたわけでございます。

◆中里 委員 地域で整備するといいますけれども、だったら梅ヶ丘の地域は足りている、待機者はいないということなんですか。

◎堀川 地域福祉部長 現在のところでは、世田谷、北沢両地域については今後整備をできればいい地区ではございますが、ただし、やはり用地の問題というものは大きく課題としてあるということでございます。

◆中里 委員 その用地に何を建てるかという話で特養をつくるべきだと言っているのに、用地がないからつくれないって、これはおかしい話じゃないんですか。どうということなんですか。

◎堀川 地域福祉部長 繰り返しとなりますが、今、梅ヶ丘というのは、これは全区的な福祉の拠点をつくりたいということでございます。ですので、そのところで限りのあるところでございますので、まずは全区的な拠点としての機能を今整理してやっておるわけでございます。その中で今後のご議論、またあるいは皆様のご意見、それから条件の中でいろいろ検討というものはあり得ると思いますが、今の時点では、まずは全区的な施設としては何が必要なのか。そういうところでは在宅医療との関係というものが、今後の中で全区的な一つ拠点としてのものが必要であるという考え方でございます。

◆中里 委員 全区的に今最も求められているのが特養だというふうに私は思います。今の話は本当におかしいと思います。

それから、時間もなくなってきました。私は、必ずしもその土地を全部買うことがいいのかと、ここはよく検討する必要があるじゃないかというふうに思っています。莫大なお金がかかる。百四十五億円から百七十五億円という数字も出ていますけれども、具体的に今何が決まっているのか、何が決まっていないのか。土地の値段や事業費、それから財政の計画、どうなっているのか、お答えください。

◎真野 梅ヶ丘整備担当部長 今、プロジェクトの実現に向けましては、施設機能、事業の枠組み、事業期間、財政計画等との整合性に伴い、相互に関連する三つの課題につきまして検討を進めているところでございます。年度末に向けまして、基本構想として現時点における枠組みと、それから経費等の精査というものについてご判断できるような材料として議会に報告できるよう検討を進めているところでございます。

◆中里 委員 例えば必要な部分だけを買うだとか、借りるだとか、いろんなやり方が考えられるんだと思います。それから、区の資料では総合病院の誘致はしないと、想定から外すと書いてありますけれども、例えば総合病院を誘致したら区としては経

費がかからないわけだから、その分のお金で別の場所に必要なものを用意するだとか、いろんなやり方が考えられるというふうに思うんです。私は、この問題では、必要な情報をきちんと議会にも提出していただいて、本当に大もとからの検討が必要だというふうに思います。

最後に、ワクチン接種助成。

先ほど他党派からもありました。H i b ワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン。もう有効性もはっきりしていますし、国も検討待ちになっています。二十三区を調べてみますと、補助制度をやっていないのは五区だけです。しかも、そのうちの一つは、この九月議会で補正予算を検討しているそうです。残り四つになりました。もう区長の決断だけだと思います。ぜひやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎熊本 区長 先ほどもご質問にお答えしたとおりです。

○小畑 委員長 以上で日本共産党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時五分休憩

午後四時三十五分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生活者ネットワーク、どうぞ。

◆山木 委員 生活者ネットワークの総括質疑に入ります。

最初に平成二十一年度決算について。

日本の厳しい経済状態は依然として続き、高い失業率やデフレの影響などにより、市民の暮らしは回復にはまだまだほど遠い状況です。平成二十一年度予算は、区民生

活の支援や地域経済の活性化を目指し、充実を図るとされました。経常収支比率が前年度比で五・七%の増、八五%となっています。これでは施策の発展、充実は見込めない財政状況と言えるのではないのでしょうか。平成二十二年度当初予算では百六十七億円もの基金繰り入れを予算計上しており、厳しい状況が続きます。

生活者ネットワークは、区民一人一人の生活を支える予算として、子どもから高齢者まであらゆる世代が使えるセーフティーネットを要望いたしました。平成二十一年度決算については、財政の健全性の面だけでなく、区民生活の視点からの評価が重要であると考えます。区は、区民の視点から、二十一年度決算についてどう評価をしているのかを伺います。

◎金澤 政策経営部長 二十一年度の区政運営につきましては、区民生活を支える予算として当初予算を編成いたしましたけれども、その後は、世界的金融危機に伴う急激な景気後退を受けまして、緊急総合経済対策、保育サービス待機児対策、新型インフルエンザ対策など喫緊の課題に対応するため、五次に及ぶ補正予算の計上を行い、区民の生命と財産を守ることを最優先に取り組んだところでございます。財政状況としてはお話のとおりでございますが、区としては、財政健全化指標において適正範囲内ということの中で決算を迎えたというふうに認識しております。

区民生活をどのように支えたのかという視点での評価でございますが、平成二十一年度につきましては、具体的には先ほど申し上げました喫緊の課題への対応に加えまして、消費者生活の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、介護保険サービス利用の負担軽減、これらに取り組み、着実に実施することができたというふうに認識をしております。

◆山木 委員 区の歳入は二十二年度もさらに減収すると見込んでおり、基金の減少など今後の財政見通しも大変厳しい状況ですが、生活保護費や社会保障関連経費など行政需要の増大にも対応する必要があります。

先般、特別委員会で梅ヶ丘病院跡地の活用の検討状況について報告されました。跡地利用について、庁内検討委員会や基本構想検討委員会など並行して審議を進めています。また、先日、東京都から、解体や土壌汚染調査などのスケジュールも示されました。平成二十五年度に都と土地売買の判断をすると想定していますが、保健、医療、福祉の拠点としてこの大規模プロジェクトを実現するため、今後の財政運営をどう考えているのか伺います。

◎金澤 政策経営部長 梅ヶ丘病院跡地に関しましては、先般に議会にご報告した検討状況にもございますように、用地取得費、さらには移転公共施設整備及び福祉施設等の整備支援にかかる経費などが課題となってまいります。このような大規模な行政需要の実施につきましては、中期的な財政状況の見通しやその他の政策課題への取り組み状況などを踏まえた総合的な判断が求められます。跡地取得の最終的な可否判断は平成二十五年度になると想定しておりますが、当面の財政運営においては、収支状況を勘案して基金の活用を極力抑制するなど、基金残高の確保などに努める必要があると考えております。

◆山木 委員 また、この跡地利用には民間活用なども検討していますが、その事業手法により区の財政負担が大きく変わってくると考えます。今後どのような観点から事業手法や枠組みの検討を進めていくのか、お伺いたします。

◎真野 梅ヶ丘整備担当部長 この梅ヶ丘プロジェクトの実現に向けましては、この間、申し上げておりますように、施設機能、事業の枠組み、事業期間、財政計画等との整合性という相互に関連する三つの課題を一括して検討していく必要がございます。その際、大切なことは、大変厳しい財政状況の中で、このプロジェクトにおける区の財政負担を極力軽減すること。ご指摘にもありましたように、民間にお願いする部分、民間の知恵や工夫を反映させた事業手法、事業の枠組みの検討が不可欠となっ

ております。

なお、基本構想の策定と並行いたしまして、用地売買にかかわる現時点での東京都の考え方を確認、整理しているところでございます。まとめ次第、早急に情報提供をまいります。

いずれにいたしましても、年度末を目途に進めております基本構想とあわせまして、その時点における事業の枠組み、事業期間及び経費、財政見通し等を整理し、議会に報告できるよう検討を進めてまいります。

◆山木 委員 財政厳しい折、しっかりと実現に向けて取り組んでいていただきたいと思います。

次に、政策検証委員会と外部評価委員会について伺います。

今年度、区は政策検証委員会を立ち上げました。これまで事業手法を見直すため事業点検を行い、八月には政策点検方針がまとめられました。区は昨年から外部評価委員会を設置して施策の評価を行ってきています。議会でも両委員会の違いは議論があったところですが、両委員会での手法、評価、検証の対象などはどのように異なるのか、お伺いいたします。

◎金澤 政策経営部長 行政評価の一環として昨年度から実施しております外部評価は、特定の課題に沿った議論を行い、行政経営の改革改善を推進することを目的としており、これまで実施計画、外郭団体、補助金等についてご議論をいただきました。区としては、外部評価委員会のご意見を踏まえて、施策事業の見直し、改善に努めてまいりました。

一方、政策検証委員会は、世界的な金融危機に端を発した景気低迷により大きく歳入が減少し、他方、社会保障費などの行政需要が増大する中、持続可能な区政運営に向けて、二十三年度予算編成と中長期の課題に対応し、強固な財政基盤の構築を図るため、区長が今後の区政運営の方向性についてご議論いただくことを目指して設置し

たものです。

区は、政策検証委員会の提言を受け、全庁すべての事業を対象とした政策点検方針をまとめ、各部で施策事業の点検作業を進め、点検結果を全庁で取りまとめた政策原案の調整を行ってまいります。また、急速に変化する社会経済状況に的確に対応するためには、不断の検証、評価が必要であり、行政評価につきましては引き続き進めてまいりたいと考えております。

◆山木 委員 政策検証委員会が一定の結論を出した後、先日、外部評価委員会が再開されたと伺っておりますけれども、外部の委員による意見は貴重で、しっかり反映していくべきと考えております。

この委員会での議論を踏まえ、今後、区においてはどのような手順で政策原案としてまとめていくのかをお伺いたします。

◎金澤 政策経営部長 政策点検方針に基づく各部の点検結果につきましては、十月八日に予算要求と合わせて集約した後、必要な検討や調整等を行いながら、区としての取り組み案をまとめていくこととなります。この過程においては、各部から上げられた事業の目的、あり方、今後の方向性や課題などについて再確認し、実施計画など各種計画との関係を踏まえながら、全庁的な調整、検討を行った上で施策の再構築を図っていくものです。検討の結果によっては縮小する事業もあれば、効果的な手法への転換や、拡充を図る事業もあると考えられますが、議会からの予算要望や第四回定例会におけるご意見なども踏まえまして、予算編成権者、行財政の執行権者である区長が総合的に判断し、責任を持って成案を議会にお示ししてまいります。

◆山木 委員 区長は責任を持ってしっかりと判断していただきたいと思います。

それで次に、一般質問に引き続いて世田谷の地域包括支援について伺います。

高齢者が地域で安心して暮らし続ける上で、地域包括ケアの推進は重要な課題です。

出張所・まちづくりセンターとあんすことの一体化を契機に、高齢者の見守りから子育て支援、虐待予防などの福祉施策に積極的にかかわる地域の拠点とすべきとせんで申し述べてきました。急速な高齢化や孤立した子育てなど、今こそ地域では世田谷が誇ってきた福祉のまちづくりが求められています。

区はこれまで三層構造を堅持し、地域行政を展開してきましたが、地区のまちづくり支援とともに、福祉の視点を持って地域課題に対応し、地域全体を支えていくことが重要です。基本構想の理念に基づき世田谷型福祉をさらに充実するには、改めて区の本庁、支所、出張所の連携のあり方を見直すとともに、あんしんすこやかセンターや地域団体との協働による効果的な地域行政の仕組みづくりを工夫すべきと考えますが、伺います。

◎金澤 政策経営部長 区におきましては、平成三年度に地方分権の先取りとなる独自の地域行政制度を創設いたしまして、地域の行政拠点となる五つの総合支所を設置し、地域住民に最も身近な施設として二十六カ所の出張所体制としたところでございます。その後、平成六年に二十七出張所の体制となり、十七年度の出張所改革では七カ所の拠点出張所と二十カ所のまちづくり出張所に再編し、昨年度にはまちづくりセンターへの名称変更を行ったところでございます。

三層構造を堅持し地域行政を推進していく中で、出張所・まちづくりセンターは、地区のまちづくりの拠点としての役割を担っているものと認識しております。また、出張所・まちづくりセンターは、地元の町会・自治会、NPO等の団体、学校、その他の公共施設等との関係を築き、地域コミュニティの活性化や地域まちづくりの充実など、地区まちづくり活動に向けた取り組みを進めているところであります。

なお、九月末には、十カ所の出張所・まちづくりセンターにおいて、あんしんすこやかセンターとの一体化整備を行ったところです。今後、地域における見守りネットワーク構築に関する検討を進めていくなど、区民の安全安心なまちづくりの拠点とし

て、引き続き出張所・まちづくりセンターが有効に機能するよう工夫してまいりたいと考えております。

◆山木 委員 世田谷が誇ってきた三層構造、福祉のまちづくりをしっかりと進めていただきたいと思います。

平成十八年の介護保険法改正により創設された地域包括支援センターですが、国は今実施している介護予防の業務を外出しにして、地域包括本来の役割をすべきと検討に入っています。東京都が九月二十一日にプレス発表した大都市の実態に即した介護保険制度のあり方等に関する緊急提言でも、総合相談支援業務などに集中して取り組むことができるよう、介護予防ケアプラン作成の報酬単価の見直しと規制の撤廃を求めています。在宅高齢者が二十四時間三百六十五日継続的にサービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの重要性がますます高まっています。地域包括支援センターを中心とした生活支援サービス、見守り、配食などのインフォーマルサービスを含めた地域でのサービス基盤の整備が求められ、地域住民の参加の促進など、これからの地域のあり方と介護保険は密接にかかわってくると考えます。

あんしんすこやかセンターを、介護予防だけでなく地域の高齢者を支える重要な拠点として、区はどのように地域包括ケアの充実を図っていくのか、お伺いたします。

◎堀川 地域福祉部長 あんしんすこやかセンターにつきましては、介護保険法に基づく地域包括支援センターでございまして、民間受託事業者により設置をされておりました。高齢者や家族にとって、介護や福祉等の相談窓口として重要なものと認識しております。また一方、お話にございましたように、国におきましては現在、見直し等検討されておるところでございまして。今後、地域包括支援センターにつきましては、地域包括ケアの中核機関として機能することが期待されるところでございまして、区におきましては、国の制度改正の動向を注視しつつ、長年地域に親しまれ、信頼されている出張所・まちづくりセンターとの連携を一層進めていくことにより、あんし

んすこやかセンターが地域の信頼を得ながら地域の拠点として総合相談、支援などの機能をより充実させて、高齢者の安全安心に貢献するものとしていくことが重要であると考えております。

◆山木 委員 平成二十年度に介護保険の改正がありますけれども、地域包括支援センターの役割はますます重要になってくると思います。しっかりと充実させていていただきたいと思います。

次に、子ども・若者支援という視点からお伺いたします。

先日、区内で嬰兒が遺棄される事件がありました。高校生が自宅で出産、家族も気づかなかつたという衝撃的な事件でした。この事件の背景には、家族形態や経済状況などさまざまな要因があると推測されます。思春期の多感な時期には、心や体の問題など周りの支援が必要ですが、青少年や若者への対策はおくれています。

先日、都が報告したところによると、かかりつけ医を持たない未受診妊婦のうち十代が二割でした。産婦人科を受診しないままの出産は高度な周産期医療でも難しく、妊娠がわかった初期の支援など行政の対応が求められます。十代の望まない妊娠では、妊婦健診を受けず緊急事態になって駆け込むといったケースが多く、新宿区では、区内の産婦人科診療所など三十八カ所を回り、事情を抱えた妊婦が区の女性相談員に悩みを打ち明けられるように相談を促すリーフレットを配布するなど、未受診妊婦の問題に取り組みを始めました。また、自治体だけでは限界もあり、現在、妊娠試薬品や生理用品などに相談先の紹介を載せるよう国に働きかけているそうです。

自治体では母子手帳を請求されない限り特定できないのですが、妊娠がわかった初期の支援と対応について区の見解を伺います。

◎西田 世田谷保健所長 区は、次世代を担う親と子の心と体の健康づくりを推進することは大変重要であると認識しており、安全安心な出産や子育ての支援に向け、総合支所健康づくり課での総合的な健康相談、妊婦健診、乳幼児健診、乳幼児家庭訪問

事業等を実施しております。

妊娠初期の対応として、区では、妊娠届の際に母子健康手帳と一緒にお渡ししている母子保健バックの中に、妊娠、出産、育児に関する冊子等を入れて、さまざまな相談案内を行うとともに、若年で妊娠した方などについては、健康づくり課の保健師が個別に相談、訪問等を行っているところでございます。

ご指摘の妊婦健診を受けていない方や諸事情により妊娠届を出せない方への支援については、医療や児童福祉などの関係機関との連携をより密に図り、妊娠をめぐる健康や生活全般に関する相談について妊娠初期から支援できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◆山木 委員 大事な命を守るために、ぜひしっかりと支援していただきたいと思えます。

今回の事件からも、改めて性教育の必要性を実感しました。悲惨な事態になる前に、命の大切さをしっかりと教える必要があります。昨今では、ネットや漫画など性に関する情報のはんらんしていて、小学生でも簡単に見ることができます。間違った価値観を持たないように、生命の誕生、そういった意味をしっかりと教える教育が何より重要です。

生活者ネットワークはこれまでも学校での性教育の必要性をたびたび訴えてきました。しかし、ますますその必要性が増しています。ぜひとも教育長のお考えを伺います。

◎若井田 教育長 今回の事件は、母親である高校生、遺棄された子どもにとりましても、また、その家族にとっても痛ましい悲しいことであり、学校において命や家族のきずなの大切さを伝え、大切な命の連鎖の営みとして性教育をしっかりと進めることが重要であると改めて痛感しております。

学校における性教育は、命の大切さを基本に、人権尊重や男女平等の精神に基づい

て、豊かな人間形成を目指して行われるべきものであり、学習指導要領に示された内容を踏まえ、保護者の理解を得ながら実施することが重要であると認識しております。各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や道徳、特別活動などを中心に性教育を進めているところでございます。

また、区教育委員会では、性について理解を深め、人権尊重や男女平等の精神に基づき豊かな男女の人間関係を築くことができ、直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てることなどについて性教育を適切に進めるよう、健康教育推進研修や人権教育研修、また、さまざまな機会をとらえ、各学校へ指導、助言しているところでございます。今後とも、人権教育、性教育の一層の充実を進めてまいります。

◆山木 委員 教育長のお言葉です。ぜひぜひ進めていただきたいことを改めて要望いたします。

二〇〇九年七月に子ども・若者育成支援推進法が成立しました。教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども、若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることが位置づけられました。国もこれまでおこなっていた若者政策にやっと着手しました。社会を構成する重要な主体として尊重していくと法で定義されたように、若者支援は国の発展にもつながる重要なことです。

世田谷区でも、若者施策は年齢や課題で縦割り。子ども計画は十八歳までですが、中高生から青少年期など切れ目のない支援が必要です。担当所管が明確でないなら、縦割りではなく横の連携を図り、若者への支援強化など若者施策の推進に取り組んでいくべきと考えます。

世田谷区として、若者施策についてどう考えているのか伺います。

◎堀川 子ども部長 本年七月に策定されました子ども・若者育成支援推進法に基づきます国の子ども・若者育成支援推進大綱であります子ども・若者ビジョンにおきまして、子ども・若者支援施策の基本的な方針が示されたところでございます。

区では、これに先立ちまして、平成二十一から二十二年度期の世田谷区子ども・青少年問題協議会に総合的な青少年施策についての検討を依頼しており、子ども、青少年の参加参画を初めとした居場所の提供や活動支援等につきまして、青少年自身による検討内容を取り入れながら検討されているところでございます。今後さらに議論を深め、来年五月には検討報告をいただく予定としております。区といたしましては、子ども・青少年問題協議会からいただいた報告内容とともに、国の動向も踏まえ、今後の取り組みを考えてまいります。

◆山木 委員 この質問をするに当たって担当所管が明確でなく、あっちへ行ったり、こっちへ行ったりというところだったんですが、今後やっぱりきちんと組織なども考えていくべきだと改めて要望いたします。

次に、児童虐待の対策について伺います。

児童虐待が深刻化しています。厚労省の調べによると、児童虐待やDVなどの虐待件数は、全国で一年当たり数千件規模で増加しています。区内でもことし六月、小学生を虐待した養父が逮捕されるという事件がありました。家庭の貧困などが要因になることもあり、最近は特に表面化してきています。

ことし一月に虐待により死亡事件があった江戸川区では、子ども家庭支援センターの職員をふやし、研修制度の充実など体制の強化を図っています。児童相談所の一時保護施設も満杯ですが、児相などで保護できない場合、数日間を埋める手段として、品川区が一時保護施設を確保したと伺っています。

深刻化している事態に対し、区ができる最大の対策をすべきですが、伺います。

◎堀川 子ども部長 深刻化した児童虐待に対しまして、区は、児童相談所と緊密な連携のもと、即応かつ適切な対応をし、子どもの安全を確保していくことが肝要であると認識をいたしております。児童相談所が措置して一時保護入所を決定しても、満員で入所できない場合につきましては、児童相談所が適切に子どもを保護できる養育家庭や福祉施設等に一時保護委託をしています。それも不可能な場合につきましては、保護者の了解の上で、子どものショートステイを利用するケースや、区と児童相談所が連携して自宅で見守るケースもございます。また、児童相談所と連携いたしまして、一時保護委託先となる施設等の確保に現在努めているところでございます。品川区が十一月から開始いたします一時保護のための施設につきましては、一時保護施設の確保の一方法として、今後の動向につきまして情報を収集してまいりたいと考えております。

◆山木 委員 東京都が設置している児童相談所は十一カ所あります。その中の一つが世田谷にあり、狛江市も所管しています。平成十七年の児童福祉法改正から児童相談の第一の窓口が市区町村になりましたが、通報を受けて児相に渡す役割で、救うための権限が必要です。どこの児相も今人手不足で、本来地域に一番近いそれぞれの区に必要です。先ほど他会派からもありましたが、現在、都区制度改革の中で児相の移管について検討中と伺っていますが、区に設置できるよう求めていく必要があると考えます。見解を伺います。

◎堀川 子ども部長 平成十八年度に、都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため都区協議会に都区のあり方検討委員会を設置いたしまして、都区の事務配分に関すること等について検討いたしております。この検討の中で、児童相談所の区への移管につきましては、移管する方向で検討することが都区で一致をいたしております。

こうした中、本年六月末に開催されました検討委員会の幹事会におきまして、特別区側から東京都に対しまして、区の児童虐待の窓口と児童相談所の連携不足等により、

あってはならない事故が発生しており、児童相談所のあり方について、他の事項に先行して実務的な具体的な検討を行い、児童相談所を区に移管する場合の課題とその解決策、都区の連携のあり方等について議論を進めたいと、例外的な取り扱いの申し入れをいたしました。これに対しまして東京都は、八月末開催の幹事会におきまして、現在、庁内関係部署と調整を行っており、十月下旬開催予定の幹事会までのなるべく早い時期に都の考え方をお示しし、事務的に調整したいと考えていると回答いたしております。区といたしましては、都区のあり方検討委員会での検討状況を注視してまいりたいと考えてございます。

◆山木 委員 今、例外的に申し入れをしたということを伺いまして、地域でわかったときにはもう本当に痛ましいことが起こっております。もはや猶予は許されないと考えますけれども、ぜひともしっかりと、区に児相を持ってくるように、働きかけていていただきたいと思っております。

次に、保育ネットワークについて伺います。

育児不安から虐待などへつながるケースも多く、予防はとても大切です。区内では、保育関連の専門家が集まり、自主的に保育ネットワークを立ち上げ、烏山からスタートして七年がたちました。昨年は五地域に保育ネットワークができたと伺っています。地域の子育て支援として、専門家による相談、育児不安の解消など重要な役割を果たしています。保育の専門家が協力して地域の子育て支援に大いに貢献していますが、自主的に立ち上げた保育ネットワークの今後の充実に向けて、今や区としても支援の必要性があると考えます。子ども計画の後期計画でも保育ネットワークは重点として位置づけられています。

今後の継続的な発展に向けての支援体制の強化が必要ですが、区の見解を伺います。

◎堀川 子ども部長 ご案内のとおり、区内には、認可保育所、認証保育所、保育室、保育ママなどさまざまな保育施設がございまして、運営母体や保育内容はそれぞれ異

なっておりますが、近年の子どもを取り巻く多様で複雑な問題という点につきましては、各保育施設共通の課題を抱えております。こうした課題を解決していくために、各保育施設が情報を共有し、保育士の専門性や知識を深めていくことが保育の質を高めていく上で重要であると、こういう認識のもとに、現在、各地域におきまして自主的な保育ネットワークづくりが始まっております。

一方、各保育施設を訪問しております巡回指導相談におきましても、保育の質の向上に向けてのアドバイス、保育施設の抱える相談への対応、保育施設と関連機関をつなげる役割など、今まで以上に専門的で、地域のレベルでのきめ細かな対応が求められているところでございます。区では子ども計画後期計画の重点取り組みといたしまして、巡回指導相談や研修などの充実とともに、自発的、自主的な地域保育ネットワークの側面からの支援を掲げておりますので、今後こうした自主的な取り組みがしっかり地域に根づいていくよう取り組んでまいります。

◆山木 委員 この保育ネットワークは、専門家がネットワークをつくって、子育て支援、すごく有効に活性化していると伺っておりますので、ぜひともこれは一歩進んで、区の支援を今後考えていただくことをよろしくお願いいたします。

今虐待についてお話しいたしましたけれども、出産後三カ月から四カ月の期間に訪問する乳幼児健診、国のこんにちは赤ちゃん事業で実施していますが、乳児を抱えて孤立化している母親の心理的ケアや虐待の早期発見につながる取り組みとして有効です。しかし、二十一年度予算では、全家庭訪問を目指すとしていましたけれども、三人の加配を今年度要求したんですけれども、それが通らなかったというふうなことを伺っております。この執行率が六三・四%で、低いのはやっぱり人材不足ということが影響しているというふうに伺っておりますけれども、こういうところこそ充実を図っていくべきと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、サーマルリサイクルの検証結果について伺います。

平成十七年に区長会が了承したサーマルリサイクル計画は、まず横浜市や名古屋市並みのリサイクルに取り組み、なお残るものを焼却するという計画でした。二十三区で未着手だった容器包装のリサイクルに全国でもトップクラス並みに取り組むことで、温室効果ガスの増加は〇・七万トンに抑えられることが示され、この計画に区長はゴーサインを出しました。

しかし、サーマルリサイクルを本格実施して一年がたち、温室効果ガスは三十六・七万トンも増加したということが先日の委員会で報告されました。原因は言うまでもなく、容器包装リサイクルが進められず、計画量を大幅に上回る廃プラスチックが燃やされることになったからです。計画では、焼却するプラスチックは可燃ごみの約一〇%と見込んでいましたが、実績では約一三%となりました。議会でも、生活者ネットワークは、この間たびたび計画と取り組みが大きく乖離している問題について指摘しています。

一年たって明らかになったこの実態を、区長はどうとらえているのでしょうか。区長は、責任を果たすため、今後は一層、焼却するプラスチックを減らさなければなりません。区長の見解を求めます。

◎板谷 清掃・リサイクル部長 この九月に清掃一部事務組合が公表しましたサーマルリサイクル実施による二十一年度の温室効果ガス発生量は、清掃一部事務組合が十八年六月試算において見込んでいた量より増加しております。一方、サーマルリサイクル実施の最大の目的である最終処分場の延命化という点では、不燃ごみの埋立処分量が試算を上回る大きな削減効果を上げており、サーマルリサイクルは必要な施策であったと考えます。

廃プラスチックのリサイクルにつきましては、可能な限り良質な材料リサイクルを行うことを基本として、技術の進展や容器包装リサイクル法改正の動向を踏まえながら、現在できるところから取り組んでいるところです。

区といたしましても、温室効果ガスの削減は大変重要な課題だと認識しております。清掃工場の温室効果ガス排出量の削減について、引き続き清掃一部事務組合に技術的取り組みを求めるとともに、区としても、一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみの減量や分別の徹底を通し、削減に努めてまいります。

◆山木 委員 区長に答弁を求めたんですが、この質問は区長しか答えられないと思います。非常に時間がない中で今ご答弁いただいたんですけども、こちらが求めた答弁とは違っております。区長、いかがですか。

◎熊本 区長 今部長が申しあげましたように、十八年に見積もったときと随分差ができてきているということでございますし……。

○小畑 委員長 以上で生活者ネットワークの質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、せたがや政策会議、どうぞ。

◆小泉 委員 では、質問を始めます。

先日の代表・一般質問、それから常任・特別委員会を通じて、区民参加というテーマについてさまざまなことを考えさせられました。さらには、全事業見直し点検の途中経過が議会に報告されないのかという論議がありました。これらのことは、区民参加のありよう、議会の機能などについてさまざまな基本的な問題を抱えているように思います。

今議会で政策検証委員会のことが議論となりました。区の答弁の中で、この検証委員会では、学識経験者や区民の委員より、内部からではこれまでなかったような視点からの指摘があったというお話がありました。実際、新たにこのような組織をつくったからには、新たな視点、新たな指摘が当然なければいけないと思いますが、報告を

見る限り、そのような観点のものは見えないとも思いました。しかし、もし新たな視点というものがあるとするなら、これは当然区も議会も気がついていなければならないことであり、通常の仕事の中に含まれていくものです。であるとするなら、政策検証委員会が今後とも引き続いて常設機関となり、さらに独自の機能を持つということはありませんが、いかがでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 政策検証委員会は、景気の低迷により大きく歳入が減少し、他方、社会保障費などの行政需要が増大する中、持続可能な区政運営に向けて、二十三年度予算編成と中長期の課題の方向性を明らかにし、強固な財政基盤の構築を図るため、今後の区政運営のあり方についてご議論いただくことを目指して区長が設置したものです。政策検証委員会の提言は区政全体に共通する視点に沿っていただいております。区ではこれを受けて、区長が示された政策点検方針に基づいて、全事業の点検作業に取り組んでおります。お話のとおり、いただいた提言には通常業務を行う上でも常に持つべき大切な視点、要素も含まれていると私どものほうは考えておまして、今後、区政運営における考え方の基礎としていくべきものもあると考えております。

検証委員会の常設はありませんというお話でございますが、区といたしましては、今回の政策検証委員会は所期の目的は達したものと認識しており、いただいた提言を受けての政策点検の取り組みを徹底し、着実に二十三年度予算の編成を行い、中長期の課題についてその方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

◆小泉 委員 また、予算編成過程で、この検証委員会からの提言を受けて、区が全事業の見直し作業に入るということです。私は、区は常に、すべての事業について議会とともに常日ごろ見直しをしているという立場をとりますので、この新たな全事業見直しということは無駄だと考えます。

その作業過程の情報を議会に提供するという点について、区からは弊害があるとの答弁で、何か議会が障害物のような意味合いにも思われますが、これは理事者側の

お答えの仕方が十分ではないと思います。

私は作業過程での情報提供は必要ないと思います。途中で口を挟むことは区民全体にとってよくないことです。責任の所在がはっきりしなくなります。私は、行政の責任者である区長の意思が明らかになった段階で、議会と区が話し合っていくべきと考えます。今の内閣は四百人ほどで仲よく一緒に内閣をやっていこうとようですが、その責任の所在ということを考えているかどうか、一国民として心配でなりません。

特に、現実には目に見える現象面だけからの見直しはとても危険です。今回の代表質問において、民主党は、出張所・まちづくりセンター、集会室などの地区の公共施設の見直し、仕分けを言われました。余り利用されていないからです。実態は確かにそうです。では、それで地区の施設を見直しして廃止すべきなのでしょうか。議会としての機能がまさにここにあります。

区は、まちづくりセンターへの移行について、その当時、答弁で何と言っていたでしょうか。転入届を拠点出張所で受けた後、積極的にまちづくりセンターに区民を誘導する。今後のまちづくりセンターは地区のコンシェルジュともなる。さらには、できる限りワンストップサービスもできるようにしていく。このように言われました。これらの答弁をされた三人の理事者がここにいらっしゃるのですから、その結果を聞いてみたいとも思いますが、あえて質問はいたしません。なぜなら、何一つできていないのがわかっているからです。一般質問でも申し上げましたが、区役所が、無関心社会、無縁社会の進展に肩をかしていることにもなるのです。

個別の事業見直しを単に現象面から行おうとすると、結果がとんでもないことになるのです。議会の機能は個別の事業の見直しではなくビジョンづくりです。今、世田谷区には、地区の将来像、ビジョンがないことが問題なのです。

熊本区長は、区民生活の安全安心を第一のテーマに挙げられています。では、なぜ、

地区に力をつけ、それを盛り上げるような仕組みをつくり上げないで、逆に地区の力を低下させていく施策をとっていくのでしょうか。まずは地区でしっかりと区民を受けとめる、そのためには将来的にでも転入届を地区で手続できるようにすることから始めて、地区を強化していく姿勢を区民に表明するべきです。ここで改めてはっきりと申し上げておきます。

一般質問で、老人会館において行われている生涯現役情報ステーションが効果的であり、さらに充実させるべき、地域においてもという質問に対して、本庁の所管部長が、なお、老人会館での事業を充実させていき、地域への展開は、その検証を踏まえて今後考えていくとの答弁がありました。これは一体いかなることでしょうか。理事者側はどのような調整をとっているのでしょうか。この答弁には当然、地域の責任者の支所長として抗議すべきではないかと私は思います。

区民のさまざまな活動は地区で把握し、まちづくりセンターで区民に情報提供するというのが総合支所の考えのはずです。それをなぜわざわざ老人会館まで出向いていかなければならないのか。その意味では施設が明らかにダブっており、他会派のお考えからすれば、当然事業仕分けの対象ともなるべきものです。

今、本庁の部長に求められているのは、自分の所管の事業を守っていく、老人会館という名称を守っていくことではなく、いかにして地区において区民のさまざまな活動を盛り立てるか、支所の活動を支援するかということに全力を尽くすべきなのです。この件については、ここで問題提起をいたしまして、改めて福祉保健で論議したいと思います。

区として、高齢者の見守り事業が進められようとしています。公明党も、代表質問、また、きょうも取り上げられましたが、この仕組みは八月下旬に菅総理が次の介護保険制度改正の際に盛り込むよう関係省庁に指示したとのことで、やっと国も見守りということに本気で乗り出してきたとして、マスコミも地方自治体も、待ち望んでいた

ものができそうだと好意的ですが、私は疑問を持ちます。

先日の敬老の日、新聞各紙も、高齢者見守り見えぬ答えとして、自治体の取り組みの現状と課題などが書かれてありました。ある市では、見守り訪問事業を開始しようと、まずボランティア協力員が名簿を手に地区を回り、全く知らないお宅も見つかったという一方で、事業を説明すると、まだ元気だからうちは結構という反応も少なくないとされて、市としても、見守りの必要性が高いと見られる家庭には市の職員が繰り返し働きかけるとされています。

さらに目が届かないのが同居家族がいる高齢者で、高齢者虐待が同居人によることが多いことから、ある市では、民生委員や近隣住民による声かけを促し、介護認定を調べる名目で虐待の有無を確認するなど手探りを続けているとされています。

また、長妻前厚生労働大臣は、先日、民生委員の活動は、ひとり暮らしのみならず、家族と住んでいる高齢者の状況把握も一つの役割だと言われました。新聞の見出しでは、訪問希望伸び悩み、助けを必要としていても手を挙げないなどと表現されています。

これらのお話は、まさに高齢者見守り見えぬ答えそのものなのですが、そもそも問題点のとらえ方からして違うと思うのです。すべてが対処療法型行政の典型です。高齢者をまず助けを必要とする立場から始まり、それゆえ見守りが福祉政策となるのです。厚生労働大臣が民生委員の活用をしていくのはよいでしょう。国は、縦割りで、厚生労働省は福祉政策を担うところ、一方で町会・自治会を初めとするコミュニティは多分総務省でしょう。ハードのまちづくりは国土交通省でしょう。しかし、これは単に国の役割分担を言っているだけであって、地域の住民生活に総合的に責任を持つ自治体は国の言うとおりにする必要はないはずです。

熊本区長は世田谷から日本を変えられているのです。高齢者見守り事業を介護保険の領域として行おうとするのは、厚生労働省がみずからの権限の及ぶ範囲で物

事を解決しようとしているからのことです。大体、介護保険の収益が悪化して、保険料等の見直しなども視野に入れなくてはいけないときに、なぜ新たに介護保険の中で見守りを、新たな事業をしていこうとするのか疑問です。お考えを伺います。

◎堀川 地域福祉部長 お話にございましたように、菅総理大臣が、高齢、単身、夫婦のみ世帯の生活支援を介護保険の基本目標として追加するように厚生労働省に指示したとの報道もございましたが、現在、国では介護保険制度の改正に向け検討が進められておりますので、国の動向は注視してまいりたいと存じます。

区といたしましては、見守りを含め高齢者の在宅生活を支えるということは、介護保険などの公的サービスだけでは限界があり、地域における住民同士の支えあいやボランティアの活動と連携することによって初めて実現できるものと認識しております。見守り機能を強化したさまざまなサービスの展開とともに、区民との協働を基本とした高齢者の見守り施策を推進してまいりたいと存じます。

◆小泉 委員 さらに、公明党の代表質問に対する区の答弁の中で、平谷副区長みずから、この高齢者見守りネットワークの構築に当たっては、何よりも行政が責任を持つとの答弁をなさいました。平谷副区長が言われるからには、単に、行政責任は最終的には区長が持ちますなどと形式的に言われるのではなく、地区レベルでの実質的な責任者を想定されていると私は期待したいのですが、この点はいかがでしょうか。

◎平谷 副区長 他会派へのご答弁のポイントだけ申し上げます。高齢者見守りネットワークの構築に当たりましては、民生児童委員、町会・自治会等幅広く多くの皆さんのお力添えをいただかなければなりません、何よりも行政が責任を持って進めていかなければなりません。この趣旨は、もちろん先生ご存じのように、区がやる政策は必ず行政が責任を持って進めなきゃいけない。その原則を申し上げてまいりました。

ただいま先生おっしゃるように、区政運営の最高責任者はもちろん熊本区長であり

ますが、本件におきます実務上の責任者としては、保健福祉領域を担当いたしておりますのが私でありますし、また、先ほどご答弁申し上げております堀川地域福祉部長が実際の実務を運営するという立場になっておりますけれども、今定例会で申し上げておりますように、地区におけるいわゆるそういった見守りの強化策に関しまして、現在、具体的な検討を進めており、取りまとめ次第、改めてまた議会にご報告を申し上げたい、こんなふうに考えているところでございます。

◆小泉 委員 国がつくった地域包括支援センター業務マニュアルにおいて、地域包括ケアの考え方が載せられています。地域包括ケアとは、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すもので、その実現のためには、できる限り要介護にならないよう、介護予防サービスを適切に確保するとされています。ここが私は問題だと思っています。

高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするために、その解決策として福祉政策をその柱に据えると、どうしても要介護状態が中心となってしまい、区の調査でもわかるように、全体の七割を超える多くのお元気な高齢者がその政策から離れてしまい、機能しなくなります。要介護状態への対応の前に、要介護にならないようにしなければならない。そのための施策は、国の考えでは、介護予防サービスを適切に確保するということなのです。

介護予防サービスを確保すれば、要介護状態になることを防げるのでしょうか。私は違うと考えます。地域包括ケアの本来の趣旨を実現させるために、区役所の言う福祉部門ではなく、区民生活分野でこの仕組みを実行していくべきではないでしょうか。そのお考えを伺います。

◎堀川 地域福祉部長 地域包括ケアにつきましては、要介護になる予防とともに、また、要介護状態になっても住みなれた地域で住み続けられるよう、福祉や介護、医療などの必要なケアやサービスが切れ目なく提供されるサービス体制を実現される

考え方と認識しております。

今後、二〇二五年には、七十五歳以上の区民の人口は現在より六割増加し、約十二万人と予想され、介護や生活支援が必要な高齢者数の爆発的な増加が見込まれるところでございます。このような状況に対応し、地域包括ケアの実現が求められているものでございます。そのような観点から、地域包括ケアの実現のための施策推進は、引き続き福祉部門で鋭意取り組むべきものと考えております。

なお、本会議場でもご答弁したとおり、それとともに、お元気な高齢者に向けての世田谷らしい施策の充実についても取り組んでまいりたいと存じます。

◆小泉 委員 何もすべての政策を国のとおりにしなくてもよいはずですが。世田谷区は、全国で初めて地域行政制度を採用し、さらには熊本区長の発案で地域のきずなを再生しようとしています。なぜこの地域のきずなを使って高齢者の見守り事業を行わないのか。地域のきずなは区民生活領域の課題であり、高齢者見守りは保健福祉領域の課題であると言われるかもしれませんが、そのような縦割りは区役所の中でだけ通用する議論のほうです。区役所内部の縦割りを地区に持ち込まないでいただきたい。制度の壁があるなら、構造改革特区申請でも行うべきです。地域行政を実施している世田谷区に向けてこのような指摘をしなければならないことは、考えてみればとても悲しいことです。

個々の事業の問題ではありません。全体像、ビジョンなしに個別の事業を行おうとするからこのようなことになるのです。議会は、このような基本的な方向性を論議し、合意していく。実際どのように行うかは、プロ集団である副区長以下の組織が最も効果的に事業を行う。このようにありたいと思うのですが、私の申し上げていることは夢物語なのではないでしょうか。区民は区役所を信頼したいのです。

区長は、一般質問において、行政と区民とのきずなをつくり出していくと言われました。行政と区民とのきずなづくりに向けて、地区の行政の仕組みをつくり直し、強

化していくことについて、区民はとても期待しています。その期待にこたえるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎熊本 区長 さきの一般質問で、議員に私は、地域のきずなの強化に取り組むと答弁させていただきました。ご承知のように、私は常々、きずなの大切さということを申し上げてきているわけです。ご承知のように、先般の高齢者の不明問題、また、子ども虐待、嬰兒の遺棄、そして隣近所の者同士が些細なことで殺人事件になったというようなことを考えますと、昔では考えられないようなことが起きてきているわけです。それはきずなが失われてきていることのあらわれだろうと思っております。

今日そのような事件が起きたということは、少なくともお互いがきずなを大切にしていれば、少しでも目配り、気遣い、思いやりを持っていれば、そのようなことは起きないことだと思っております。私は今後とも、きずなを大切に深めることによって、区民自治、協働の推進による地域の活性化を図り、各地区の特性を生かした取り組み、もちろん区民と行政とのきずなを深めていくことの大切さ、そうした仕組みをできるだけ実現すべく取り組んでまいります。

◆小泉 委員 きずなという言葉は、普通、つながり合っていく、そういう気持ちが強いのですけれども、ここで熊本区長があえて行政と区民とのきずなと言われたことの意味を、私は重く受けとめたいと思います。まずは行政と区民が信頼関係を持たなくてはならないからです。

今回、区民参加がよく取り上げられますが、安易な区民参加という言葉は、だれが責任を持つのかということからしても問題です。区民参加の最たるものはこの議会です。議会の機能を高めていく、そのことこそが、民主的な仕組みの中で、民主主義の仕組みの中で効果的に区民福祉の向上が図られるのだと私は思っております。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上でせたがや政策会議の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、社会民主党、どうぞ。

◆羽田 委員 それでは、社会民主党の質疑を始めさせていただきます。

さきの一般質問では、厳しい財政状況のもとにおきまして、有効な景気雇用対策を推進する必要があるということをお述べたわけですが、政策検証委員会の提言に関連をいたしまして、最初に質問させていただきます。

最近発表されました国税庁の民間給与実態調査によりますと、民間企業に働く労働者の一年間に得た平均給与額が約四百六万円、二十一年度は前年度と比較いたしますと二十三万七千円の減になっているということが明らかになりました。減少率と下落額が一九四九年に統計をとって以来最大を記録したと言われておりまして、今後、各自治体への税収、区財政への影響も決して少なくないと考えられるわけでありまして、

区は、厳しい財政状況を踏まえ、来年度の予算編成に向けて、事業や施策の見直しを重点的に行うことを柱に、政策検証委員会を立ち上げてきたわけですが、最初に区長に伺っておきたいと思っております。区長は聖域なき点検と言っておられますが、区民の生命と安全を守る立場から、子ども、高齢者、生命、健康などの課題は優先課題として堅持すべきだと考えるわけですが、最初に区長の所見を伺っておきます。

◎熊本 区長 おっしゃるとおり、私は、区長就任以来、区民の生命と財産を守ることが最優先課題であるとして、安心安全のまちづくりに全庁挙げて取り組んできているわけでございます。その中身につきましては、子育て支援、区民生活や地域経済の活性化、高齢者・障害者の安心施策、都市基盤整備、みどり33、文化、教育、スポーツなど総合的な政策に取り組んできているわけでございます。しかし、一昨年の世界的な金融危機から、世田谷区では歳入が大きく減少し、その一方、社会保障費などの

行政需要は増大し続けているわけですので、持続可能な区政運営を維持し、優先課題に着実に取り組んでいくためには、中長期の視点に立った強固な財政基盤の構築が不可欠でございます。そこで私は、このたび政策点検方針を策定し、すべての事業について聖域なき点検を行うよう、全庁に指示したところです。この点検結果、さらに今定例会などのご意見、各会派からの予算要望等を踏まえて、私が安全安心のまちづくりの観点から総合的に判断してまいりたいと思っております。

◆羽田 委員 区の基本的姿勢として、先ほども申し上げましたけれども、子育て支援や区民の生命、財産を守る、この優先課題については、今後、子ども医療費の無料化や保育サービスの待機児対策など、こうした政策では他の自治体にも広がってきたかと思うんですね。そういう意味では、ぜひその点を踏まえた対応をここでは求めておきたいと思えます。

次に、外郭団体の役割についてお聞きします。公共サービスを担う行政と民間の役割という視点から、外郭団体の役割についてお聞きするわけです。

公共サービスの担い手の一つに外郭団体があるわけですが、その役割についても、きょうも出ておりますが、時代の変化とともにさまざまな対応が求められていると思います。指定管理者制度の導入だとか公益法人制度改革、そして公共サービスの担い手としての民間企業やNPO等の参入も進んできた。そうした状況の中で、外郭団体が果たす役割も変化せざるを得ない、そういう状況だと思います。

そこで、区内経済の活性化や雇用の確保という視点から、外郭団体の役割を考えていくことも必要ではないかと思えます。緑の保全、高齢者・障害者の雇用拡大、社会的企業としての役割、そうした機能を持っている状況もあると思えます。

ことし三月の予算特別委員会におきまして、雇用の場につなぐ支援のあり方について触れましたけれども、特に最近の報告として、〇八年以降一たん職を失った方や失業中の方のその後の転職がなかなかうまくいっていないということが統計上からも

明らかになっているわけですが、労働市場から一たん離れている方や、これから入っていこうとする方への支援、そういう重要性についても触れたわけですが、外郭団体の役割として今後検討していく必要があると思うわけですが、その点について伺っておきます。

◎金澤 政策経営部長 区の外郭団体には、申し上げるまでもなく、それぞれ目的や設立に至った経過がございます。各団体は、それぞれ地域社会の活性化や区民福祉の向上など地域に根差した事業活動を実施し、その時代に即した区の政策にもこたえており、その役割は重要であるというふうに考えております。

また、区内経済の活性化や雇用の確保という点からも、外郭団体の役割を考えるべきとお話でございますが、外郭団体は地域ビジネスの担い手として、地域経済、地域雇用、障害者雇用を担っておりまして、その意味でも重要な役割を果たしております。今後も地域、区民と協働した事業活動を実施できるよう、また、外郭団体と民間事業者の公共サービス提供との違いを明確にしながら、団体に対し必要な指導、助成を行ってまいりたいと思っております。

◆羽田 委員 先ほども申し上げましたように、特に若年層、二十五歳から三十四歳の失業者のうち、一年以上失業している長期失業者というふうに言っていると思いますが、その割合が非常に高くなっているということがあるかと思えます。働くことができない事情を正当に評価しつつ、区内の人材の活用という観点から、失業給付満了者の雇用、あるいはひとり親家庭の雇用、そして仕事から一たん離れた方々の雇用の場を確保していく、これは公共の役割として大変重要になっていると思えます。

次に、児童虐待防止対策について伺います。

内閣府がことし七月に発表いたしました子ども・若者ビジョン、先ほども触れておりましたが、ここで児童虐待の発生予防のために地域における子育て支援の充実が明記されたこと、これも特徴的だと思います。その意味で世田谷区において、以前から

そうした対応がとられてきたと思いますが、最初にその点について区の考えをお聞きしておきます。

◎堀川 子ども部長 区ではこれまで、すべての子どもの健やかな成長を守ることが子育て支援の基本と考えまして、出産直後の親子支援である産後ケア事業、子育て中の親子が交流できる「おでかけひろば」、発達障害への総合的な支援体制としての発達障害相談・療育センター、児童虐待防止を目指し専門職を活用した児童虐待対策支援チームの設置など、先進的な取り組みを進めてまいりました。

また、本年三月に策定いたしました子ども計画後期計画におきましては、基本方針を子どもの視点の重視と定め、子どもの健やかな成長を目的に、今後五年間の総合的な施策の方向性を示したところであります。今後も子どもが健やかに育つことができる町を目指し、子どもの視点に立った施策に取り組んでまいります。

◆羽田 委員 さらに、区における児童虐待防止に向けた現状と課題について伺っておきます。

◎堀川 子ども部長 区では、平成十七年度に総合支所生活支援課に児童虐待の通告相談窓口を設置いたしまして、母子保健事業を担当する健康づくり課と子どもにかかわる関連機関と連携をいたしまして、児童虐待の予防や対応を行っております。また、児童福祉司経験者、臨床心理士、保健師等から成る児童虐待対策支援チームを設置し、児童虐待通告相談窓口の専門的なバックアップを行っているところでございます。

平成二十一年度末時点の児童虐待継続相談数は四百五十四件でございました。児童虐待の約半分は乳幼児期に端を発しておりまして、その原因には望まない妊娠など妊娠中の問題もございます。今後は、妊娠中に出産後の養育困難が懸念される特定妊婦の対応が特に課題になってくるものと認識をいたしております。

◆羽田 委員 厚生労働省は、大阪市の児童虐待にかかわる事件を受けまして、全国の児童相談所長会議を八月の下旬に開催し、虐待予防対策の強化を確認しているわけですが、今後の課題のうちで、発生予防という視点から、児童虐待に至る前の支援、ここが必要だということが言えるかと思います。

児童虐待の原因には、経済的な理由や育児困難、予期せぬ妊娠などが複合的に作用していることが明らかになっているわけですが、妊婦健診の未受診者や、母子保健手帳が未発行、乳幼児健診未受診などが保護者が児童虐待によって死亡させるリスク要因に挙げられているわけであります。

区がこの間進めてきた家庭訪問や相談体制の強化とともに、母子手帳を持たない方々への具体の支援、相談につなげる医療機関等の連携や区の支援内容の啓発、ここが重要になっていると考えるわけですが、先ほど他の会派からも出ておりましたが、新宿区等の相談を促すリーフレットの活用、医療機関等に配布をして医師から手渡すように依頼をするという取り組みも既に始まっているわけですが、区の対応について伺っておきます。

◎堀川 子ども部長 現在、児童虐待に対します関係機関ネットワークでございます。要保護児童支援協議会におきまして、医療機関、母子保健領域である健康づくり課及び保健所、児童相談所や保育所等の連携を強化し、特定妊婦の早期発見と早期対応、並びに出産前からの児童虐待防止を図るため、検討に着手したところでございます。具体的な検討体制としましては、同協議会の実務担当者会におきまして、妊娠期からの児童虐待未然防止策について具体的な方策を考えるグループワークを行いまして、鋭意検討を進めているところでございます。今後も、健康づくり課及び保健所を初め医療機関、保育所、学校等、子どもにかかわる機関の連携をさらに強化いたしまして、妊娠中からの虐待の未然防止、予防、早期発見、早期対応を行ってまいります。

◆羽田 委員 今回の答弁の中でも、今後、学校教育における連携等も言われていたわけですが、ここもしっかりと、先ほどの生活者ネットの質疑にもありましたけれども、位置づけていく必要があるというふうに思います。先ほど教育長から答弁がありましたので、あえて聞く必要はないかとは思いますが、改めて伺っておきたいと思います。

◎萩原 教育政策部長 区教育委員会としましては、命の大切さ、家族のきずなの大切さや、性教育、人権教育の一層の充実が重要な課題であるとの認識のもと、今後も各学校において、子どもの発達段階に応じて、組織的、計画的な指導が進められますよう、指導を重ねてまいります。

◆羽田 委員 先ほど教育長のほうからかなり丁寧な答弁もあったわけですが、学校教育の場での対応ということが今後必要になっていくと思うんですね。これは私どもからも重ねて申し上げておきたいと思います。

最近の新聞報道、あるいはさまざまところでも指摘されてまいりましたけれども、乳幼児期において亡くなった子どものうち、心中以外の事例においては、四三・二%が生後間もなく亡くなっている。これらは親が望まない妊娠だったことがわかってきているということが言われていると思います。そういうことから、そうした妊娠に気づいた時点で悩みが相談できる体制、この充実もさらに求められていると思います。この点について、お答えがありましたらお願いしたいと思います。

◎堀川 子ども部長 先ほども申しましたけれども、未然防止、要するに早期発見、早期対応を図っていくために、現在、協議会の場で具体策の方策を検討させていただいておりますので、その検討状況を待ちまして鋭意検討を進めまして、対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

◆羽田 委員 以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で社会民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続き、無党派市民、どうぞ。

◆木下 委員 区長さんにお聞きしますけれども、世田谷は「環境都市」世田谷という言葉が他会派からもありましたけれども、区長は世田谷を環境都市にしたいと思っていますか。

◎熊本 区長 世田谷の環境をどうするかということですか。

◆木下 委員 はい。

◎熊本 区長 私は都議会に二十何年いましたけれども、そのときに都民の多くの方から、一度は世田谷に住んでみたいという声を多く聞きました。そのゆえんは何かというと、治安がいい、環境がいい世田谷を求めているということでございました。ところが、治安にしてもいつかワーストワンになった。環境も今、二五・五六%まで緑率が低下している。これをやはりよみがえらせることが区民の期待にこたえられることだということで、みどり33を今進めているわけございまして、そういうことを行っているということでおわかりいただけたと思いますけれども、ご協力のほどよろしく申し上げます。

◆木下 委員 環境をよくしていきたいというのはお互いそう思っているんですけども、ただ、騒音問題等については、八月三十一日に判決が出たわけですけども、現実に賠償しなければならないような判決が、つまり騒音が出ているわけですよ。それについて感想をお聞きしたいんですけども、区長、ちょっと感想ですから、これは区長しか答えられないと思うんですよ。この前もほかの方が答えたけれども、これは感想ですからね。先ほど区長のおっしゃったことの続きで聞いているわけですよ。

（「委員長」と呼ぶ者あり）副区長、いいですよ、それは。感想を聞いているんですよ。

○小畑 委員長 木下委員、質問はそれでいいですか。答弁を求めていますか。

◆木下 委員 感想を聞いているんです。区長に答弁を求めている。感想ですから副区長は答えられないはずですよ。

◎森下 副区長 現在、小田急の騒音訴訟につきましては、区として実務的に事務的に対応している段階のものでございます。この判決は、一部受忍限度を超えた被害があるということで判決が出たわけでございますけれども、これについては実際に、まず一つは判決自身がまだ確定しておりません。今、事業者側も、それから原告側も控訴しておりますので確定しておりませんので、これについては区として、区長の個人的見解と言わないで、区としてどのような感想を持つかということについては、まだ言うべき時期ではないと思っております。実際、この環境の基準の問題につきましては、本来、全国的に、既存在来線の環境の問題ですから、その点については国において、環境に対する見解についてははっきり出すべきことであって、区の個人的な感想の問題ではないと思っております。

◆木下 委員 いや、世田谷区は驚くべき区ですね。つまり、あれだけ大きな判決が出て、全国紙にも書かれているわけですよ。それで地方紙も書いた。そういった中で、世田谷区がこの問題について区長の見解も示さない。

つまり、一審でああいう判決が出ましたよね。それは小田急が控訴して原告も控訴しました。確かに控訴審にはなりました。しかし、一審とはいえ、初めて在来線騒音に対して司法が賠償命令を出したという画期的な事件であったことは確かなわけですよ。つまりそういうことが世田谷区内にある。つまり騒音問題が現にあるわけですね。

それから、世田谷区は環境側道についての都市計画決定をしましたけれども、これについてアセスもこれからやらなければいけないんですけれども、今回の判決がどういうふうに関係してくるか、その辺はいかがですか。

◎工藤 交通政策担当部長 世田谷区は環境アセス、これは小田急線のことかなと思います。これからのことでしたら京王線だと思いますが、したということでございますので小田急線のことかと思いますが、これについては日影の関係からアセスメント条例、こういったものにおいて北側に側道をつくってきたということで、従来からお答えしているとおりでございます。

◆木下 委員 環境側道は必ずしも日影だけじゃないんですよね。そのほか騒音も含めて書いてあります。それは通達の中の文書を読むとよくわかりますけれどもね。

それはそれとして、私が聞いているのは京王線ですよ。京王線がこれからやらなければいけないので、京王線についてはいかがですか。

◎工藤 交通政策担当部長 昨年十一月に素案の説明会をしております。その中で鉄道の京王線と併用という形式で、在来線については高架、それで線増線については地下ということで素案の案を示している段階でございますけれども、その高架になる北側について、そうですね、アセスの関係で日影、主に日影のことだと思いますが、そういった関係から環境側道についても案として示している、素案として説明している、こういう段階でございます。

◆木下 委員 これからアセスメントをやらなければいけないわけですよ。つまりアセスメントは都市計画案とともに公表するわけだから。そうすると、国のアセスをやっているわけけれども、世田谷区が都市計画決定しているわけでしょう、環境側道については。そうするとその関係で、騒音について当然興味があると思うんですよ。騒音との関係で、アセスとの関係で、今回の判決の動向も含めて環境側道については

どう思うのかというのが一点と、それから、そもそも世田谷区は環境側道について都市計画決定したということについて、これは何に基づいて計画しているんですか。決定したんですか。

◎工藤 交通政策担当部長 決定したというご質問ですので、過去形でおっしゃっていますので、それは小田急のことじゃないですかというふうに私は言ったわけです。

◆木下 委員 決定するのか。

◎工藤 交通政策担当部長 するのかということでしたらこれからの京王線のことかと思いますが、これは南側にも、騒音という面では北も南もないと思いますけれども、それは主にアセス、こういった観点で基準を満足させていくために北側に側道をつくっていく。そして日影の関係でそういったところが示されている。

◆木下 委員 世田谷区の担当者も区長も、騒音について、もう四十年もこの問題、小田急、京王、あるわけですよ、これについて関心を示さない。非常に環境を目指す区としてはおかしいことですよ。

それから担当者なんか何ですか、今、ほとんどアセスのことについてだって、アセスについて考慮すべきことについて、区は担当者としては何らかの態度を示さなきゃいけないはずなのに一切示さない。本当に不思議な区だというふうに思いますよ。全国から注目されていますからね。

○小畑 委員長 以上で無党派市民の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、減税世田谷、どうぞ。

◆あべ 委員 それでは質問してまいりますが、きょうからたばこが大幅に値上げされました。世田谷区のたばこ税の収入は、決算書によりますと年間四十一億円を超えている。大きな財源であるわけですが、この間、報道等によりますと、今回の値上げでやめる方もいらっしゃるだろう、それで税収が減ることと、健康増進法の関係で、今後、医療費が抑制されるんじゃないかということ、相殺されるんじゃないかということが報道されておりましたが、現実在世田谷区としては、どれぐらいの税収が減って、健康増進法の関係でどれぐらい今後医療費が抑制されると想定されているのか。それと今般、国がこういう報道をしておりますけれども、国からはどういう説明があったのかということについてまず伺いたいと思います。

◎霧生 財務部長 たばこ税、きょうから値上げということで、今委員お話しのとおり、二十一年度決算については約四十一億円というような形で歳入がございました。二十二年度予算につきましては、一定の当初予算の際に四十二億四千五百万円ということで、たばこ税の十月一日値上げ相当分、二億円強を見込んだ中で予算を計上している状況です。

今委員お話しのように、新聞情報ということで、おやめになる方、あるいは今後たばこをやめるというような報道もございます。今委員お話しのように、当然ながら健康管理という面からはたばこの影響がいろいろと言われておりますけれども、医療費等については、あるいはたばこ税の伸びの関係にしましても、今後のたばこの販売量等をまた見させていただいて、来年度予算にもかかわりますけれども、その辺、見込んでいきたいというふうに考えております。

◆あべ 委員 健康増進法の関係もありますので、ほかの所管でまたちょっと詳しく聞きたいと思います。

次に、国の新成長戦略に関して伺いたいと思いますけれども、国土交通省が成長戦略の目玉と位置づける羽田の二十四時間国際ハブ港化、その象徴である羽田空港の

国際線の新旅客ターミナルビルが本格的なPFIによって完成をした。十月二十一日からオープンということではありますが、国の機関インフラとしてはこうしたことは初めてでありまして、これからの公共インフラのあるべき一つの方向性を示すものであると思います。つまり独立採算型だということ、特徴はそういうことでありまして、従来型の単一の目的指向型の整備ではなくて、イニシャルコストやランニングコストが行く行く大きな負担となる問題を解決するものだというふうに思います。

さて、本区は幾つかの施設整備の課題が現在あります。大きなものは区庁舎の整備の問題や梅ヶ丘病院跡地ではありますが、梅ヶ丘病院跡地について伺いたいと思います。

現在の基本構想の検討状況等について特別委員会で報告がありました。全区的な保健、医療、福祉の拠点機能について詳細を伺ったところであり、相談支援や人材育成の機能、高齢者や障害者への支援機能、健康を守る機能といったものが示されており、こうした福祉施設の整備に加えて、幅広い層を対象とした住居等の整備を検討していくべきだと考えます。もともと福祉のまちづくりが行われてきた梅ヶ丘の地であることも考慮すれば、高齢者や障害者、健常者も含めて、日中も夜間も人が暮らす住居を整備するという事は、地区のコミュニティーの形成のために大きな意義を持つものと考えます。

住居整備についても幾つかのメニューを考えるわけで、例えば定期借地権つきの分譲住宅や賃貸住宅、また福祉住宅としての区営住宅などでありまして、こうした考えで民間の活力なども導入をして、商店街の施設や、上部には住居なんかも設けて、いわゆる独立採算型のコミュニティーをつくっていくということは現時点で考えていくべきだと思いますけれども、区はこの考えについてどのようにお考えでしょうか。

◎真野 梅ヶ丘整備担当部長 このプロジェクトの実現につきましては、何遍も申し上げておりますように、施設機能、事業全体の枠組み、事業期間、財政計画等との整合性という相互に関連する三つの課題を一括して検討していく必要がございます。今

年度取り組んでおります基本構想の検討におきましても、全区的な保健、医療、福祉の拠点づくり、このほか多様な交流の創造を論点として挙げております。跡地が、施設利用者のみならず、福祉のまちづくりを先進的に推進してきましたこの梅ヶ丘の地に開かれ、多様な交流を積極的に生み出す機能の具体化を図りたいと考えてございます。

また、その実現によりましては、区の財政を極力軽減すること。ご指摘にもありましたように、民間にお願いする部分、民間の知恵や工夫を反映させた事業手法、事業の枠組みの検討が不可欠となっております。こうした観点から、今年度、年度末を目途に進めております基本構想とあわせまして、その時点における事業の枠組み、事業期間及び経費、財政見通し等を整理いたしまして、議会に報告できるよう検討を進めてまいりたいと考えてございます。

◆あべ 委員 一つの開発でいわゆる完結型の独立採算性のとれる開発をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、国有地に関しての質問を用意しておりましたけれども、ちょっともう赤灯が点滅していますので、区内には五十カ所の国有地があるということで特別委員会で説明がございました。今般、太子堂で、国有地を定期借地権を利用して保育施設をという発表がございましたけれども、今後、区内にある国有地を利用して、今まで土地がなくてできなかった、例えばグループ型の高齢者の施設であったり障害者の施設、そういうこともしっかり検討して、国と調整をしていっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で減税世田谷の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、みんなの党、どうぞ。

◆稲垣 委員 午前中なども質疑が出ていたんですが、まず最初に、二十一年度決算を見ますと、財調交付金が前年度比百億円以上の減、特別区税も十四億円の減と大幅な歳入減となっております。この二十二年度予算も、こうした収入の減少を踏まえて、百六十七億円もの基金からの繰り入れ、八十五億円の起債を計上していく、そういう形の予算になっているわけです。このまま毎年百億円を超える基金の取り崩しを行っていくと、平成二十五年には基金が底をつくというふうに示されておりますけれども、熊本区長は一期目のときにかんがりの事業の見直しなどもされてきた。その結果、ある程度の基金があるから、今の経済危機の中でも乗り切っているというふうに私は思っているんですけれども、来年度の予算で、まずこの厳しい財政状況の中で二十三年度予算について、これまでの区長の取り組みをどのように継承していこうというふうに考えているのか、お聞かせください。

◎熊本 区長 ご指摘のとおり、大変厳しい経済状況になってきておりますけれども、午前中の答弁でもお答えしましたけれども、今日また、将来的に——今やらなくてはならない事業については優先課題をしっかりとしたものとして推進していきたいという編成をしていく予定でございます。

◆稲垣 委員 二十三年度の予算編成の基本的なスタンスを聞いたわけですが、特別区税や財調交付金など、区の収入が大幅にこれから減少する傾向にあるわけです。この中で、回復の兆しが見えていかない中で、今回、政策点検方針に基づく取り組みということを行っている。この政策点検方針の中で、この点検結果に基づく取り組み、これがどういう形で成果を目指しているのか、お聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 政策点検方針では、区のすべての事業について聖域なき点検作業を行い、必要性、有効性、優先度を再検証し、各事業のあり方、今後の方向性や課題を明らかにすることを全庁に求めております。

点検の結果、各事業の見直しの取り組みにつきまして、二十三年度予算に反映していくもの、中長期の課題として取り組むものに整理して、議会でのご議論もいただきながら、政策点検に基づく今後の取り組み、政策原案として取りまとめていくわけですが、具体的には、各事業について、民間でできることは民間に移行し、区がやらなくてはならないことは効率化を図り、役割を終えた事業は廃止するなど、施策事業の再構築を図ってまいります。

これらの取り組みを進めることにより、区が責任を持って取り組むべき施策を見きわめるとともに、区民の皆さんとの協力によりサービスを充実させるものなど、中長期の視点からの課題も整理し、強固な財政基盤を構築し、無駄のない堅実な区政を目指していかなければならないと、かように考えております。

◆稲垣 委員 きょう、かなり答弁されているみたいで、声が枯れてきちゃったのかなと思うんですけども、特にいろんな見直しを行うときには、やはり区民の理解を得ながら、切り詰めるところは切り詰め、優先順位というものをしっかりとつけていかなければならないというふうに思います。

例えば、これは厳しい言い方をするかもしれないですが、熊本区長が二十三区に先駆けてやってきた子どもの医療費ですよね。ああいった子ども医療費の助成については、政策検証委員会での検討素材とされておりました。子どもの健康にかかわる、これは未来を担う子どもたちのことも考えれば、確かに優先すべき課題だというふうに思うんですが、今後、今の医療のコンビニ化の問題や、本来、税金でどこまで負担すべきなのかといった意見も出されていることは事実であります。子ども医療費助成の二十二年度の予算は三十二億円。これに三多摩市と同様に児童手当、同じ所得制限を入れた場合、約五〇%の方が対象外となって、十六億円の財政負担が減るという試算が出ております。

障害者の福祉サービス、障害者福祉の分野では、収入によって手当の受給などさま

ざまな差が生じているのが現実なんですね。こういったことを含めて考えなければならぬ、全体の整合性を図るべきということがあるので、こういった厳しい財政の中で、どういうふうに切り詰めていくかということも課題だと思うんですが、この優先順位の見きわめに当たって、幅広く検証、検討していくべきと考えますが、今後どのような形で進めていくのか、お聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 政策原案の策定に当たりましては、執行機関である区長が総合的に判断し、最終的な決定を行うこととなりますが、ご指摘のとおり、その中では幅広い検討や検証を行っていくことが重要であると認識してございます。そのため策定の過程においては、各部から挙げられた事業の目的、あり方、今後の方向性や課題などを再確認し、各部と十分議論した上で、実施計画など各種計画との関係も踏まえながら全庁的な調整を行い、施策の再構築を図ってまいりたいと考えております。

また、議会各会派からの予算要望や、第四回定例会におけるご意見などを踏まえて、全体の整合についても総合的に検討し、区長のご判断のもと、最終的な政策原案として取りまとめまいります。

◆稲垣 委員 子ども医療費という分野に関しては、本当に区長の決断というのは大きいものだと思っています。しかしながら、今の財政状況を考えていくと、国のほうでは子ども手当もありますし、いろんな形で所得制限を設けない施策というのは幾つもあるのは十分わかっているんですけども、何らかの形でやはり手をつけていかなきゃいけないということは、私は思うんですね。

私もこうやって質問しながら、多分多くの子育てをされている方からしてみれば、何言っているんだと思われるかもしれませんが、今の財政状況を考えると、厳しいことをしっかり言っていかなきゃいけないというふうに思っております。だからこそ、今後、施策のめり張り、優先順位の観点をしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。

この中で、やはり今回の補正予算、景気対策、それとリンクして景気を上げていく、そして税金を納めてもらう、その対応をしなければいけないと思うんですが、去年はやったんですが、なぜこういった景気対策を盛り込んだ補正予算を上程しなかったのか、お聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 景気対策等はさまざま状況がございます。今般は、補正予算にプレミアム付区内共通商品券発行支援と、それから緊急雇用対策事業をさせていただきました。加えまして、現行の小口零細資金緊急特別融資を見直しまして、新たな融資制度として、景気対策経営改善資金特別融資を創設しております。今後も区民生活に停滞を来さないよう、区長の指示のもと、実効性のある対策を適宜適切にやってまいりたいと思います。

◆稲垣 委員 時間がないので終わります。

○小畑 委員長 以上でみんなの党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続き、レインボー世田谷、どうぞ。

◆上川 委員 時間がないのでテンポよくお願いいたします。

職員の超過勤務時間の恣意的な操作について伺いたいと思います。

深夜、五階から階段をおりながら退庁しますと、残業が常態化している課、あるいは職員がいるということを感じます。職員の方からは、超過勤務手当の支給すらないという声も以前から伺っています。そこで、残業の実態を調べるために、各課で一番最後に帰る職員が、消灯、戸締まり、金庫の施錠等を確認の上、巡視室で退庁時間を記載する室内処理確認簿というものを私のほうで確認をいたしました。これを見ますと、この第二庁舎の一階では障害施策推進課事業担当が、二階では保育課保育計画推

進担当が、三階では生涯学習・地域・学校連携課の社会教育係が、そして議会の四階では区議会事務局調査係の職員が深夜まで残っていることが非常に多く、二十三時、二十四時まで職員が連日連夜残っています。

ところが、ネームプレートを使用して出勤時刻、退勤時刻を打刻している出勤簿の開示を求めますと、驚くことに、職員の退勤時間は空欄ばかり、ほぼ空欄です。その理由を伺いますと、基本的に退勤時間の打刻が必要になるのは、あらかじめ上司から超過勤務命令が出た場合のみであって、そのほかの日は打刻しないのが基本ということです。

ところが、実際には、超過勤務命令が事前に上司から出て残業に入ることはかえってまれで、翌日以降、実際に行った残業を職員が上司に報告し、超過勤務命令簿というものを後から後づけで体裁を整えてもらうということが常態化しているそうです。

つまり、実際に超過勤務をしたとしても、上司に命令を出してもらっていない以上、退勤時刻は打刻をしないので、出勤簿に勤務の形跡は残らない。仮に過重労働で過労死をした職員が出ても、出勤簿上はその実態がわからないということです。これほど管理職に都合のいい管理というものがあるのでしょうか。職員の勤務時間を適正に管理するのであれば、出勤時間だけではなくて、退勤時刻も打刻させるのが当然と考えますが、いかがでしょう。

◎堀 総務部長 ただいま打刻についてご質問がありました。これにつきましては平成十八年一月から、IT化の推進に伴いまして導入いたしました人事庶務システムというものでございます。この職員証のほうにICチップをつけまして、出勤簿のほか休暇、職免、出張、超過勤務等の利用をしております。

このシステムの内容ですが、出勤時は出勤時刻を読ませます。退庁時ですが、これのときは、超過勤務がない場合は、委員の話もありましたが、定時に退庁するときは打刻は行いません。ただし、超過勤務を行う場合は退庁時刻を読み込ませるシステム

になっておりますが、お話にありました超過勤務は事後的にも修正可能でございます。
したがいまして、この点も含めて改めて庁内に徹底するようにさせていただきます。

なお、ご指摘の件ですが、職員の出退勤につきましては、管理監督者が責任を持って行うのが組織上の基本であると考えております。

◆上川 委員 修正が可能なら即刻修正をしてください。実態と全く違っています。

続きまして、超過勤務手当が出ていないとおぼしき具体的な事例をご紹介します。
ここに紹介する数字は職員厚生課長も承知をしているものです。この第二庁舎、あるフロアの四月一カ月間の室内処理確認簿、最終退庁者の押す簿冊ですけれども、これを確認いたしますと、同じ部署の同じ職員が連日連夜、最終退出者として名前を残していました。ここでは仮にS課のαさんといたします。私自身は面識のない方ですけれども、実在の課の実在の職員さんです。この方は、ことし四月の業務日二十一日中九日間、最終退出者としてこの簿冊に記入をしています。その退出時間を見ますといずれも二十三日以降、二十四時近くとひどい時間です。

一方、出勤簿のほうを見ますと、二十三日過ぎに打刻した日が十日間、二十二時台が二日間、二十一時台が二日間、二十時台が一日、そして打刻がやはりない日が六日間です。打刻のある日だけを計算しても計十五日間、八十五時間五十一分。これが二カ月間続くと過労死認定の対象です。αさんは定刻後も職場に残っていることがここからははっきりわかります。

ところが、上司がこれにどれだけ超過勤務手当、命令簿、認めたのかといいますと、たった五日間のみ、いずれも二十二時きっかりと早目に終わっておりまして、計二十三時間四十五分です。この両者のギャップ六十二時間は一体どこに消えているんでしょうか。職員の健康管理から見ても大変問題が大きいと考えますが、現状の管理のいかげんさ、どうにかなりませんか。

◎堀 総務部長 改めて申し上げるのも何ですが、超過勤務は原則として業務上やむを得ない場合に勤務を命令するものですが、緊急の場合などは職員が事後に報告することもあります。お話のように、年度末、年度当初は大変忙しい時期ですが、しかし、挙げられました事例が事実だとしますと、職員の健康管理面から見てもゆゆしき問題であると考えております。

私ども、年度当初には、勤務時間の適正化に努めてもらうよう、慢性的に超過勤務が行われた場合の対応方法、あるいは特定の職員に超過勤務が集中している場合などの対応について指導しておりますが、お話のような事例がどのような理由なのかわかりませんが、もし一人に集中しているケースがあるとすれば、好ましい状況ではありませんので、確認の上、対応させていただきます。

◆上川 委員 職員厚生課では、この四月に、勤務時間の適正管理についてという文書を各部の庶務担当課長あてに発信をしていました。その文書を拝見しますと、超過勤務が恒常的に多い職場に対して二つのことを求めています。一つに超過勤務改善報告書の提出、そして所属長へのヒアリングが行われるということです。ところが、過労死認定が得られそうなこういった職場、複数ございましたけれども、その職場は、この改善計画、全く出してもおりませんし、ヒアリングも行われておりません。職員厚生課がやっていることは節穴ですか、教えてください。

◎堀 総務部長 指導に公平さが無いというご指摘だと思いますが、先ほどのシステム上の問題もありますし、また、適正管理について対応しておりますので、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、実態の把握に努め、また、管理監督者は責任を持って、組織上の超過勤務のありよう、職員の出退勤について管理をするのが基本でありますので、これを念頭に、改めて庁内に仕事の進め方を再点検させまして、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの観点からも、業務に支障のない範囲での定時退庁、あるいは年次有給休暇の計画的取得のさらなる促進に努めてまいります。

◆上川 委員 悪質に数字を操作する人が呼ばれることもなく、正直に申告する上司たちがばかを見る、こんな体制はしっかりやめてください。お願いします。

終わります。

○小畑 委員長 以上でレインボー世田谷の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、世田谷無所属の会、どうぞ。

◆ひうち 委員 まず、レンタサイクルについて伺います。

前回の第二回定例会では、コミュニティーサイクルの三カ所のポートの利用状況が平成二十一年から平成二十二年にかけて一日当たり約九百人から約千二百人と増加しているとのお話でした。また、利用者は主に通勤や通学の方々ですが、それ以外にも観光目的での利用もふえてきているとのこと。今後、さらに利用者をふやすには、一日二百円で、また一カ月でも二千円で借りられ、二十四時間どこで借りてどこで返してもいいなど、便利さや快適さを、区民の方はもちろん、区外の方々にも引き続き広くPRし、知名度を上げることが必要と考えます。

そこで、先日、コミュニティーサイクルシステムがグッドデザイン賞を受賞したとのこと。グッドデザイン賞は、生活の営みを豊かにするということを目指した賞であり、五十年以上も続いている由緒ある賞です。この機会をとらえて、さらに世田谷区のコミュニティーサイクルシステムを積極的にPRし、利用者の拡大を図るべきと思いますが、区の見解を伺います。

◎工藤 交通政策担当部長 区内三カ所のレンタサイクルポートをつなぐコミュニティーサイクルの利用状況でございますが、八月には一日当たり約千三百人の方にご利用いただきました。このたび、このように多くの方に利用され、地域と生活を上手につないだサービスとして定着していることなどが評価され、グッドデザイン賞の公

共サービスシステム部門で受賞をいたしました。今後は、グッドデザイン賞受賞のシンボルであるGマークを使用することができますので、このマークを有効活用し、コミュニティーサイクルのイメージアップ、PRが図れることから、コミュニティーサイクルの利用拡大を目指してまいります。

◆ひうち 委員 生活の中に溶け込んでいるというサービスそのものが評価されたのだと思います。今後も多くの方がふだんの生活の中で使えるよう、レンタサイクルポートをふやして、ネットワークを広げて行っていただきたいと思います。

次に、仕事と育児、仕事と介護の両立について伺います。

昨年の第四回定例会では、介護と仕事を両立することが難しく、働き盛りの四十代、五十代の方が仕事をやめざるを得ない状況がある。ここで育児休業に比べて介護休業の取得が低いことから、取得しやすい環境づくりについて質問をさせていただきました。

六月三十日からの国の改正育児介護休業法施行に伴い、短時間勤務の制度化、男性の育児参加の拡大、短期の介護休暇の創設というように、育児・介護休暇の制度が整備されましたが、実現していくためには、働き方や職場の雰囲気が変わるかということも重要だと思いますので、本日は、区のワーク・ライフ・バランスの取り組みについて質問してまいります。

まず、育児休業についてです。

イクメンという言葉もよく聞かれるように、最近では育児に積極的にかかわる男性がふえてきており、厚生労働省の二〇〇七年度のデータでは、育児休業を取得したいという男性は約三二%おりますが、一方で、これは二〇〇八年度のデータですが、女性の育児休業取得率が九〇・六%であるのに対し、男性は約一・二三%とごくわずかになっております。

ここで区も六月に条例改正をし、制度を整えておりますが、実際に育児休業が取得

しやすい環境が大切と考えます。市内のワーク・ライフ・バランスの取り組み、また、育児休業の意識醸成に向けてどのように進めていくのか伺います。

さらに、介護休業についてもどのように取り組んでいるのか伺います。

◎城倉 生活文化部長 区は現在、ワーク・ライフ・バランス推進の啓発活動としてファミリー・デー・キャンペーンを十一月三日まで展開中ですが、区は区内で最大の事業者でありますので、このキャンペーンに連動しまして、市内でも九月、十月とワーク・ライフ・バランス推進月間を設定しまして、市内放送や職員向けの市内報での呼びかけにより定時退庁をしやすい環境づくりなどに努め、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図っているところでございます。

あわせて、育児休業や介護休業につきまして、市内の課長会を通じ制度周知を図るとともに、今月、育児休業や介護休業を取得しやすい職場の環境づくりのため、管理監督者向けの講演であるとか、あるいはワークショップ形式での一般職員向け研修を関係所管と共催で実施していく予定であります。

今後も、職員向け市内報である「けやき」や情報誌「らぷらす」等を活用しまして引き続き意識醸成に努めるとともに、次年度以降、介護休業に関連する職員向けの研修を実施するなど、職場の環境づくりに努めてまいります。

◆ひうち 委員 区は現在、ファミリー・デー・キャンペーンを実施し、また、市内では九月、十月をワーク・ライフ・バランス推進月間としているとのことですが、意識醸成に向け、十一月以降も例えばワーク・ライフ・バランスの日を設定するなどして引き続き取り組みを進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

◎城倉 生活文化部長 今回のワーク・ライフ・バランス推進月間の設定でございますが、これは仕事と生活の調和につきまして職員一人一人が仕事、家庭、地域のそれぞれでのあり方を改めて考えるための契機となるように行ったものでございまして、

継続的な取り組みが必要だというふうに考えております。

ワーク・ライフ・バランスの考え方を区内でさらに広めていくためには職員の意識を変えていくことがポイントと考えておりますので、今後も関係所管とも連携しまして、ご提案も含めましてさまざまな手法を検討し、引き続き取り組みを進めてまいります。

◆ひうち 委員 ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

次に、これまで職員の方に向けた取り組みを伺ってきましたが、区内にとどまらず、育児休業や、特に介護休業については区民の方がとりやすい職場環境づくりに努めていってほしいと思います。そのためには、区内での成果を踏まえて、区内企業に向けてとりやすい職場の環境づくりや意識醸成など、区は積極的に区内企業に働きかけていくことが必要であると考えますが、どのように働きかけを進めていくのでしょうか、伺います。

◎城倉 生活文化部長 ワーク・ライフ・バランスの推進には区内企業への働きかけが重要な要素であるというふうに考えます。現在展開中のキャンペーンは、各商店街が中心となって実施する世田谷線沿線での各イベントの準備段階から説明をして準備をしてきたということでございます。また、区内の産業団体の役員会での情報誌「らぶらす」の配布などいろんな取り組みを検討しておりまして、今後、引き続き、区内企業の働きかけにあたりましてはさまざまな工夫をしていきたいというふうに考えております。

◆ひうち 委員 この改正を踏まえ、区外企業については国、東京都が対応することとなると思いますが、世田谷区から発信をして、国、東京都を動かしていくという姿勢を持ち、今後も取り組んでいただくことを要望させていただきます。

以上で終わります。

○小畑 委員長 以上で世田谷無所属の会の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続き、無所属、どうぞ。

◆青空 委員 本日、私が最後の質問です。この議会が終わってからのビールは格別においしいでしょうね、本当に。私もたくさん飲むわけではないんですが、それでもことしの夏のように暑い夏にはビールが命という気持ちを抱いています。なので、新聞などを読んでいても、広告に、キリンだ、アサヒ、サッポロ、サントリーなどのビールメーカーの名前があると、自然と文字のほうから目の中に飛び込んでくることがあります。今回の質問は、そんなビール会社の取り組みをヒントに、男女共同参画という観点から、人材育成、そして研修にスポットを当ててまいります。

私は、ことしの第一回定例会の一般質問で、男女共同参画について、特に区の女性管理職をふやすという観点から、研修を通じた職員の意識改革や、管理職試験の受験環境などの質問をいたしました。きょうはその続きです。

八月に新聞を見ていたら、キリンビールという言葉が目に入ってきました。その記事の中身が女性管理職倍増計画というものです。真の国際企業になるには、国籍、性別にかかわらず多様な人材を活用しなくてはならず、女性の社員の活用はその第一歩となるという考えに基づいたようです。この計画の実現に向けて、先輩女性管理職が後輩女性管理職を対象としてキャリア形成やビジネススキルアップなどのノウハウを伝授するフォーラムを開催するなど、さまざまな取り組みが紹介されていました。

キリンビールでは、会社の性格上、飲食店向けの営業など夜の仕事も大変多く、女性には不向きな面もあることから、仕事を離れる率も高いそうです。女性管理職の割合も二・九%にとどまっているそうです。ライバル会社にも大きくおくれをとっている現状で、強い危機感を持っていたものでの倍増計画のようですが、こういう意気込

みは必要と思いますが、今のキンビールの女性管理職倍増計画の話聞いて、研修し人材を育成するという立場からどのように思われるか、区の感想をお伺いします。

◎野澤 研修調査室長 感想ということですので、世田谷区におきましても、団塊世代の大量退職による職員の世代交代の中で、多様な人材を活用するためには、職員の計画的な人材育成が重要であると認識しております。熊本区長より、課長としての人材活用や、あるいは男女共同参画プランを踏まえた庁内の管理監督者的立場への女性の登用が進む環境整備を図るように指示もございまして、人事当局を初め全庁的に関係所管との連携を図ってまいりました。具体的には、管理職から職員に対しまして、これまでの自身の経験や職員へ期待を込めた区政の現状と課題研修を実施しております。

こうした取り組みによりまして、世田谷区の女性管理職は、管理職百七十九人中二十六名の一四・五%を占めまして、委員ご紹介のキンビールよりは高い割合となっております。ただ、同社の取り組みを参考にいたしまして、今後とも女性が管理職を目指しやすい環境整備に努めてまいります。

◆青空 委員 このキンビールの取り組みの中で、キャリア形成のノウハウを伝授するフォーラムのことを話をしましたが、将来は管理職を目指すなどキャリアの目標を立て職業人生を歩むことは、高いモチベーションで仕事に取り組むことができるそうです。成果を上げたり達成を得たりすることにつながるということで、とても大切なことだと思います。区の研修でも、こういうキャリアの目標などの観点から取り入れられるのかどうか、お伺いします。

◎野澤 研修調査室長 長い職業人生を歩むためには、それぞれがキャリア目標を立てまして仕事に取り組み、成果を上げたり、その時々目標を着実に達成していくことが大切であります。特に年齢を重ねるごとに仕事やキャリア目標の再確認を行うた

めに、委員ご指摘のキャリア形成研修、これの果たす役割は大きいものと考えております。

区におけるキャリア形成研修は、三十歳と四十歳の職員を対象にいたしまして、みずからの職業人生を考え、それぞれの目標達成に向け意欲を高めるとともに、具体的な行動計画を立て実践できるようなものとして実施しております。また、主任主事や係長級を対象とした研修でも、同じような目標を設定いたしまして、実践していくという研修を行っております。今後とも、管理職になるといった目標を持つだけでなく、自己の確立と公務員としての職業人生を豊かにすることで、区民サービスの向上を目指す意識の高い職員を育成してまいりたいと考えております。

◆青空 委員 この新聞記事ではメンター制度に注目していました。これは先輩女性社員が対面で定期的に相談に乗るという仕組みでした。総合職の女性社員が、仕事の問題だけでなく、プライベートなことも相談できる機会を年に数回設け、先輩の知恵や体験を生かし、解決につなげようという仕組みです。もちろん相談を受ける側のメンターの養成にもぬかりはなく、社長や役員が自分の経験も踏まえて助言を行っているようです。

人はくじけそうになるものですが、それを支える存在があってこそ、困難な目標にもたどりつけるものだと思っております。その意味で、このようなメンター制度の効果には期待できるものですが、区の研修でも同じような考えが取り入れられないのか、ちょっとお伺いします。

◎野澤 研修調査室長 メンター制度につきましては、一般的には新人一人に入所三年から十年程度の先輩がついて教育指導を行うことになっております。区の研修におきましても、係長級、主任主事の職員が、まだ対一の関係ではございませんけれども、グループのリーダーとして研修を行っております。

◆青空 委員 よその会社でいいことをやっているものは、ぜひ世田谷区内にも取り入れてほしいと思っております。

以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で無所属の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 以上をもちまして本日の質疑はすべて終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後六時三十七分散会